

令和5年12月5日（火曜日）

○出席議員（11名）

1番	三浦克欣	議員	8番	林真弥	議員
2番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
3番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
4番	池島和喜夫	議員	11番	甲部昭夫	議員
5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田島洋子
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田正	生活環境課長	田中智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之	情報推進課担当課長	辻口要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 貴 書記 北野 勝之
議会事務局長補佐 神保 悦子

○議事日程（第1号）

令和5年12月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第27号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第28号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第31号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第32号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について

議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第34号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第35号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算

議案第37号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第38号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第39号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第40号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第41号 令和5年度中能登町水道事業会計補正予算

日程第3 委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和5年度中能登町議会12月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から12月18日までの14日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、12番 坂井幸雄議員、1番 三浦克欣議員を指名します。

◎議案の一括上程

○議長（笹川広美議員） 日程第2

議案第27号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第28号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 中能登町一般職の職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第31号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第32号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について

議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第34号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第35号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算

議案第37号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第38号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第39号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第40号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第41号 令和5年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案15件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和5年度中能登町議会12月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、31年ぶりに石川県で開催されました国民文化祭「いしかわ百万石文化祭

2023」は、大盛況のうちに11月26日、閉幕いたしました。期間中は、県内各地で151の文化イベントが開催され、中能登町におきましても「感じよう中能登町〜どぶろく・おにぎり・共生社会〜」をキャッチコピーに、町の特色を生かした独自の事業を展開し、たくさんの方にご来場いただくことができました。ご協力いただきました関係者の皆様に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、今年は今中能登トレジャートレイルランが記念すべき第10回大会を迎えることができ、前日開催のプレイベント石動山トレイルランを含め、608名のランナーの皆様にご参加をいただきました。今後も、ランナーをはじめ多くの方にご参加いただける大会となるよう期待をしております。

このほか、11月9日に行われた石川県中学校駅伝大会におきまして、中能登中学校が3年連続となる男女アベック優勝を果たし、全国大会への出場を決めました。

11月25日に長野県で行われた北信越大会では、男子チームは大会新記録での3連覇、女子チームは3位入賞と、12月17日に行われる全国大会での活躍が期待されるところであります。出場する選手におかれましては、体調管理に気をつけ、持てる力を十二分に発揮できることを切に願っております。

さて、県内の新型コロナウイルス感染症の感染者数については、9月から大きく減少傾向にあります。一方で、季節性インフルエンザが徐々に流行してきており、今後の流行拡大が懸念される状況であります。

町民の皆様には、流行前のワクチン接種に加え、外出後の手洗いやうがいなどの感染予防と十分な睡眠、バランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めていただくようお願いいたします。

師走に入り、慌ただしい年の瀬を迎えようとしておりますが、町といたしましては、今

年度の事業の進捗と予算の執行状況を確認するとともに、新年度の予算編成に向けて現在取り組んでいるところであります。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次ご説明をいたします。

最初に、議案第27号 中能登町課制条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、現在の企画課と情報推進課の組織改編により課の名称を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与の改定の動向などに鑑み、議会議員の期末手当の改定を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与の改定の動向などに鑑み、常勤の特別職の職員の期末手当の改定を行う必要があるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院の国家公務員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給与の改定を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、老人福祉センターゆうゆうに係る電気料等の高騰に伴い、施設の使用料の

見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、中能登町健康ハウス憩に係る電気料等の高騰に伴い、施設の使用料の見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、ケーブルテレビ放送センターの放送機材の更新によるセンター機能の移転に伴い、施設の位置及び放送サービスの業務区域の名称変更など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所有者責務の強化や活用拡大、管理の確保、特定空き家の除却などについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,764万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億5,021万円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、広報なかのと印刷製本業務委託のほか

14の業務について令和6年度までを、中能登町道路・公園包括管理等PFI事業について令和7年度から令和21年度までを期間として、それぞれ限度額を設定するものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、農業農村整備事業のほか5事業について、限度額の総額を7億3,620万円とするものであります。

補正予算の歳入の主なものは、第14款国庫支出金の国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金として2,749万7,000円、国庫補助金で、社会保障・税番号システム整備費補助金として1,177万1,000円、第15款県支出金の県負担金で、障害者自立支援給付費負担金として1,374万8,000円、第18款繰入金の基金繰入金で、財政調整基金繰入金として5,571万7,000円、第21款町債の消防債で、防災対策事業債として2,220万円をそれぞれ増額するものであります。また、第21款町債の教育債で、一般単独施設改修事業債として1,500万円を減額するものであります。

歳出の主なものは、第3款民生費の障害者等自立支援給付事業として6,431万円、福祉医療費支給事業として975万5,000円、第6款農林水産業費の県営土地改良事業費として835万6,000円、団体営土地改良事業費として830万円、第9款消防費の消防施設費として2,229万2,000円、第10款教育費の小学校管理費として887万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第37号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億243万3,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、石川県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額するものであります。

次に、議案第38号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,761万9,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、介護報酬等改定に伴うシステム改修事業に対する負担金を増額するものであります。

次に、議案第39号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,997万円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、国保特定健診業務について、令和6年度までを期間として限度額を設定するものであります。

補正予算の主なものは、国県等返還金を増額するものであります。

次に、議案第40号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,450万8,000円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、ケーブルテレビサービス用機材購入について、令和6年度までを期間として限度額を設定するものであります。

補正予算の主なものは、建物火災により熱害を受けた光ケーブルの復旧工事費を増額するものであります。

次に、議案第41号 令和5年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で40万円を増額するもので、人事院勧告に基づく職員の給与費等を増額するものであります。

また、債務負担行為の追加で、上水道施設

維持管理業務委託のほか2つの業務について、令和6年度までを期間としてそれぞれ限度額を設定するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明

○議長（笹川広美議員） これより、本定例会議に上程されました議案15件について一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとされるよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第36号から議案第41号までの補正予算についての質疑は、12月7日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

それでは、議案第27号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、4ページ及び5ページとなります。

高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書4ページを御覧ください。

議案第27号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

それでは、別冊の提出議案の説明資料の2ページを御覧ください。

まず、1の改正理由といたしまして、企画課と情報推進課の組織改編に伴いまして、課の名称を変更するため改正を行いたいもので

す。

次に、2の改正概要ですが、課の名称の変更といたしまして企画課と情報推進課を企画情報課としたいもので、施行は令和6年4月1日からとしたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第27号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第28号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、6ページ及び7ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書6ページを御覧ください。

議案第28号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、説明資料の4ページを御覧ください。

まず、1の改正理由といたしまして、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与の改定の動向等に鑑みまして、議会議員の期末手当の改定を行うものです。

次に、2の改正概要ですが、令和5年12月期から期末手当を改定したいもので、年間3.30月分を3.40月分とし、年間0.10月分引上げをするものです。なお、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数を平準化するので、令和6年度の6月期と12月期は、ともに1.700月分を支給するもので、年間3.40月分の期末手当を支給したいものです。

3の施行期日は、公布の日とし、一部の規定は令和6年4月1日とするものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第28号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第29号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、8ページ及び9ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書は8ページを御覧ください。

議案第29号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、説明資料の6ページを御覧ください。

まず、1の改正理由といたしまして、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与の改定の動向などに鑑みまして、常勤の特別職の職員の期末手当の改定を行うものです。

次に、2の改正概要といたしまして、期末手当の改定を令和5年12月期から改定をしたいもので、年間3.30月分を3.40月分とし、年間0.10月分引き上げるものです。なお、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数を平準化するもので、令和6年度の6月期と12月期ともに1.700月分とし、年間3.40月分とするものです。

3の施行期日は、公布の日とし、一部の規定は令和6年4月1日とするものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

た。議案第29号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第30号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、10ページから17ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書10ページを御覧ください。

議案第30号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、説明資料の8ページを御覧ください。

まず、1の改正理由といたしまして、人事院の国家公務員の給与の改定に関する勧告に鑑みまして、一般職の職員の給与の改定を行う必要があるためです。

2の改正概要では、月例給の改定で、令和5年4月1日から改定したいもので、初任給を高校卒業約8%で1万2,000円、大学卒約6%で1万1,000円を引き上げたいものです。なお、初任給をはじめ若年層に重点を置き、改定率を逡減させる形での改定を行うものです。

次に、特別給の改定を令和5年12月期から行いたいもので、年間4.40月分を年間4.50月分とし、年間0.1月分引き上げるものです。なお、再任用職員につきましては、年間2.30月分を年間2.35月分とし、年間0.05月分引き上げるものです。

次に、令和6年4月1日から在宅勤務手当の新設を行いたいもので、在宅勤務などに伴う光熱水費の負担軽減のため手当を新設するもので、住居等で一定期間以上継続して1か

月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部の勤務を命ぜられた職員に月額3,000円を支給したいものです。

次に、令和7年4月1日から勤務時間の改定を行いたいもので、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能としたいものです。

3の施行期日は、一部の規定を除きまして公布の日からとするものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第30号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第31号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、18ページ及び19ページとなります。

横井長寿福祉課長

〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長 それでは、議案書の18ページを御覧ください。

議案第31号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてです。

議案書は19ページですが、説明資料の26ページで説明をいたします。

まず改正の理由ですけれども、ここ最近の物価高騰、特に燃料費の高騰に伴う電気料金の値上げなど光熱水費が増加していることから、老人福祉センターゆうゆうの施設運営に影響を及ぼしているため、施設の使用料の見直しを図り、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですけれども、現行の使用料について、1人1回の料金を50円引き上げるものであります。具体的には、18歳以上64歳以

下で障害のある方以外は350円、65歳以上及び障害のある方は250円、18歳以上の町外の方は450円となります。

施行の期日は令和6年4月1日であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第31号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第32号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、20ページ及び21ページとなります。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、議案書20ページを御覧ください。

議案第32号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例についてです。

議案書は21ページですが、説明資料の28ページで説明をいたします。

改正の理由ですけれども、先ほどの老人福祉センターゆうゆうと同様で、最近の物価高騰、特に燃料費の高騰に伴う電気料金の値上げなど光熱水費が増加していることから、健康ハウス憩の施設運営に影響を及ぼしているため、施設の使用料の見直しを図り、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、現行の使用料について、1人1回の料金を50円引き上げるものであります。具体的には、学童前児童は引き続き無料としますが、小学生は150円、中学生以上64歳以下で障害のある方以外は350円、65歳以上及び障害がある方は250円、中学生以上の町外の方は450円となります。

施行の期日は令和6年4月1日であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第32号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、22ページから24ページとなります。

田島健康保険課長

〔田島洋子健康保険課長登壇〕

○田島洋子健康保険課長 それでは、議案書22ページを御覧ください。

議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

説明資料の30ページで説明をさせていただきます。

改正理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布されたことに伴い、中能登町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正概要は、産前産後期間相当分の保険税免除制度の創設に伴い、今回、子育て世帯の経済的負担軽減等の観点から、出産する予定の被保険者または出産した被保険者について、産前産後期間相当分である4か月間（双子などの多胎の場合は6か月間）の均等割保険税及び所得割保険税を免除するものです。

また、産前産後期間相当分の保険税免除制度の導入に当たり、免除分については国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で公費負担となります。

施行期日は令和6年1月1日であります。ただし、今回の改正は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の国民健康保険税について適用するものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第33号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第34号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、25ページ及び26ページとなります。

辻口情報推進課担当課長

〔辻口 要情報推進課担当課長登壇〕

○辻口 要情報推進課担当課長 それでは、議案書25ページをお願いいたします。

議案第34号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてであります。

次に、別冊になります提出議案説明資料34ページをお願いいたします。説明資料にて説明いたします。

まず、1の改正理由としましては、既存の放送センターで運用している放送設備機器について、運用開始から20年近くが経過しており、故障した場合の部品調達が難しいと予測されることから、放送設備機器を更新するに当たり、現在の放送センターからラピア鹿島敷地内に新たに建設した局舎に新しい放送設備機器を設置することに伴い、放送センターの位置を変更するとともに業務区域の改正を行うものです。

2の改正概要ですが、放送センターの位置を現在の井田3部6番地7から新局舎を設置した井田に部50番地に変更するものです。また、業務区域を中能登町全域から中能登町に

改めるものです。

3の施行期日は令和6年4月1日からとしたいものです。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第34号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第35号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、27ページから33ページとなります。

岩田企画課長

〔岩田 正企画課長登壇〕

○岩田 正企画課長 それでは、議案書27ページをお願いいたします。

議案第35号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例についてです。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は28ページ、説明資料は36ページをお願いいたします。説明資料にてご説明いたします。

1の改正理由としましては、国の上位法である空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律により、所有者責務の強化や活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等について所要の改正を行うものであります。

2の改正概要ですが、所有者には現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務が課されるほか、活用拡大として空家等活用促進区域が設定可能となります。また、支援法人制度の創設に伴いNPO法人等を指定して空き家の管理や所有者探索が行えるようになります。さらに、管

理の確保として、管理不全空き家に対する指導、勧告を行うことができるようになり、工作物の設置者である電力会社等に所有者情報の提供要請が可能となります。そして、特定空家の除却として緊急時の代執行制度が創設されることとなります。

3の施行期日は公布の日からであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第35号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は、34ページから43ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書34ページをお開きください。

議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算で、令和5年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,764万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億5,021万円とするものです。

第2条の債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものです。

第3条の地方債補正で、地方債の変更は第3表地方債補正によるものです。

それでは次に、37ページをお開きください。37ページは、第2表の債務負担行為補正になります。

債務負担行為補正として、それぞれの事業

の限度額を設定するもので、町議会会議録作成業務委託で142万円、町議会だより印刷製本業務委託として130万円、広報なかのと印刷製本業務委託で540万円、動物死骸回収業務で160万円、容器包装リサイクルびん積替保管業務として105万円、一般廃棄物収集運搬業務委託で5,280万円、町学校給食センター排水処理施設維持管理業務で389万円、町学校給食センター設備機器保守点検業務で274万円、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託で402万1,000円、町公共施設消防設備等保守点検業務委託で596万円、町公共施設空調機器・ボイラー保守点検業務委託で3,120万円、町防災行政デジタル無線施設保守点検業務委託で803万1,000円、町道路公園包括管理等PFI事業は、令和7年度から令和21年度になりますが62億724万2,000円、後期高齢者健診（集団健診）業務で390万円、集団がん検診等業務で1,620万円、以上を債務負担行為補正として限度額を設定するものです。

次に、39ページでは、第3表地方債補正としての限度額の設定になります。

まず、起債の目的といたしまして、農業農村整備事業債では6,420万円を6,530万円とするもので、110万円を追加するものです。次に、老朽ため池改修事業債では430万円を480万円とするもので、50万円を追加するものです。次に、河川整備事業債では5,850万円を5,940万円とするもので、90万円を追加するものです。次に、一般単独施設改修事業債では5,950万円を4,450万円とし、1,500万円減額するものです。次に、防災対策事業債では4,460万円を6,680万円とし、2,220万円を追加するものです。そして、児童福祉施設整備事業債では370万円を540万円とし、170万円を追加するものです。

よって、補正前の限度額計の7億2,480万円を補正後限度額7億3,620万円とし、1,140万円を追加するものです。

次に、42ページをお開きください。

42ページからは歳入の補正になります。

最初に、12款の分担金及び負担金、14款の国庫支出金及び15款の県支出金につきましては、補助対象事業費の新規割当てや増減などに伴いまして適正額を計上したものです。

主なものでは、上から2段目の第14款国庫支出金の民生費国庫補助金で、障害者自立支援給付費負担金で2,749万7,000円、3段目の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号システム整備費補助金で1,177万1,000円、4段目では、民生費県負担金では障害者自立支援給付費負担金で1,374万8,000円、5段目の農林水産業費県補助金では、団体営土地改良事業費補助金で793万8,000円を追加するものです。

次に、下段の18款繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金では、財源調整のため5,571万7,000円を繰入れするものです。

次に、43ページの諸収入の主なものといたしまして、雑入では、電算システム他会計負担金として577万5,000円を追加するものです。

歳入の最後は、第21款の町債であります。先ほど地方債補正で説明をさせていただきましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

歳入の説明は以上となります。

○議長（笹川広美議員） 続いて、同じく議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算についての歳出について説明を求めます。

議案書は、44ページから47ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、44ページをお開きください。

第2款総務費の総務管理費、一般管理費の情報管理事業では、委託料の業務委託733万8,000円を追加するもので、主に障害者福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費用

となります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 辻口情報推進課担当課長

○辻口 要情報推進課担当課長 それでは、同じく議案書44ページをお願いいたします。上段の2つ目になります。

2目1細目広報広聴事業で229万9,000円を増額するものです。

27節の繰出金で、ケーブルテレビ事業特別会計の補正に伴う必要額を計上したのになります。

その補正内容につきましては、後ほどケーブルテレビ事業特別会計でご説明をいたします。

説明は以上となります。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

○岩田 正企画課長 続きまして、44ページ3段目をお願いいたします。

6目企画費、1細目給与費、3節の7、時間外勤務手当で30万円の増額補正をお願いするものであります。内容としましては、国民文化祭等のイベント等が増えたことにより、7款商工費、1項1目商工振興費の給与費から組替えを行うものであります。

次に、9細目公共交通事業の18節の2、補助金で6万2,000円の増額補正をお願いするものであります。内容としましては、北陸鉄道株式会社グループが来春の北陸新幹線延伸に合わせ、令和6年3月をめどに加賀地区と金沢地区で先行的にサービスを開始するクレジットカード等のタッチ決済システムへの補助金であり、令和5年度から7年度にかけて導入整備を実施するもので、事業者、国、県、市町で負担し、市町は総事業費の6分の1相当額を営業キロ数で案分しているものです。

次に、10細目空き家等利活用促進事業の7節の1、報償金で90万円、18節の2、補助金で50万円の増額補正をお願いするものであり

ます。内容としましては、空き家等登録奨励事業のうち、家財道具の処分、整理に係る報奨金として不足している90万円と改修支援補助金として不足する50万円の合計140万円を補正するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 宮川住民窓口課長
〔宮川清美会計管理者兼住民窓口課長登壇〕

○宮川清美会計管理者兼住民窓口課長 引き続き、44ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、金額の増減はありません。

当初予算に一般財源として12節委託料443万3,000円を計上いたしました。内訳としましては、戸籍情報システムに308万円、戸籍の附票システムに135万3,000円、いずれも戸籍の氏名に振り仮名を記載するために必要なシステム改修費になります。国の関係法令が成立したことを受け、国庫補助金に組替えを行うもので、いずれも補助率は100%です。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に続き会議を開きます。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、44ページの下段を御覧ください。

3款1項1目2細目社会福祉事業で2万3,000円の増額をお願いするものです。

これは、令和4年度の成年後見制度利用促進事業において、事業費の確定により精算をしたところ、返還しなければならないこととなったため、所要額を計上するものです。

次に、45ページを御覧ください。

3款1項2目4細目障害者等自立支援給付事業で6,431万円の増額をお願いするもので

あります。

ここでは、扶助費の介護給付費、訓練等給付費、相談支援給付費、障害児通所給付費、計画相談支援給付費の実績が当初予算見込みを超える利用件数及び給付費となったため、それぞれ所要額を計上するものであります。

その下の国県等返還金491万6,000円は、障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金の事業確定による精算措置において、国及び県に対して返還する必要が生じたため、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、その下の5細目障害者医療費事業で154万2,000円の増額をお願いするものであります。

ここでは、令和3年度及び令和4年度の障害者医療費事業の事業確定による精算措置において、国及び県に対して返還する必要が生じたため、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、その下、3目2細目老人福祉事務事業で407万6,000円の増額をお願いするものであります。

ここでは、介護保険特別会計においてシステム改修に必要な額を補正予算として計上しましたが、その事務費繰出金として所要額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 田畠健康保険課長
〔田畠洋子健康保険課長登壇〕

○田畠洋子健康保険課長 続いて、4目1細目福祉医療費支給事業で975万5,000円の増額をお願いするものです。

主なもので、19節扶助費の子ども医療費960万円の増額につきましては、能登中部保健所管内において令和5年2月から3月にインフルエンザが流行したことや、令和5年7月から8月に新型コロナウイルス感染症が流行したこと、また、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に

移行したことで、受診行動にも変化が現れ、令和5年度の子ども医療費が増加したものと思われま。

次に、2項2目保育園運営費につきまして、予算の増減はありませんが、財源内訳の変更であります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 藤岡農林課長

〔藤岡桂一農林課長登壇〕

○藤岡桂一農林課長 それでは、議案書45ページ下段をお願いします。

6款1項2目1細目地域農政推進対策事業費では、18-2補助金で300万円の増額をお願いします。

この石川県担い手農業機械導入支援事業は、地域において継続的な農地利用を図り、生産の効率化に取り組む担い手に対し、必要な農業用機械の導入を支援する事業であり、補助率は国が10分の3、受益者は10分の7の負担となります。

続いて、議案書46ページ上段をお願いします。

6款1項7目3細目県営土地改良事業費では、18-1負担金で835万6,000円の増額をお願いします。

内訳として、まず1点目は県営ほ場整備事業で、徳前地内の越路南部地区で879万6,000円の増、2点目は県営老朽ため池整備事業で、末坂南谷池で44万円の減、差引き合計835万6,000円の増額であり、これは主に事業費の増により負担金を増額するものであります。

続いて、7細目県単土地改良事業費では、14節工事請負費で504万円の増、18-2補助金で360万円の減、差引き合計144万円の増額をお願いします。

これは、農作業の省力化につながる簡易な農地整備に対し、県の単独事業である簡易な基盤・機械改良普及事業において支援を行うもので、県事業の制度変更に伴う予算の組替

えによるものであります。

続いて、8細目団体営土地改良事業費では、12節委託料で262万5,000円の増、14節工事請負費で567万5,000円の増、合わせて合計830万円の増額をお願いします。

内訳として、まず1点目は農村地域防災減災調査設計事業（国費100%）で、春木地区のため池ハザードマップを更新するものです。2点目は、団体営農村地域防災減災総合整備事業（国費100%）で、在江地区の釜地池と小金森地区の腰前池の2か所のため池を廃止するものです。3点目は、同じ事業で、武部地区の山田池、黒氏地区の長池、徳前地区の新池、能登部下地区の大谷内池の4か所について、ため池注意喚起の安全看板を設置するものであります。いずれも国から追加の割当て内示がされたため、増額するものであります。

続いて、6款2項2目1細目林業振興費では、12節委託料で150万円の増額をお願いします。

これは、重要インフラ施設周辺森林整備事業で、冬季間に倒木による電線等の重要インフラ施設の被害を未然に防ぐため、対象となる森林樹木の伐採、間伐を行う事業であり、事業費の3分の1をインフラ管理者（北陸電力等）が負担するものであります。今年度は、水白地区、春木地区、能登部下地区の3か所で実施する予定であります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

○岩田 正企画課長 続きまして、46ページの下段をお願いいたします。

第7款商工費、1項1目1細目の給与費、3節の7、時間外勤務手当で30万円の減額補正をお願いします。

内容としましては、先ほどご説明いたしましたが、2款1項6目企画費、1細目給与費の時間外勤務手当に組替えを行うものであり

ます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長
〔笹谷 学土木建設課長登壇〕

○笹谷 学土木建設課長 それでは、議案書
46ページ下段を御覧ください。

8款土木費、3項1目1細目河川総務費
で、補正の増減はありませんが、工事費の確
定による財源内訳の変更であり、地方債を90
万円の増額、一般財源を90万円の減額をする
ものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課
長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、47ペ
ージの上段になります。

消防費の消防施設費で、委託料の工事設計
等で68万2,000円、工事請負費で2,161万円を
追加をお願いするものです。

これは、中能登消防署の改修につきまして
資材高騰と計画変更によりまして追加をする
ものです。現在、集団で仮眠を取っている仮
眠室につきまして、感染対策を強化する上で
個室化することによる感染対策に加えまし
て、女性消防隊員の配置の受入れも可能とす
る設備としたいものです。また、消防隊と救
急隊の仮眠室を1階と2階に階層を分けて設
置するとともに、照明器具をLEDに変更す
る工事を併せて行いたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 梅澤学校教育課長
〔梅澤 博学校教育課長登壇〕

○梅澤 博学校教育課長 それでは、中段を
お願いします。

10款2項1目2細目小学校管理費で887万
1,000円を増額するもので、増額の内訳は、
10節の1需用費の消耗品費で、来年度、小学
校の教科書が改訂時期となるため、今年度中
に教師用教科書と指導書を準備する費用を補
正するものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 清酒生涯学習課長
〔清酒秀樹生涯学習課長登壇〕

○清酒秀樹生涯学習課長 続いて、47ページ
中段の4項4目2細目生涯学習センター管理
運営事業で、補正額の増減はありませんが財
源更正を行うものであり、ラピア鹿島非常用
照明設備改修工事に係る事業費の確定見込み
により地方債を減額するものであります。

次に、3細目ふるさと創修館等費で33万円
の増額をお願いするものであります。

10-7施設修繕料で、ふるさと創修館の羽
咋側の軒裏天井部分が雨樋の水漏れが原因で
天井ボードが剥がれ落ち、修繕が必要となっ
たため、必要額を計上したものであります。

続いて、5項1目2細目体育施設維持管理
事業で275万1,000円の増額をお願いするも
のであります。

10-7施設修繕料の120万3,000円は、中能
登町野球場スコアボード設備の画面生成装置
1台のハードディスク及び鹿島体育センター
の多目的トイレの自動ドア主装置が故障した
ため、それぞれ部品を交換するものでありま
す。また、行政サービス庁舎横の鹿西体育館
の軒裏天井部分のボードが8月に発生しまし
た台風の影響により剥がれ落ちたため、張り
替えが必要となったものであり、必要額を計
上したものです。

次にその下、12節委託料、業務委託の154
万8,000円は、最低賃金の改定に伴い、業務
委託先のシルバー人材センターの作業員単価
が改定になったもので、事務費掛け率の変更
に伴う不足分と合わせて必要額を計上したも
のであります。また、公園等の芝生、植栽管
理業務委託費の不足分についても計上してお
ります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第37号 令和5年度中能登町後

期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、48ページから54ページとなります。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長 それでは、議案書48ページをお願いいたします。

議案第37号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億243万3,000円とするものでございます。

続いて、53ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款1項2目普通徴収保険料で508万5,000円の増額です。増額の主な理由は、75歳に到達したことによる後期高齢者医療制度の被保険者数の増加に伴い、普通徴収保険料の増額が見込めるためであります。

続いて、54ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で508万5,000円の増額になります。これは、徴収した保険料を石川県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、歳入の普通徴収保険料の増額に合わせて納付金を増額するものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第38号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、55ページから61ページとなります。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、議案書の55ページを御覧ください。

議案第38号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,761万9,000円とするものであります。

続いて、60ページを御覧ください。

歳入です。

初めに、2款2項4目介護保険事業費補助金で169万9,000円の増額であります。これは、今回の歳出の補正予算に計上しました介護報酬の改定などに係るシステム改修についての国庫補助金を受け入れるものであります。

次に、6款1項5目その他一般会計繰入金の事務費繰入金で407万6,000円の増額であります。これは、今ほど申し上げました介護報酬の改定などに係るシステム改修があり、その財源として国庫補助金を受け入れると今ほど申し上げましたけれども、残りについて一般会計から繰入れするものであります。

続いて、61ページを御覧ください。

歳出です。

1款1項1目一般管理費で577万5,000円の増額をお願いするものであります。これは、今ほど説明しました介護報酬の改定などに係るシステム改修を行う必要があるため、所要額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第39号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、62ページから69ページとなります。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長 それでは、議案書62ページを御覧ください。

議案第39号 令和5年度中能登町国民健康

保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,997万円とするものでございます。

また、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

続いて、65ページをお願いします。

債務負担行為補正であります。

国保特定健診（集団健診）業務について、期間は令和6年度、限度額は630万円であります。これは、今年度内に健診実施業者との契約締結を完了し、翌年度当初からスムーズに健診業務をスタートさせるためであります。

続いて、68ページをお願いいたします。

歳入になります。

3款2項2目出産育児一時金臨時補助金で2万円の増額になります。これは、被保険者が出産した際に支給される出産育児一時金が令和5年度から、これまでの42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、引上げ分について臨時的に令和5年度は出産1件当たり5万円を補助されるものであります。

次に、7款2項1目基金繰入金は、収支の調整を行うため、国民健康保険の財政調整基金から470万7,000円を繰り入れるものであります。

次に、9款3項雑入です。

2目返納金で2万4,000円の増額は、国民健康保険の資格喪失後の受診などにおける医療費の返納金で、上半期の実績によるものであります。

続いて、4目雑入で921万9,000円の増額は、令和4年度の精算に伴う国及び県からの返還金などであります。

続いて、69ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款4項1目出産育児一時金は、予算の増減はありませんが、財源内訳の変更ではありません。

続いて、8款1項3目償還金で1,397万円の増額になります。これは、令和4年度分の事業の確定による国県等返還金であります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第40号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、70ページから77ページとなります。

辻口情報推進課担当課長

○辻口 要情報推進課担当課長 それでは、議案書70ページをお願いいたします。

議案第40号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算になります。

令和5年度中能登町のケーブルテレビ事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条では、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,450万8,000円とするものです。

第2条の債務負担行為の補正では、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものです。

次に、議案書73ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正として、ケーブルテレビサービス用機材購入で、いまだ半導体不足の状況が懸念される中、機材の製造に時間を要することからケーブルテレビ事業に必要な機材を確保するために補正を行うもので、1,736万円を限度額として設定し、期間については令和6年度とするものです。

続いて、76ページをお願いいたします。

歳入になります。

3款1項1目の一般会計繰入金で229万9,000円の増額をお願いするものです。歳出の補正に伴い増額をするものになります。

続いて、77ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項2目1細目の施設整備費で229万9,000円の増額をお願いするものです。これは、井田地内の国道159号線鹿島バイパス沿いの織物工場で発生した火災の影響により、熱害を受けた幹線ケーブルを復旧するため工事請負費を増額するものです。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第41号 令和5年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、78ページから81ページとなります。

田中生活環境課長

〔田中 智生活環境課長登壇〕

○田中 智生活環境課長 それでは、議案書78ページをお願いいたします。

議案第41号 令和5年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算書第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款1項営業費用で40万円を増額し、4億6,696万3,000円とするものでございます。

次に、第3条、予算書第7条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、(1)職員給与費を40万円増額し1,567万5,000円とするものでございます。

続いて、79ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加であります。

第4条、予算書第8条の次に次の1条を加

えるもので、第9条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものであります。

まず、上水道施設維持管理業務委託は、春木、在江浄水場など28施設、83機器の維持管理点検業務に係るもので、限度額を990万円を設定するものです。

次に、水質検査業務委託は、水道法に定められた検査に加え、硬度成分などの検査の費用を含んだもので、限度額は407万円の設定であります。

次に、上水道台帳保守管理業務委託は、水道台帳システムの保守管理並びに量水器の情報を随時更新する費用で、限度額を101万2,000円の設定であります。

なお、期間はいずれも令和6年度までとするものであります。

続いて、81ページをお願いいたします。

収益的支出、第1款1項4目総係費で40万円の補正につきましては、人事院勧告に基づき職員の給与費等を増額するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

ここで、執行部から発言の訂正の申入れがありますので、これを許します。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長 説明の訂正をお願いいたします。

国民健康保険特別会計の68ページ、歳入の上段になります。

こちらの出産育児一時金臨時補助金について、2万円の増額についての説明の中で、出産育児一時金がこれまでの42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、その引上げ分について臨時的に令和5年度は出産1件当たり5万円を補助と先ほど申しましたが、出産1件当たり5,000円の間違いでありました。

訂正して、おわびいたします。

○議長（笹川広美議員） 以上で議案の説明及び質疑は終結します。

◎常任委員会付託

○議長（笹川広美議員） 日程第3 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第27号から議案第41号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時47分 散会

令和5年12月13日（水曜日）

○出席議員（10名）

1番	三浦克欣	議員	6番	古玉いづみ	議員
2番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
3番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
4番	池島和喜夫	議員	11番	甲部昭夫	議員
5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員

○欠席議員（1名）

8番 林真弥 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田島洋子
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田正	生活環境課長	田中智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 貴 書 記 北 野 勝 之

議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第2号）

令和5年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） おはようございます。

8番 林 真弥議員から体調不良のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（笹川広美議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間ありますので、守っていただくようお願いいたします。また、通告以外の関連質問は控えてくださるようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

10番 南 昭榮議員

〔10番（南 昭榮議員）登壇〕

○10番（南 昭榮議員） 今年も12月に入り、もう半月となりました。皆さん、風邪も引かないように頑張っております。

通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、コロナ収束後のイベント政策などをどのように考えているのかについてであります。

コロナ禍の4年近く、町祭をはじめとして各種のイベントや各地区では秋祭り等、中止、収束されて、以前のようなにぎわいが薄れ、地域においては助け合いや結束がなくなっているように感じられますし、町内外に対しても中能登町を発信する機会を失っていると思われま

す。また、姉妹都市であります三重県紀宝町へ行ってまいりましたが、大々的に町祭が開催されましたが、楽しんでおられるすばらしいイベントをさせていただきました。

さて、町長は、さきの議会で、町祭、織姫夏ものがたりは多額の経費がかかるので開催せず、今度は各団体のイベントを支援していくと答弁されておりましたが、そこで1つとして、今年度に支援した主なイベント及び件数と支援金額はどれほどなのか。

2として、祭礼を実施された地区の数と、老人会やイベント等に対して支援された件数と支援金はどれぐらいなのか。

3として、地区で少子化、高齢化で収穫を祝う秋祭りもできない地区もあると聞いていますが、各地で伝統文化をどのように継承していくべきか、考えがありましたら伺います。

以上の3点についてお聞きいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 コロナ収束後のイベント政策はについてのご質問にお答えします。

まず1点目の今年度に支援した主なイベント件数と支援額はどれくらいかと、2点目の地区で実施された祭礼の件数や敬老会等の件数と支援金はにつきましては、後ほど担当課長より説明をさせますので、3点目の各地区の文化伝承の継承をどのように考えているかのご質問についてお答えします。

地域の伝統文化の継承については、各地区の保存会や青壮年団などが主体になり継承及び後継者育成を行っておりますが、高齢化や少子化が進み、参加者が減少し、行事の継続自体が難しくなっていると聞いております。

また、新型コロナウイルスの影響により、地区行事の自粛や中止、縮小となったことも、継承していく上で大きな妨げになっていると考えております。

当町には、町指定無形文化財の能登比咩神

社の三番叟や、能登部神社のぼっこ祭りといった古くから伝わる行事や、各地区で行われている祭礼行事があり、みこしや獅子舞など、これらは地域で守り継がれ、脈々と受け継がれてきた伝統文化であります。町にとっては大切な伝統文化であり、継承は重要な課題であると認識をしております。

このような背景の下、町としては、一般財団法人自治総合センターの宝くじ助成事業を活用して、みこしや獅子舞の更新、修繕を行い、継承できる支援を継続しているところであります。平成17年度以降、44地区が採択を受けており、その内訳は、みこしが17地区、獅子舞が22地区、曳山が3地区、太鼓台が2地区となっております。

このような事業を活用して、地域の負担を軽減するとともに、町の宝を守るためにも地域と連携し、伝統文化を担う人材の育成に努めていくことが重要であると考えております。

地域の現状と課題をしっかりと受け止めながら、伝統文化の継承について支援を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

〔岩田 正企画課長登壇〕

○岩田 正企画課長 次に、1点目の今年度に支援した主なイベント件数と支援額はどれくらいかについてのご質問にお答えいたします。

企画課管轄では、今年11月に行われた中能登トレジャートレイルランと、前日の石動山トレイルランを含めて608名の参加があり、町からは、この2つの事業に155万円を補助しております。

このほか、歴史文化や伝統芸能の継承、地場産業や観光の振興、交流人口の拡大を図る目的のイベント支援メニューとして、四季のイベント等支援事業があり、今年、初開催の商工会青年部による親子向けのイベント、な

かのと子どもまつりや、雨の宮古墳まつりなど5つの事業に対し78万円を補助しております。

次に、2点目の地区で実施された祭礼件数や敬老会等の件数と支援金はのご質問についてお答えいたします。

町では、現在、各地区等で行われている春祭り、秋祭りなどの祭礼件数は把握しておりませんが、各地区在住の職員に聞いたところ、コロナ前に行われていた形に戻ってきているとの返事がありました。

また、生涯学習課管轄の各地区等での敬老会の件数と補助金額につきましては、令和4年度の実績であります。27地区で214万円を補助しており、今年度も既に33地区の申請を受け付け済みで、285万円程度を補助する予定であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） 再質問させていただきます。

県内各市町において、例祭とイベントを復活させ、にぎわい、楽しさを伝える報道を目にしており、町財政状況も厳しい折であります。以前には町祭の主催のテーマにもありますが、文化庁をはじめ国の関係する機関からの支援をいただき開催していたと聞いておりますが、そこで2点ほど質問します。

1つとして、今年度計画された支援予定について、主なイベント件数はどれほどあるのか。

2として、今後、町民総参加ができるイベント等のにぎわいをつくり出せる考えがあるのかを伺います。

この2点についてお聞きします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 再質問にお答えいたします。

まず1点目の今年度、この後、計画され、支援を予定している主なイベント件数はどれ

くらいかについてですが、四季のイベント等支援事業では今後の計画はございません。ございませんが、各種団体などにおいてイベントを企画されていると思います。

次に、2点目の今後町民参加ができるイベント等のにぎわいをつくり出す考えはあるかについてのご質問にお答えをします。

合併後に開催されました町祭、織姫夏ものがたりでは、伝統織物、能登上布の織物の物語をテーマに、ファッションショー開催など繊維のまちのアピールを軸に、各地区の誇る伝統文化や芸能などの披露を通じて、町民の融和を図ってまいりました。

現在は、毎年秋に中能登トレジャートレイルランが行われます。今年で10回目の開催となり、町内外からの参加を通じて関係を築くことができる大きなイベントとして定着をしております。

実行委員会の皆様を中心に、町民の皆様や鹿西高校の生徒、各種企業の方々が大会を盛り上げるボランティアとして参加をいただいております。

また、沿道でも町民の皆様方からの応援が年々増えており、多くのランナーの方から、励みになった、応援が温かいなど、中能登町の優しい地域性に対する感謝の言葉も頂戴しております。

このことから、今後の中能登町の町民総参加型のイベントは、中能登町の歴史、産業のストーリーに魅力を感じていただき、町外から様々な方を巻き込み、町民全員がおもてなしの心で関係を築き、交流人口から移住定住につながる、そのスタイルのイベントが大切であると思っております。

町といたしましても、能登に息づく衣食住の文化観光の価値として高い、どぶろくやおにぎり、能登上布などを取り入れながら、これまで積み上げてきた町民融和の心を掛け合わせ、各種団体が自発的に取り組むことができるイベントにしてまいりたいと考えており

ます。

その考えの中、町民の皆様のご意見やご要望も実際に今後お聞きしまして検討してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） 町民が総参加できるようなイベントを開催していただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

本町において、いしかわ百万石文化祭2023が11月26日までの44日間にわたり、どぶろく利き酒交流会をはじめ、各種の文化伝統を届けてまいりました。

そこで、1つとして、文化祭における結果と町長としての思いがありましたらお聞きします。

2として、今後どのように町民を巻き込んだ文化を継承、発展させていかれるか、その取組の内容についてお聞きします。

以上2点について伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 再質問にお答えいたします。

いしかわ百万石文化祭2023の成果と今後はについてのご質問にお答えをします。

まず、1点目の文化祭の成果と思いはについてであります。いしかわ百万石文化祭2023は、10月14日から11月26日の44日間、石川県全域で151種類もの多彩な文化イベントが開催されました。

当町でも、多くの方々に中能登町の文化と魅力を知ってもらうため、「感じよう中能登町～どぶろく・おにぎり・共生社会～」と町独自のキャッチコピーをつけ、関連する様々な事業を期間中に行いました。

開催した事業については、1つ目として、全国でも有数のどぶろく特区に指定をされていることから、江戸時代から受け継がれているどぶろくの魅力を発信した「どぶろくルー

ツ展」、2つ目として、杉谷チャノバタケ遺跡の発掘調査で出土したチマキ状炭化米塊の実物の特別展示をメインとした「おにぎりルーツ展」、3つ目として、障害のある方の作品と基幹産業である織物と融合した「異彩なアート展」の3つの柱で実施をいたしました。

開催期間中は、多くの方々が当町へ訪れ、特に小学生の来場も多く、町の文化や歴史、多文化共生を知っていただけたものと実感しております。いずれの事業も町の特徴を色濃く表したものであり、石川県内外に中能登の文化をアピールできたと考えております。

次に、2点目の町民を巻き込んだ文化継承と発展についてであります。まず大きく発展するものとして、来年度に全国どぶろくサミットの招致を進めております。どぶろく醸造が認められている3つの神社が集まるどぶろく特区の中能登町を全国に発信できる絶好の機会になると考えております。

また、百万石文化祭で一段と機運が高まったおにぎりの里としても、貴重な地域資源である日本最古のおにぎりを活用した取組を行い、おにぎりサミットやイベントの招致も考え、町の活性も含めて全国に広くPRしていかなければならないと考えております。

さらに、今回開催した異彩なアート展ワークショップは、観光施設などを巡った車椅子利用者や外国人からの問題点や改善点など貴重なご意見が多数出ました。

心のバリアフリーの先進地を目指している中能登町では、異彩なアート展で得た貴重なご意見を観光面などに生かしていき、引き続き多文化共生について考えていきますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） 町の伝統文化が全国に広がることを期待して、次の質問に入ります。

展望台使用はいつかについてであります

が、鳥屋の展望台であります。長年にわたり使用禁止のビニールテープが貼られておりますが、最近はそのテープが切れそうになっており、危険であり、禁止の役目を果たしていない状況になっております。

従来は、公園に来られた子供たち、遠足をはじめ、遊びに展望台に上り、展望や休憩所として弁当を広げ、楽しく利用しておりました。また、町内外からも来られた大規模なイベント等では、階段や休憩場所となり、利用頻度が高かったと思っております。

現状の展望台の上部は上ることができませんので分かりませんが、見るところでは階段部分で何枚かが腐食しているようですが、来春までに利用できるようにならないのか伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 古墳公園とりやの展望台の使用はいつかについて、ご質問にお答えをします。

古墳公園とりやは、平成13年の春より開園しており、公園内には芝生広場やバーベキュー施設、大型遊具、辺り一面を見渡せる展望台が設置をされております。今日まで町民の皆様をはじめ、大変多くの皆様方にご利用をいただいております。

そのうち展望台については、建設より24年が経過をしております。近年は経年劣化が著しく、部分修理を繰り返してきましたが、基礎部分や軸部の傷みが見られ、多額の修繕費用がかかることから修復が追いつかない状況であります。利用者の皆様には、長期間にわたり使用禁止として大変ご迷惑をおかけしているところであります。

このような中、再度、展望台の大規模改修を考えましたが、費用対効果が得られないため、今年度中に撤去することを決断しましたので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） 子供たちが遊ぶ場でもありますし、なるだけ早急にできるように、ひとつお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（笹川広美議員） 続いて、5番 澤良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） それでは、通告に従い質問いたします。

その前に資料の配付をいたしたいので、議長の許可をお願いいたします。よろしいですか。

○議長（笹川広美議員） はい。

〔資料配付〕

○5番（澤 良一議員） それでは、始めます。

10月31日の午後、隣の志賀町から現職の町長が町発注工事に絡み収賄の疑いで逮捕されるという大変なニュースが飛び込んできました。私には寝耳に水で、本当に心底驚きました。

さらに驚いたことは、その逮捕された直後のマスコミの対応に当たった副町長が、業者とのつながり云々は、そういううわさは以前から知っていたと、こういうコメントでございました。逮捕直後の側近中の側近の副町長の言葉でした。私は、この町は何という町なのかなと改めて驚きました。

今さら何を言っても遅いのですが、失礼ながら、選挙で選ばれた人が入札制度に深く関わることや、最低価格決定の権限を持つという異常な仕組みを長年認めてきた執行や議会にも何がしかの責任があるようにも思います。

本件は決して対岸の火事ではございません。幸い当町においては、宮下町長は早くに入札制度の変更を表明され、最終的には12月1日の町のホームページに新しい入札制度の詳細な説明がなされ、町民の知るところとなりました。

しかし私は本日、この新しい制度の概要や事務的な言葉だけを伺うつもりはございません。行政トップとしての決意、決断を伺うために質問席に立っております。公平で透明性ある入札制度、矛盾点はないか等々、議会は厳しいチェックをしなければなりません。当町の入札制度の現状と課題を把握し、新たな手法の生い立ちから採用、そしてその有効性、妥当性の確認や検証が必要不可欠であると判断します。

入札制度に関して、議会で議論ができることはめったにございません。不確かで曖昧な点を放置してはなりません。厳正に精査し、是正、改善をしなければなりません。

私はこのような観点から、以下4点につき町長に伺います。町長の入札制度改革に向けた熱意を込めた町長ご自身の言葉で、ご回答をお願いしたいと思います。

1、変動型入札制度について。

①今回、入札制度を変更せざるを得なかった具体的な理由と、新入札制度導入に向けた町長の意気込み、本気度を伺います。

2番、報道によれば、七尾市長は12月5日の議会で、業者は努力をして積算しているので本来変動させるべきではないと発言をされました。この点につきまして、町長の見解を伺います。

3番、上記①を受け、どのような理由で金沢市のやり方、いわゆる金沢市方式を選定されたのか。

4番、ここにありますランダム係数のレンジ幅の妥当性について、その検証内容を伺う。

以上4点でございます。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 変動入札制度についてのご質問にお答えをします。

1点目の今回、入札制度を変更せざるを得なかった具体的な理由と、新入札制度導入に

向けた町長の意気込みを伺うについてお答えします。

具体的な理由は、入札制度に対する町民の信頼を得るため、現行の制度下では変動性を導入することが最適と判断いたしました。

また、本制度の導入により、町が執行する入札に対する信頼を担保でき、ひいては町政全般への信頼感を増すことができると考え、導入をいたしました。

2点目の、報道によれば七尾市長は議会でも、業者は努力して積算しているので本来変動させるべきではないと発言された。宮下町長の見解を伺うについてですが、七尾市長の発言についてですので、コメントを述べることを差し控えさせていただき、変動性の導入について所感を述べさせていただきたいと思っております。

本来、入札制度というものは、法令に基づいて公正に執行されるものとして認識をしております。今回、秘密の漏えいを前提とした最低制限価格の変動性導入をせざるを得なかった事態は、誠に残念であると言わざるを得ません。

しかしながら、先ほど述べましたとおり、入札制度の公正な執行と町民の信頼を得るための変動性の導入が必要であると判断をいたしました。

なお、3点目、4点目の質問につきましては、中能登町工事請負業者選定委員会の委員長であります、かつ入札執行者である参事兼総務課長より説明をさせます。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、3点目の新入札制度の導入を受け、どのような理由で金沢市方式を選定されたのかについてお答えをいたします。

まず、最低制限価格を変動させる方式といたしまして2種類の方法があります。一つ

は、入札された金額の平均価格を基に最低制限価格を算出する入札者平均型。もう一つは、あらかじめ定めた基準額にランダム係数を乗ずる、ランダム係数を掛けたランダム係数型になります。

議員が金沢市方式として質問でお尋ねになられたのはランダム係数型になります。

当町がランダム係数型を採用した理由は2点あります。

まず1点目は、最低制限価格の制度の趣旨であるダンピング防止の観点から、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルというものがございます。もう一度言いますが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、略称して公契連モデルと呼んでおりますが、これによりまして算出される最低制限価格を尊重した入札の執行ができる点となります。

2つ目は、入札に参加する事業者の努力により積算能力が向上し、最低制限価格の積算もされているとの報道を受けまして、入札者平均型では、こうした事業者の努力が現れにくい仕組みになることを憂慮した点になります。

県内市町でも2つの方式の比較をして導入を進めていると思われまますので、今後、制度を運用しながら、他市町の動向も踏まえまして、よりよい方向を模索してまいります。

今かなり他市町もいろんな形で、報道を御覧のとおり動いております。そういったところもしっかりと注視しながら今後模索をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、4点目のランダム係数のレンジ幅の妥当性について、その検証内容を問うについてお答えをいたします。

ランダム係数の範囲について、当町では上下0.5%、合わせて1%の幅としております。金沢市では0.1%の幅でありましたものが金沢市以外の市町では上下1%のものやマイナス0.5%とするもの、プラス0.5%とする

ものもあり、自治体ごとの状況により様々な状況となっております。

当町が上下1%の幅を採用した理由といたしまして、入札に係る案件での予定額があります。令和4年度には工事の入札は76件ありましたが、そのうち55件は最低制限価格が1,000万円未満でありました。1,000万円の1%は10万円であり、0.1%だと1万円となります。本制度の導入に当たり、有効に運用するには1%の変動幅が妥当と判断をしたものであります。

この変動幅についても、今後、制度を運用しながら、他市町の動向も踏まえまして、よりよい方向を模索してまいります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど、るる説明をいただきました。大体、私自身も承知しているところでしたが、特に3番について詳しい説明がありました。2つのやり方があるということで、一つは、これは後で、私、時間があればお話ししようと思ったんですけども、津幡町がやっている方法ですね。落札したものの平均値を取って、その92%を掛けて最低制限価格より高いものを平均価格とするということでした。

それに対しては、今ほどの説明では、それだと一生懸命に積算をして、最低制限価格を意識して積算した人たちに対して、業者に対して失礼じゃないかと、こういうことでした。それで我が町はプラスマイナス0.5%の幅を持たせた、ランダム係数に幅を持たせた、そういうやり方をやりました。こういうことでした。

そこで私はちょっとそこには異を唱えたいんですが、まず私たちの町の、傍聴の方には資料が行っているんですが、この中で私は過去3年間の入札のデータ、令和3年、4年、それから5年の10月までのものを全て印刷して確認しました。その確認というのは、おか

しいことがあるかどうかじゃないんです。そんなことは分かりません。

ただ、その中で分かったことは、今ちょっとお話ししたいと思いますが、これは資料のFでございますが、ちょっと確認していただきたいと思いますが。

当町の最低制限価格3年間で調べたところ、この3年間の平均は86%から87%です。落札平均額は95%でした。

町長、資料ありませんか。これ見ておつてもらうと、次、質問に行きますから。

町長、資料ない。答えられるかな、次。町長に行っているはずなんだけれども、何で行かなかったのか。

ちょっと話を進めます。

もう少し分かりやすくお話をしますと、町の発注の工事、例えば町が予定したものが100万円の工事の予定価格だとします。それに対して、町が最低この金額を下回ってはまずいと。安ければいいんですけども、あまりにも安過ぎて、精度が落ちたり納期が遅れたりいろんなトラブルがあっては困るということで、町が決めたのが最低制限価格です。それがうちの場合は100万に対して87万円から88万円ぐらい。

町長がないから質問できん。

そういうことで、うちの場合はそんなことで、87万円の最低制限価格。町はこれくらいに抑えてほしいと。それ以上下がるのはちょっと困るけどということで、業者は先ほど積算するとおっしゃったのは、その87万円に対して、これは業者は分からないですよ。町長が決めていることです。そのことに対して、できるだけ近い、高いんじゃなくて近いものを落札する。これがこれまでのルールだったんですね。これは当然ですね。

ここで問題なのは、当町の最低制限価格、ランダム係数を掛ける前が87万円という金額、パーセントと、落札率95万円、ここに8%、8万円の差があるんです。これは平均

です。過去3か年の、おおよその。これがうちの町の特徴なんです。それが資料Fに書いた図です。

他方、右側のほうに、津幡の町は後で入れたんですけども、津幡町を除いて隣にある志賀町と七尾市を見てほしいんですが、志賀町も七尾市も100万円の工事に対しての最低制限価格は90。町が、市が願う、口では言わないですけども、公にならないですけども、これくらいの規模でやってほしいというのが90万円。そして落札は92万円なんです。

それはどういうことかいうと、私、分かりやすく表にしたんですけども、テレビを見ている人は分かるかどうか分からないですけども、この高いところが落札95なんです。ここがうちの最低制限価格、88ぐらい。7か8。ここにこんな差がある。うちの場合は。

そして、志賀町とか、これくらい差があるんです。志賀町とか七尾市の場合は、最低制限価格、これくらいに抑えてほしいよという非公開の額は90万円、ここなんです。幅を見ているんですね。そして落札は92万円なんです。要は近いんです。非常に近い。

これが我が町とほかの町との違い。

そういう状況の中で質問したのが私のなぜ金沢市方式を採用したのかということにつながるんですけども、今ほど参事の説明は、落札するために、これが制限価格ですよ、町の。そのために、できるだけ近いところに入札をして落札したいというのが事業者の思いなんです。

ですから、参事がおっしゃったのは、その思いをただ平均でしてしまうと薄れてしまうんじゃないかということで、それはよくないとおっしゃった。

それは、誠に失礼ですけども、参事、それは七尾市とか志賀町のような非常に近い場合です。近い場合であれば、プラスマイナス5%違えばここは寄ってきますから交差しま

す。ですから、ランダム係数は生きるんです。

ところが我が町は、こんな8%もあるんでひっくり返ったところで一緒にならない。これが残念ながら我が町の入札に係る最低制限価格率と落札率のうちの特徴なんです。私はそのことをお聞きしたんです。

ですから、私の調べた限りでは、そういう問題がある中で、今のランダム係数プラスマイナス5%を掛けても、決して落札価格と最低制限価格がランダム係数を掛けることによって何らかの影響を受けるということはないんですね。それを言いたかったんです。

それが一つと、それから関連して、参事は説明いただきましたけれども、100万円でしたかね、それに対して1%は1万円だと、こういう絶対額のことをお話しされました。

私は絶対額というよりも、全体のいわゆる最低制限価格を伴った町発注の工事に係る、土木も含めて、それに係る数字で、率で言いました。

ですから私は、一生懸命このことをされたと思うんですが、ランダム係数の幅もされたと思うんですが、今お話ししましたように、我が町の実態には合っていない。そんなふうに思います。

ここで再質問をいたしますが、失礼ながら妥当性、有効性には欠けると思います。そのことが分かった以上、私はさらに、先ほど私は話をしましたけれども、志賀町の、あまり名前を言っただけでも、事件のあったあの町の、今日の新聞に出ていましたけれども、びっくりしましたけれども、行政は性善説を旨としておるので町長が不正を働くとは想定外でしたということをお副町長がおっしゃっているんですね。昨日の議会で。それもまたびっくりなんですけれども。

町長が悪いとかそんなじゃないですよ。町長のおっしゃることは100%正しいので、町長の言うことは全部賛成と執行の人がみんな

な言って、議会も賛成とやっていけば、志賀町ですよ。ある日、気がついたら想定外でしたと、こんなことになる。何が不幸かといったら町民が不幸になる。

ですからそういうことのないために、今、私は、せっかくつくられたんですけれども、うちの町に合わないということをお話ししました。そのことを踏まえて、町長はどんなふうと考えられるか。私は見直しが必要だと思います。また、見直しは必要ないということであれば、その根拠をお伺いしたい。

これが再質問です。

いやいや、町長に聞いている。町長の決意を今日聞いているので、事務方の話じゃない。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 的確に表で表されて、後ろの方、傍聴人の人は分かっておいでるかどうかわかりませんが、うちとしましては、さっき言われたように幅があるということがありますが、一回やってみないと分からないというか。

うちの町は入札制度、昨年度、4年度はびったしがありませんでした。うちの町と川北とどこでしたかね、4つぐらいしかなかったんですよ。ゼロでぴったりと入札価格に適合してないというのは4つの市町でしたので、うちは志賀町と近いというようなことを言っておられましたが、びったしというのはゼロでしたので、その辺を考慮して、係数を掛けてやるということは、私が係数を書くので、私は書きますけれども、それが入札の場所でまたランダム係数を掛けますので、町長が知り得ない額が計算されて入札価格になるということなので、一回それを今回やっていこうかなということを感じております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 町長、私は町長が町でやっている、町長が決められて、そのも

のにランダム係数を掛けて応札後に開けるといいますから、全くこのことは知り得ないということは100%間違いないと。

私は、うちの町は先ほど言いましたように88と95なんですから、ここでどれだけ漏らしてもこれにならない。95に。

極端に言うと、私ずっと風邪でダウンしていましたが、3年間調べた。全部コピーして。誰が悪いとかそんなことは分からないんです。

ただ、その中で言えるのは、分かったのはこのことなんです。88%の最低制限価格に対して落札は95なんです。こんなひどい差があるところに町長が何かしてもできない。町長は潔白です。私はそう思います。

むしろ、もう一回言いますけれども、町長はやってみてとおっしゃるんですけれども、こんな差があるのに、ここで0.5%掛けたって95にならない。5%を掛けてもならない。そうでしょう。

ですから、素直に町長、聞いてほしいんです。このことをやろうとゴーを出せるのは町長しかありません。どの町も変動型に変えて、掛けたりしている。0.5か1%か。金沢でも。

それと町長がおっしゃいましたけれども、うちは合致しているのではないということで、町長になられてからない。だけど令和2年1月の何日に一つあります。九千二百何十万の最後の千円、これは通常は88なんです。落札は95じゃない、88なんです。そういうのが1件あったんです。令和2年1月に。それは、私はそれ以上言えませんが、なぜ95がこうなるのか。90じゃないんです。

逆に言うと、冷静に考えてください。うちで落札しようと思えば、88ぐらいだとすれば90に入札すれば落札するんです。89に入れば落札するんです。そんなのはほとんどないですよ。それはなぜかということなんです。

それを進めていくのは、この後の質問へきますけれども、町長の今日言った決断なんです。よしやろうと。ほかの町が係数を掛けて変動型にしたから、うちもやればいい。とんでもない。うちはやったって全然関係ない。やらないよりはいいんですよ。むしろ、そのことに対してどうやればいいのかというのは、私は津幡町のやり方がいいと思います。ただ、時間がないので津幡町のことは言いませんけれども。

こんなことで、私なりに調べた結果分かったのは、なぜ我が町の最低制限価格率が低いのか。それから、なぜ我が町の落札平均額、率が高いのか。88と95なんです。これが不思議に思えてならない。

それと、私は10年間調べていませんけれども、3年間調べたので多分同じだと思います。こんなふうにならない。なぜこのまま放置されたかということです。

そのことが今まで入札云々があまりこういうところで言えないですけれども、ちまたでは入札、談合、そんなものほどこにでもあるわいねというようなこともあるんです。私が言っているんじゃないですよ。談合、そんな駄目駄目と、こんなような声もあります。

だけど、それがどこで駄目か。そんなことは分からないんですよ。少なくとも今、隣の町で起きた事件を契機に、我が町で分かるのは、入札に係る最低制限価格、率と落札価格、率が非常に離れている。極端に言うと、ここは非常に高い。非常に低いんです。本当は質問の時間があれば、なぜこれが低いか町長に聞きたいぐらいですよ。町長が決めていらっしゃるんですよ。だけどそれは今聞きません。

とすれば、これを精査することが、今回のこの町で入札に係って改善といいますか、プラスにできることは、これがあつたがためにこのことが見えたので、それに対して精査しなければならぬ。それは町長の大きな仕事

だと思います。

このことは、資料Gにあります。これは町のホームページの資料にありますけれども。職員の方には行ってないですか。

Gにあります1人当たりの土木建築費が類似団体の平均より1人当たり2万6,000円高い。仮に人口を1万5,000人とすると、掛け算すると3億9,600円高い。約4億円高い、1人当たりの類似団体と比較すると。

また、その隣の表にあります、教育費、これは逆に1万円も安い。教育にかける1人当たりの価格がトータルで人口で掛け算すると、うちの町は1億円安い。土木建築費は4億円高いけれども教育費は1億円低い。こんなことが町のデータから分かる。

また、仮にほかの町並みに当町の高めの入札率が、ほかの町のように、例えばこれ92ですけれども、92くらいになるとすれば、単純計算で仮に入札に係る金額は、正確には私知りません。40億円だとすれば、単純で年間1億前後のコストが削減される。そうすると1億円低い教育費へ回せられる。こういう予算立てが可能でございます。

このように財政の点においても極めて重要な案件でございますので、行政トップの町長に伺いますが、財政の観点から精査をする必要があると思いますが、町長の見解を伺います。

町長の見解なんだ。トップの言葉が聞きたいんです。お願いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 今、澤議員が言われたとおり、低い額で私は抑えております。七十何%から92%までというので決まっているものですから、国の指針は。その上で、その中で少しでも入札業者が、例えば85とかそれに近い費用、安く町のいろんな経費が抑えられるということで、自分としては抑えて出しているつもりでやっております。

ただ、入札業者は高い。94くらいにして

る。その辺は私は分かりません。ただ、私は、安く、少しでも財政的に余裕を持たせるために安く金額を決めているということです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 町長の大変前向きな力強い言葉をいただきました。ぜひお願いしたいと思います。

今、町長はおっしゃましたけれども、85に近くする、これは現実ちょっと難しいと思う。私は業者じゃないですけども、過去の例、ほかの町を見ても大体92ですね。85というのは難しいので、逆に言うと、町長、最低制限価格を算定の基準に4つの項目があって、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、こういうものがある、一方では入札時に企業が内訳書を出されますよね。だから、その内訳書と町長が算定基準になる最低制限価格を決められる、この根拠はあらあらあると思うんです。75%から92%まで決めなさいと、これはありますけれども、それにしても、ただ掛け算されているだけじゃないと思うので、町が考える根拠となるものと、そのベースと、業者が出して落札したのを見れば分かる。8%どこが高いのか。

例えば、誤解を招いてはいけませんけれども、一般管理費というのがある。一般管理費というのは役員賞与か、を含めているんです。ということは会社のもうけですよ。もうけてなくても役員報酬を入れればいいんです。それがどれだけでしたっけ。トータルの、去年の4月から変わっているんですね。68%になっている。44が68になって、そこは上がっている。一般管理費。

例えばそういう変化に対して、最低制限価格の変化、それから入札している人たちの変化、そういうことも見ながら、85にしようというのは無理なので、平均的なところで見ると何%ぐらい。私は92ぐらいだと思います。

これを見ると。

そういうことを精査されて、できるだけ向こうにもし寄せをかける。あまりにもかけ過ぎるとおかしくなるので、そこは慎重にやらなければなりませんけれども、平均的に見ると、うちの低い部分も見直さなければいけないし、高いものも精査をしなければいけないんじゃないかというのが趣旨です。ぜひ町長、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、2番の入札評価委員会の設置に移ります。

実はこの件は、昨年6月の一般質問で前町議の作間七郎氏が最後に入札の件で質問され、一番最後に提案をされた案件でございます。

そのときの議事録を読み上げます。作間氏は以下のように質問されました。金沢市では入札評価委員会を設置して改善、改革を行っている。中能登町としてこのような疑念を持たれることのないような改革を私は進めてもらいたいのですが、執行部はどのように考えておいでですか。

それに対して町長は、議員の言われるように、これからも評価委員会などをつくって町民の方からいろんな面で指されないような公平な入札をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。こんなふうに述べられております。

これは1年半前、6月です。

この件でございますが、これについてお尋ねします。入札及び契約制度における透明性、公平性、競争性の確保やその運用状況について、評価や監視を行う入札制度評価委員会の設置が急務と思われませんが、町長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 入札評価委員会の設置のご質問にお答えをします。

入札及び契約制度における透明性、公平性、競争性の確保や、その運用状況について

評価や監視を行う入札制度評価委員会の設置が急務と思われるが見解を問うのご質問にお答えします。

入札に関する透明性、公平性、競争性の確保や、その運用状況について評価や監視を行うことについては、既に監査委員への入札資料の提出を行っております。機能としては充足されていると考えております。

また、入札制度の信頼を高めるために、入札談合に関する情報に対する確かな対応を行えるよう、中能登町公正入札調査委員会を設置するための設置要綱もあります。

入札の透明性の観点では、入札施行後には入札参加者、予定価格、落札額等をホームページにおいて結果を速やかに公表しております。

このことから、今回の制度変更の状況を確認しつつ、引き続き適正な入札の事務執行に当たりたいと考えております。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今の町長の答弁は、1年半前に評価委員会というものを立ち上げるというような前向きな答弁から少し弱くなったように思うんですが、なぜ私はこの評価委員会を立ち上げればいいかといいますと、今のこの案件もそうです。1番にあった、先ほどる言いました落札価格率とか最低制限価格の会議があるよと、このことは今の町長の例えば、ちょっと私、監査委員は分かりませんが、本当は監査委員に聞いたかたんですけども、監査委員はどこまで入っているか分からないんですけども、多分そこまで見てないと思う。

それは、新たに今私が言った委員会、そういうものをつくらないと駄目とは言いませんけれども、ここに金沢市の入札制度評価委員会の報告書がある。これはホームページに出ていますから、後で町長、必ず見てください。物すごい情報が出ています。金沢市の。金沢市の評価委員会の、これは全くレベルの

違うメンバーを入れてやっております。既存の何かの人たちを使ってやるのではなくて。

例えば、この中にあるのは、工事に係る入札契約手続の運用状況ということで、いろいろ例えば発注工事に係る平均落札率についてとか、それから談合情報への対応状況についてとか、それから変動型最低制限価格制度の施行状況について。今、試行段階、金沢市も。それについてどうだとか。それから委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯とか、非常に細かいことが出ております。

それはこれを見ていただければ分かりますけれども、こんな細かい評価。これは評価です。制度のこうしましょうというやり方にゴーをかけるのは今なんです、それができた後にどうかという、その評価をしっかりとしないと、どのシステムもそうですけれども評価ができないと駄目なんです。やりました、つくりました、検討していますだけじゃ駄目なんです。

これなんかで見ると、非常に細かく出ているんですね。例えば金沢市の場合は、最低制限価格制度適用工事の落札平均が昨年度92.94、その前が91%とかいろいろあるんです。細かく業態ごとに出ています、グラフになっているんです。町長、グラフになっているんです。どこが高いのか低いのか。

これは、今町長がおっしゃった既存のその中ではここまでできないと思う。もちろんこれをやるには少しお金がかかるかもしれませんが、でも、アウトプットをこれだけ出せば、そのことに対して、今現在、我々の既存の仕組みの中で何とかやりくりをしようと。このことも大事なんですけども、こんなすごいこれから難しくなっていく入札制度の対応については、やっぱり思い切って、そういう人たちも入れた委員会を立ち上げるべきだと思います。

それは何度も言いますけれども、我が町は

こうじゃないんですよ。こういうところはま
だいい。こうなんですよ。こんなままずっと
来ているんですから、これを改めるとい
うのは大変ですよ。町長のこの上げることはでき
るかもしれませんよ。だけど、この人たちと
の話し合いをしてやっていくというのは、その
妥当性を探るといことは既存の委員会では
できません。そのときは全くの部外者を入
れた、こういう、ほとんどが大学の先生でし
たけれども、そういう人たちを入れた分析を
して是正をしていく。

そのことがなぜ町長にお願いしているか
という、さっき言いましたように、それが例
えば1%、2%改善されることによって億
のお金が出る。それがさっき言いましたよ
うに、教育費はうちの町は1億円少ない。だ
ったらそこへ向けることもできる。いろん
なこれからの財政の改善につなげていくこ
とができるので、ぜひとも町長にこの委
員会の設置をお願いしたい。再度お願
いしますが、ご返答をお願いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 評価委員会の設置を
という事で、これに関しましては、金
沢市は何年か前に大変な入札をした
という事で問題になりました。その結
果、多分、いつつくられたか私は分
かりませんが、弁護士さんとか会計
士とかそういう方を入れて、多分五
、六人で年に数回、三、四回ぐらい
多分やっておいでだと思います。

業者数が金沢市は、うちは年間百五
、六なんです、金沢へ行くと500
とか700とかそれぐらいの入札を
行っていますので、当然、入札評価
委員会は金沢では必要不可欠でさ
れたと思うんですが、また町でも一
回、選定委員会がありますので、そ
れをまた一回話を皆さんとしてみた
いと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） ぜひとも町長のリ

ーダーシップで進めていただきたいと思
います。

次に最後、3番の秘密会はやめてほ
しいに移ります。

大変言いにくいことばかりなんです
が、よろしくをお願いします。

11月開催の総務建設委員会並びに
教育民生常任委員会が執行部の提
案指導の下、秘密会となりました。
委員会では議論ができず、即採決
となり、訳も分からんまま賛成多
数で秘密会となりました。

その理由は、情報公開条例第7条4
号によるもので、公平な入札に支障
を来すおそれがあるという、そうい
うことでした。具体的にどうい
うことかと後で尋ねたところ、その
議会が公開となった場合、後日、
情報公開条例に基づき、特定の業
者が情報公開請求をした場合に2
週間以内に公開しなければなら
ない。よって、そこで情報を得た
者はその入札において有利にな
ると。こういう不公平が生じる
ので秘密会にしたと、こういうこ
とでございました。

一方、町長、資料を見てください。
資料の一番最後のほうの真っ黒け
のやつ、もう一回見てください。私
は、これまで何度も町長から、町
長の特命を受けて活動している5
つのプロジェクトチームの活動記
録である議事録を情報公開条例に
基づき請求しておりますが、資料
Hのとおり全てが真っ黒です。黒
塗りでございます。チーム名すら
消えています。医療公園が問題と
なっていますが、七尾医師会の会
長の安田先生の発言内容も黒塗
りです。

このように、本来、憲法第21条に
保障された国民の知る権利が執行
部の都合で個人情報保護条例の名
の下、都合よく運用され、隠蔽さ
れております。行き着くところは
今回のような秘密会です。自分
たちに都合の悪いことは住民に
徹底して隠す。決して開かれた議
会とは言えません。

改めて町長に尋ねします。昨年来、議事録が真っ黒で開示され、情報隠蔽と判断しかねない事例が続出しております。11月には2つの常任委員会が執行部の提案により秘密会となりました。実際に会議の中で、その内容や運営上、何の問題もなかったと私は思います。

ここで尋ねます。これは町長の直接の指示によるものなのか。また秘密会回避の努力をされたのか。情報は開示しないし、会議は秘密会。町長は今後、密室政治を目指しているのか。

2、11月13日の秘密会に町長は欠席されました。秘密会の口外無用の内容を、町長はどのようにしてその内容を把握するのか。それとも町長には特別に治外法権があるのでしょうか。とすれば、意味のない秘密会など設定すべきではないと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず1点目のこれは町長の直接の指示によるものか。秘密会回避の努力をされているのか。町長は今後、密室政治を目指しているのかについてですが、11月の総務建設常務委員会並びに教育民生常務委員会に提案いたしました協議事項につきましては、委員会当日もお話ししたとおり、議員の皆様にご説明することに当たり、その内容が公にすることが不適切である事項が含まれていると判断しましたので、秘密会を申し出ました。

公開できる部分に関しましては、秘密会を行う前に説明をさせていただいております。

私は、これまで、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれのあるもの、または特定な者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれのあるものなど、公にすることが不適切と判断される事案については、法に従い開示しておりませんが、特段の理由がないものについては全て開示しておりますの

で、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の11月24日に開催された教育民生常任委員会への欠席についてであります。これは11月13日の教育民生常務委員会で秘密会が否決されたことにより、委員長の意向で急遽開催することとなった委員会であり、この時点で既に公務が入っておりましたので、やむを得ず欠席をいたしました。

また、意味のない秘密会などを設定すべきでないのご意見ですが、公にすることが不適切だと判断される事実につきましては、秘密会とすべきであると考えております。

委員会を秘密会とするか否かは、中能登町議会委員会条例第19条にも規定されておりますが、最終的には私の判断ではなく議員の皆さんの判断であると認識しております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今回の町長の答弁には10個ぐらい質問したいんですが、そんなにできません。

ただ、誠に残念だったのは、最終的には議会が、こちらの人が判断したんですとおっしゃる。そのとおりなんです。

では質問しますけれども、なぜあれは委員会でするか。全員の中でやればいいんですよ。全員協議会か議会全部でやれば。何で総務建設委員会と教育民生に分けてやるんですか。15年間で、これは言ってもいいんですよ。あの金額、駄目なの。いいんですよ。それぐらい分からない。どこまで言うと駄目なのかどうか。いいと思う。15年間の62億のあの話。

あんな重要な話を何で委員会、委員会でやるんですか。全部で集めてやればいい。それを秘密会で。なぜやらないかです。委員会ですると議論の余地がないんです。委員会は。だから決まるんです。全体でやると3分の2の賛成が要るんですよ。御存じないの。3分の2の賛成が要るんですよ。3分の1が反対

すると秘密会ができないんです。委員会は委員長が言えらるるんです、はっきり言えば。それは今おっしゃった話なんです。だから委員会にしたんでしょう。

全部でやればいいんですよ。2回に分けてやる必要は全くない。時間の無駄ですよ。働き方改革からしても何をやっているか分からないですよ。あんな重要なことを何で委員会でやるんですか。

片一方の委員会は、すぐ通りましたよ。片一方は物すごくもめましたけれども。

職員の皆さんもその都度駆り出されて、この裏にたくさん、また今日もおいでますけれども、全部掛ける何倍かの人がそこにへばりつくんですよ。なぜ委員会じゃなくて全員の協議会なり、全員で一発で済ませないんですか。町長。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まずは、PFI事業に関しましては総務の管轄でありますので総務委員会に、今までの議会の流れとしては、そういう事案については総務の、PFIの公園包括の事業ということで総務委員会に通しました。

しかしながら、今まででしたら、昔でしたら全員協議会で一発で諮ればいいんですけども、今は議員の議会基本条例の中で、総務建設常任委員会、教育民生常任委員会が月の半ばで行われておりますので、その中で総務委員会で先に説明して、これは大事な事案であるから、教育民生と一緒に日にありますので、昼から教育民生にも話をしようということで、大概にしてもこういう大きい仕事に対してはその当時の委員会に必ず諮っていると思いますので。

本当は昔の議会のシステムだったら、全協を開いて一発でやっていることがあるんですけど、今回はうちの議会のシステムは月1回の委員会、午前と午後がありますので、その中で丁寧に説明しようということで、したわけ

であります。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 町長がおっしゃったのは、それはそのとおりだと思います。先ほど金沢市の話をされましたよね。町長。スケールが大きいので。うちはたった議長を入れて11名なんですよ。その中で常任委員会、総務建設と教育民生。これが主ですよ。たったこれだけなんですよ。ほかに産業何とか、公安の何とか、加賀市へ行くと温泉がどうかこうとか。こんなのないんです。たった2つなんですよ。たくさんあるのならきちっと、県も一緒です。きちっと分けて各常任委員会で議論をしていくというのは分かる。これだけの人数で、たった2つなんですよ。

町長の言うことは分かるんですが、本気に15年間でこれから議論になっていくんでしょうけれども、債務負担行為15年ですよ。そんな長いスパンで今までやる、そんなことはないですよ。相当に議論すべきなのに、総務建設委員会だけじゃそれは無理でしょう。庁舎を建てるときに総務建設委員会でやりますか。サービス庁舎、みんなでやったじゃないですか。例えば。こんな小さな町のこれだけの人数しかいないのに、やっぱり全員でやるときは一発でやればいいと思うんです。それは、行革という言葉はあまり執行のほうから聞きませんけれども行革ですよ。

このことを話すと次に行けませんので、少し次を話します。そういう意味で対応を今後注意していただきたいなと思います。

最後になりますけれども、ただ、今、町長なりの説明で理解できる場所もあります。傾向としてこのような、方便はあります。秘密会にしろ情報を開示しないとか。私なんかは真っ黒で何も来ないですよ。こういう秘密会のやり方で、その黒いのを町民が見たときに信頼を得られますかね。何を隠さなきゃいけないんですか、その中の。町長。そんな真っ黒にして隠すことはないと思うんで

すよ。

町長がおっしゃるまちづくり、共創、ともにつくる共創まちづくりということをおっしゃっています。この共創の意味はどういうことなんですかね。自分が全部情報を公開して、もちろん駄目なことはありますよ。どうだとどんどんどんどん出して、さあ皆さん、知恵を集めてくれ、みんなやってくれ、意見を出してくれと。これが共創じゃないんですか。

町長がおっしゃるまちづくりの中核を担うプロジェクトが5つございます。その活動は住民には非公開。隠密裏に進めて、例えば医療公園問題ですとか飛騨高山大学、この大変難しい問題はこのプロジェクトに、失礼ですけども丸投げ状態です。

プロジェクトのメンバーは本当に大変だと思います。課長じゃないんですよ。プロジェクトのリーダーは。リーダーというんじゃないんですよ。この間調べたらプロジェクトリーダーじゃなくて総括責任者というんですね。プロジェクトの人たちは。課長でもない人がこんな難しい公園の話やら医療の話、それからC o I U、飛騨高山大学。できるかどうか分からないんですけれども、その問題も全部そのプロジェクト。総括責任者、課長でもない。その人が自分の仕事、実務ありますよ。それをやりながら、そういう難しい仕事をさせられている。

その中身はどうだといって調べたら真っ黒なんですよ。隠蔽しているんですよ。言葉は悪いですけども。真っ黒ですよ。

また直近出てきます長期にわたる、15年間にわたる中能登町道路公園包括管理等P F I事業、これについても秘密会でやっていますが、そのスケールメリットは確かに話が出ています。

だけど、そのリスクというのは極めて出てきません。分かりません。資料も持っていません。

ですから、そういう言葉巧みに秘密会というふうに進めていく。そういうやり方の中で、町長、町民の信頼を得られますか。町民の方は分からないんですよ。ただ、公園のことも言っていますよ。そんなものはどうのこうのとか。町長の思いが伝わらない。何か。秘密にしているからですよ。情報を開示しないからですよ。

やっぱり情報の開示は民主主義の大原則だと思います。非公開や秘密会にするための手だてに頭を使うのではなく、どうぞ来てください、見てください、町長の部屋へ来てください、何でも言ってくださいと。そういうことに勢力を出して、門戸を開いて町民に呼びかけて、開かれた議会を進めてほしいと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

簡潔な答弁をお願いいたします。

○宮下為幸町長 今言われていましたことは、これからいろんなことで検討していきたいと思いますが、ただ、やはり今のP F Iの事業でも入札価格が中々出てきますので、必ずそういうのは絶対秘密会にするべきだと私は思います。

医療公園のことにしても、いろんな個人の名前が出てきますので、それは正式に決まりましたらまた発表します。発表しますけれども、個人とか、例えばいろんな土地の問題とか、そういうこともかなり出てきますので、その辺については要するに、本当は秘密会より非公開も一緒なんですけど大体秘密会。でも今までと、10年間の中で秘密会というのは10回ぐらいやっているんですよ。調べたら。非公開は3回ぐらいしかやっておきませんので、その辺、秘密にするべきところは個人の尊重もありますので、議会の議員必携にも出ておりますので、ぜひその辺は、これからいろんな面で議会と、また執行部と行政と考えていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 一言だけ、すみません。

町長、それだったら情報をカットすればいいんです。黒く塗ればいいんですよ。人の名前が出て、金額が出て。前の町長は全部そうでしたよ。私はずっと5年間、議事録を取っています。

○議長（笹川広美議員） 澤議員、時間が来ておりますので、終了をお願いいたします。

○5番（澤 良一議員） もちろん黒いところはありました。前のときは金額とかを黒くしたり、人の名前を黒くしたり。中身は見えるので、ぜひともそういう配慮をしてください。

以上で終わります。

○議長（笹川広美議員） ここで11時35分まで休憩をいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、12番 坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員） 与えられた立場でありますので、簡単に質問させていただきます。

3点ばかりお願いしたいと思います。

1点目は入札の最低制限価格についてでありまして、2点目は、ふるさと納税についてでございます。3点目は、七尾、中能登町の広域行政の振興状況についてでございます。以上3点を質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、昨日、鶴浦で鶴様が捕獲され、2年ぶりに開催することになり、中能登町は素通りであります。国重要無形文化財として1泊、今日お泊りになるわけでござい

ます。せっかくの国指定の無形民俗文化財としての力になればということで鶴家様の宿ではいろいろと準備されておりますので、捕獲されたことを心から喜びたいと思います。

なかなかこういうことは、鶴様の気分次第でございますが、なかなか捕獲ができないということでありまして、せっかく捕獲されたのですから、できるだけ元気に気多大社へ送りたいと思います。

それでは質問をさせていただきます。

入札の最低価格制度についてでございますが、他町では不祥事が起きておりますが、現状の中能登町の対応をお聞きしたいと思います。

これは先ほど澤さんがいろいろと前を向いた答弁を執行側に求めておったわけですが、私は簡単でいいんですけれども、中能登町の対応を教えていただきたいと思ひます。

その変動型はどのような方法なのか、簡単であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 入札最低価格について問うについてお答えします。

町における工事発注に関する入札の流れとしましては、大まかに申し述べると、設計、予定価格及び最低制限価格の決定、入札方法の選定、入札の公告または指名競争入札の通知、そして入札執行となります。

他町における不祥事の内容としては、入札後に公表される最低制限価格を事前に入札参加業者へ漏えいしたものであります。公正な入札の執行を妨げたものと理解をしております。

中能登町では、事務決裁の区分上、最低制限価格に関わる決裁は町長が行うこととなっております。決裁区分については、自治体の規模や金額の大小に違いはありますが、組織においては誰かが決裁者となり、物事を決め

ていかなければなりません。決裁者は、法令に基づき、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとなっておりますので、当町における入札は適切に執行されていたと考えております。

しかしながら、入札制度に対する町民の信頼を得るためにも、現行の制度下では変動制を導入することが最適と判断したものであります。

なお、導入しました変動制の入札制度につきましては、先ほど澤議員のご質問にも答弁いたしましたので、ここでの説明を省略させていただきます。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 澤さんは、いろいろと前向きな答弁、前向きな質問をして答弁されていたわけです。公平でやっていただきたいと思います。

先ほど澤議員さんのいろいろと質問があったんですけども、これで第1問目の質問を終わりたいと思います。

2番目ですが、ふるさと納税についてでございますが、11月、12月は年末に多くの方がふるさと納税をされると聞いておりますが、令和4年度または5年度までにトータルのふるさと納税をされておられる方の金額の統計をお知らせ願いたいと思います。

それと、ふるさと納税された場合には、税金の控除が少ないですけれどもあるのではなかろうかという思いがありますので、その点をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 ふるさと納税についてお答えします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、平

成20年に創設されました。自分の生まれた故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができ、それぞれの自治体の考える寄附金の使い道等を見て、応援したい自治体を選んで寄附をする仕組みとなっております。

また、寄附を行うことにより寄附先の自治体から返礼品を受けられることができるため利用者が増加をしております。近年では返礼品を目的とした寄附も多くなっていると言われております。

当町の令和4年度のふるさと納税の実績は、寄附件数が224件、寄附金額が678万1,000円と件数、金額とも県下では下から2番目であります。令和3年度から寄附件数で23件の減、寄附金額で623万4,000円の減となっております。本年度は11月末現在で170件、およそ497万円となっております、おおむね前年度と同じ程度と見込んでおります。

ふるさと納税の方法としては、役場総務課窓口でも申込みが行えますが、ほとんどがインターネットのポータルサイトを利用した寄附となっております。

中能登町のふるさと納税が利用できるポータルサイトは、現在8サイトとなっております。今後は、取扱い実績や費用を考慮してポータルサイトの増減を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひをいたします。

なお、返礼品についての対応及び税金の対応につきましては、この後、担当課長に答弁をさせます。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

〔岩田 正企画課長登壇〕

○岩田 正企画課長 返礼品についての現在の対応と工夫点についてお答えいたします。

返礼品につきましては、総務省が定める地場産品の基準を満たし、審査を受けた町内で生産、加工される商品などとなっております、当町の主なものとしましては、米、豚肉、日本

酒、どぶろく、蜂蜜、お菓子などの加工食品や、マスク、シーツなどの繊維製品、機織り体験やトレジャートレイルランの出走権といった体験型の商品などを用意しております。

総務省では、寄附金額の3割までを返礼品の費用として充当することが認められておりますが、当町では長らく2割を上限としておりました。ほかの自治体が3割を上限とする中で、2割で提供する当町の返礼品の印象は、お得感や魅力に欠けるものがあり、また昨今の原材料価格の高騰の影響により、返礼品事業者においても従来の数量や品質を確保できない懸念があることから、当町の返礼品率の上限を3割に改めることとしており、現在、返礼品の見直しを行っている最中であります。

また、町内産として調達が困難でありました能登牛につきましては、石川県が当町を含めた関係市町の共通の地域資源として認定したことから、今後、県内産能登牛を取り扱うことができるようになりました。

総務省では、返礼品の比率のほか、配送コストやポータルサイトなどの経費総額に関しても規制を設けており、これらの基準を考慮しながら、9月議会で補正予算の承認をいただいた業務委託費を活用して地場製品の魅力向上を図り、他の自治体に見劣りしない、あるいは優位な返礼品を提供し、ふるさと納税の利用者に発信できるよう各事業者と取り組んでいきたいと考えております。

また、併せて本来の趣旨である寄附金の使用目的の浸透を通じて寄附の増額を目指していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 土屋税務課長

〔土屋金蔵税務課長登壇〕

○土屋金蔵税務課長 続きまして、税金の対応についてお答えいたします。

ふるさと納税については、確定申告を行うことで原則として自己負担額の2,000円を除

いた全額が所得税及び住民税の控除の対象となります。

なお、全額控除される寄附金額については、ふるさと納税を行った本人の収入や所得控除などの状況に応じまして一定の上限が設けられております。

また、本来、確定申告を行う必要がない給与所得者等については、ふるさと納税ワンストップ特例制度というものがございます。この特例制度は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内の場合に限られ、ふるさと納税を行った各自治体に申請をすることで確定申告が不要となり、翌年度の住民税から控除される仕組みとなっております。

確定申告は翌年の2月16日から3月15日の期間において行われます。今後、町としても七尾税務署と連携を図り、申告に向けて周知に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） ふるさと納税は、地場産業の商品が返納ということでありまして、お互いにふるさとを思う立場として、思い出があるような製品ばかりだと思います。今はふるさと納税も少ないのは、コロナの関係で町でイベントが少ないので、あまり都会から田舎へ来るようなことが少なかったことが原因の一つであるかと思うんですけれども、今後、コロナが解除された場合には、町のイベントでもして、都会の人のふるさとへの帰郷をできるだけさせて、ふるさととの地域を守ってもらうための助けになればいいと思うんですけれども。これからコロナが収束したら、できるだけイベントを開催する、そのような思いがあるか、先ほど南議員さんも言われたように、イベントの開催をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 イベントの開催につきましては、先ほど申し上げたとおり、伝統と文化を継承しながらやっていきたいなということを思います。

今回の中で、皆さんが町祭とかそういうことについて語られておりますので、町としまして、私個人としては、文化継承を守るために何が中能登町の本当に宝なのかということを考えて、そのイベントをしていきたいなということを思います。それは地区も巻き込んで全部していくようなことなので、また、それについては何人もの方が質問されていますので、今ちょっと申し上げられませんが、独自の中能登町に合った伝統文化を継承できる祭りをやっていきたい。

例えば七尾であれば青柏祭とか、能登町であればキリコ祭りとか、そういうものが何なのかということを中能登町の宝の一つとして、そういうイベント、地区を巻き込んだ、私の考えているのは地区の協力が必要なので、その辺、これからどういうふうになっていくか分かりませんが、その辺を来年、再来年、合併して20周年になりますので、その辺を踏まえて少し考えていきたいとします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） いろいろと町長は考えておられるんですけども、今日も14日、鶉様道中の宿で謡曲がありますので、時間があったら聞きに来ていただきたいとします。これも謡曲の好きな人たちがたくさんおいでしておりますので、時間があったら来ていただきたいとします。

それなりにイベントをやっておりますので、よろしく願いいたします。

その次に進みます。

平成25年3月に七尾鹿島広域圏事務組合が解散して受けております七尾市と中能登町の広域行政の推進に関することに関してお聞きしたいとします。

生活圏が類似している中能登町、七尾市の行政推進の負担割合のことについて、率と、また金額が分かったら教えていただきたいとします。ごみの処理、利用実績割とか、七尾の斎場の運営費とか、消防とか。

それともう一つは、公立能登病院は現在どのような立場にあって、どのような負担があるのか、お聞きしたいとしますので、よろしく願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 広域行政における中能登町と七尾市の負担の割合と事業内容等についてお答えします。

七尾市との広域行政につきましては、七尾鹿島広域行政協議会を年4回開催して、病院事業、衛生事業、そして消防事業について協議を行っております。

現在七尾市に委託している事務につきましては、職員の権利、利益を保護し、その身分を保障するために設置される公平委員会の運営に関わる事務、ごみ処理施設の管理運営に関わる事務、ななか斎場の管理運営に関わる事務、そして消防施設や消防団など消防に関わる事務があります。

なお、中能登町の負担割合と金額につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、広域行政における中能登町と七尾市の負担の割合と事業内容などについてお答えをいたします。

七尾市との広域行政につきましては、七尾鹿島広域行政協議会を年4回開催し、病院事業や衛生事業、そして消防事業について協議を行っております。

現在、七尾市に委託している事務につきましては、職員の権利、利益を保護し、その身

分を保障するために設置されている公平委員会の運営に係る事務。そして、ごみ処理施設の管理運営に係る義務。ななか斎場の管理運営に係る事務。そして、消防施設や消防団など消防に係る事務があります。

なお、中能登町の負担割合と金額についてであります。繰り返し申し上げますが、まず公平委員会についてですが、公平委員会に係る事務の負担割合につきましては、七尾市と中能登町それぞれの正職員の人数割によりまして決められております。令和4年度の中能登町の負担割合は26.82%、負担額は2万679円となっております。

次に、ごみ処理に係る事務の負担割合につきましては、過去3か年の施設利用実績によって決められております。令和4年度の中能登町の負担額は22.43%、負担額は1億1,761万8,517円となっております。中能登町における過去3か年のごみの排出量の推移につきましては、僅かではあるものの減少傾向とはなっておりますものの、七尾市も同様に減少傾向となっております。このことから、負担割合についても横ばいの状況となっております。

次に、ななか斎場に係る事務の負担割合につきましても、過去3か年の施設利用実績によって決められており、令和4年度の中能登町の負担割合は24.54%、負担額は1,036万5,213円となっております。

そして最後に、消防に係る事務につきましては、主に消防本部運営費、消防署運営費、消防団活動費があります。消防本部運営費については、七尾市と中能登町の人口割により負担額が算出されます。また、消防署運営費の件費につきましては、七尾市、中能登町それぞれの消防職員の人数割により算出され、件費以外は各消防署の管理運営費が負担額となります。ということで、中能登消防署の管理運営費につきましては中能登町が負担をするという割合となっております。

消防団活用につきましては、各消防団の管理運営費が負担額となります。中能登町の令和4年度の実績は、消防本部運営費が人口割で24.75%、負担額で2億3,118万3,094円。消防署運営費が職員割合で17.73%、中能登消防署の管理運営費を加えた負担額は883万3,058円、消防団活動費が負担額574万4,888円となっております。

このほか、各施設の整備などに伴い借入れた地方債の元利償還金につきましては、対象施設ごとの負担割合により算出され、令和4年度の中能登町の負担額は741万95円となっております。

なお、能登病院につきましては、現在は完全に七尾市のほうに運営が移管されております。ですので、人事も含めて七尾市のほうが全て責任を持って能登病院の管理運営を行っておりますが、ただし、能登病院の歴史上、これまでずっと中能登町、そして鹿島郡として関与してまいりました。当然ながら設立当初、そして新病院のほうの設立当初もずっと中能登町としても様々なこれまで負担金等々の拠出もしてまいりましたが、現在につきましては七尾市のほうが全て管理運営費、全て移管しております。

ただし、広域行政協議会におきましても病院長のほうに出席をしていただきまして、能登総合病院の管理運営状況につきまして逐次報告を入れていただいております。特に経営状況や職員の採用状況などなど、事細かに状況も聞いておりますし、また、現在コロナ禍での病院の運営状況なども逐次情報交換をしながら病院運営のほうに携わっているという状況となっております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 参事さんからいろいろとお聞きしたんですけれども、地域の行政のあれですから、できるだけ負担はかかるんですけれども誠心誠意いってほしいと

思いますので。特に消防、火事なんかがあった場合には、当町にも2件ほどありましたけれども、そのときには初期消火のためにいろいろと消防が活動しておりますので、今後とも、負担はかかるんですけども、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（笹川広美議員） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時4分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、4番 池島和喜夫議員

〔4番（池島和喜夫議員）登壇〕

○4番（池島和喜夫議員） 私は難しい質問はいたしません。簡単に答えられるような質問で収めたいというふうに思っております。

では、通告に従い、最初の質問に入ります。

来年度に中能登町の公共交通を見直すとき、津幡町のオンデマンドバス「のるーと津幡」を参考にできないかについてです。

中能登町の町民の方々から、自動車免許を捨てたら不便で困っているとの話をあちこちから聞きました。そこで我々総務建設委員会は、公共交通で先進地域とされている珠洲市、そして長野県の佐久市を視察研修先として訪問してきました。また、個人的にも隣の志賀町を訪問してきました。

しかしながら、面積の問題、さらにはバスの数、運転手、運営方法など金銭的なところを含めると、中能登町は参考にならないと思いました。

しかし、11月7日の新聞で、のるーと津幡の記事を見て、これならば中能登町で参考にしたいというふうに思いました。新聞を一部読み上げます。

オンデマンド町営バス「のるーと津幡」。

津幡町は12月4日、町営バスの効率化と利便性向上のため、人工知能、AIを活用して配車などを行うオンデマンドバス「のるーと津幡」の運行を開始する。利用者がスマートフォンや電話で予約を入れると、最短1分で配車できるシステムで、県内では初導入。停留所も現行から約3割増やし、運転免許を返納した高齢者らの生活の足を確保する。

こういったような記事が出ておりました。中身を細かく読み上げていきましたところ、これはいけると、うちらの中能登町でも十分通用するシステムでないかというふうに解釈しました。

そこで、この記事を御覧になった町長さんに見解を伺いたいということです。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 来年度に中能登町の公共交通を見直すときに、津幡町のオンデマンドバス「のるーと津幡」を参考にできないかについてのご質問にお答えします。

現在、町では、来年度の中能登町地域公共交通計画の策定に向けまして、地域公共交通会議で、令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の国の補助事業を受け、地域公共交通調査を実施しているところであります。

議員の言われる「のるーと津幡」は、人工知能、AIを活用し配車などを行うオンデマンドバスで、利用者がスマートフォンや電話で予約を入れると最短1分で配車できるシステムと伺っており、大変便利であると思われませんが、現状よりもコストが大幅に増加することに加え、運転手や車両の数も足りない問題なども出てきます。

このことから、津幡町のデマンド交通のみならず、他の市町の状況も参考にし、現在のコミュニティバスを含めた全体の現状及び乗車状況や傾向も含め調査し、併せて交通事業者の現状やスクールバス、路線バス、JRも含め、どのようにすれば中能登町に合うのか

を研究しているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹川広美議員） 池島議員

○4番（池島和喜夫議員） お年寄りで、特に免許を返納されたというふうな方々は非常に不自由を感じておられるというのは今日現在の姿です。

瀬戸、花見月、後山上、下においては、タクシーを利用しておるといったようなこともありますので、その辺を含めてもう一度、来年度までに今よりいい結果が出るような改善というか、そういった方向に行っていただければいいかなというふうに思います。

以上をまとめまして、「勤労の過ぎ去り日々を生き生きと」というふうな一句をつけさせていただきます。

では、次の質問に移ります。

今年の春、中能登町において火災が多発したことを踏まえ、火災警報器の点検を促すについて。

火災は、ガスレンジ、ストーブなどの火の不始末、さらには漏電など、いつ起きるか分かりません。そこで、消防署などの指導で火災警報器の設置が義務づけられるようになりました。

火災警報器の耐用年数はおおよそ10年で、設置してからうっかりミスで10年を経過したご家庭もあつたり、電池切れで作動しなかったりといった事例もあるそうです。

これから、より寒くなってきます。火災警報器の点検のときには交換することを推し進めていくべきと考えています。消防署の街宣車、さらには町役場の街宣車にも大きめのステッカーを貼り付けて注意を促すべきと考えるが、町長の考えを伺いたい。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 火災警報器の点検の促進についてお答えします。

住宅火災警報器は、平成16年の消防改正法により、全ての住宅において設置が義務づけ

られております。この背景には、逃げ遅れによる死者の多さが要因であったとされております。

当町では、今年に入ってから多発した火災において1名の方の尊い命が失われており、このことから住宅用火災警報器の設置等に関する広報啓発は重要であると認識しております。

消防庁の調査によれば、住宅用火災警報器を設置した場合は、死者数と損害額は半減し、焼損床面積は6割減少するという結果が出ており、火災の早期発見や逃げ遅れを防ぐためには非常に効果的であると分析されていますが、これを有効に活用するためには、年に2回の定期点検の実施や、設置後10年を経過する場合は交換することが推奨されております。

町では、これまでに住宅用火災警報器の点検や交換について、町民の皆さんに対し、広報やホームページ、音声告知端末機により定期的に周知をまいりました。

また、中能登町消防署におきましては、ホームページの周知に加え、今年が多発した火災の後には高齢者の独り暮らしのお宅への訪問や巡回での広報啓発活動を実施し、また、火災が発生した地区の全世帯においても住宅防火診断を行っております。

今後も引き続き、中能登消防署や関係機関と連携し、住宅用火災警報器の普及促進や定期点検の実施、定期的な交換について、春と秋の火災予防週間における重点的な啓発活動に加え、議員から提案のありました消防車両や公用車に啓発のためのステッカー等を貼ったり、公共施設におけるのぼり旗の設置など効果的な啓発方法を検討し、実施していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹川広美議員） 池島議員

○4番（池島和喜夫議員） なるかならんか分かりませんが、火災警報器が不備が

発見されたといったときに、町のほうとして例えば補助的なものを用意するお気持ちはあるのかないのか、その辺をお尋ねします。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、池島議員の再質問にお答えをいたします。

設置の当初、およそ10年前につきましては、購入等々についていろんな対策を講じてまいりました。それが10年後ということで、設置も完全に義務化されるということですので、今のところそういった補助はありませんが、ただ、今回議会でもまたいろいろと経済対策というところで予算の計上もこれからお願いをしていくこととなっております。

そういったところも含めまして、ぜひ火災警報器も購入の物品の一つとしてお願いできればなというふうに考えておりますが、いずれにしろ、こういった形での警報器の有効性につきましては、今後周知もさせていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 池島議員

○4番（池島和喜夫議員） 分かりました。ありがとうございます。

以上をまとめまして、「日頃防火の心忘れずに」という標語をつけさせていただきま

す。次に、3番目として、児童館の利用について、知識を得るだけでなく、ものを作る場所としても利用すべきについてです。

中能登町の児童館は、とりや児童館の利用が特に少なく、かしま児童館の利用率が高いとのデータが出ており、お金のことを考えた場合は、とりや児童館の廃止、統合といった選択を迫る場面が来るかもしれません。

私は、児童館とは、子供たちが自主的に時間を過ごすことができる有意義な場所と考え

ております。さらには親の立場から見たときには、一定時間を子供のことを考えずに過ごせるメリットがある。子供たちが児童館の利用を知識を得るだけでなく、ものを作る場所としての利用も、さらにはいろんな研究をする場としてもよいと思います。

虹のこと、ヤゴがトンボになること、昼間見えない星がなぜ夜見えるのかななどの研究材料がたくさんあります。毎年、冬休みが終わった後、学校対抗で評価をしてもよいかと思います。

ものを作る、研究する場としての利用について、町長の見解を伺いたい。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 児童館利用について、知識を得るだけでなく、ものを作る場所として利用すべきについてお答えします。

子供たちに健全な遊び場を提供し、その健康を増進し、豊かな心の育成を目的に、当町では、とりや児童館、かしま児童館、ろくせい児童館の3館を設置しております。18歳未満の全ての子供が利用できる施設となっております。

今年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行してから、各児童館でのイベント等を再開し、保育園や小中学校に広く周知したことで、現在はコロナ禍以前より多くの子供たちが利用しております。

イベント内容としては、ハロウィンやクリスマスなど季節のイベント、卓球や縄跳びなどのスポーツ大会のほか、ものづくりとして夏休みの工作やバルーンアート、アクセサリ一作りを行っております。

また、おにぎりやカレーライス、クッキーなど小学生向けの料理教室も開催しており、今後、中学生を対象に地産地消を取り入れた料理教室や、高校生を対象に卒業後の自炊生活に役立つ和食の料理教室など、食育の推進を図る事業も予定しております。

議員からご提案をいただいたものづくりの

視点も今後取り入れ、子供たちがいつでも楽しみに訪れ、様々な経験を通して学び合い、安心して過ごせる地域の居場所として、児童館運営のさらなる充実に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 池島議員

○4番（池島和喜夫議員） 町長の答弁を聞かせていただいたところ、私が思っていた以上に頑張っておられるというふうなことは理解できました。

このことについても、まとめて、これは標語ですね。「子供らの語る未来に夢がある」というふうなことをつけ加えさせていただきます。

最後の質問になります。

中学卒業時に未来を見据えた色紙を書いてもらうについてです。

既に皆さん御存じの昨年の弓道、陸上距離において、とてつもない活躍をした生徒さんをはじめ、スポーツ、文化の各分野で立派な活躍をされている生徒さんがたくさんおられます。

中学生時期は、人生のほんのいつときです。この後の生き方は、高校、大学、専門学校、人によっては就職とそれぞれの道を歩むことになります。一人一人の生き方は違うと思われませんが、オリンピックへの出場、発明、工夫で成功、さらにはノーベル賞、国、政府からの表彰を受ける文学賞受賞など、顕著な足跡を残した方々の中学卒業時に書いた色紙を掲示することにより、後の生徒の励みにしたい。

当然のことながら、昨年全国1位になった弓道選手及び陸上の駅伝選手の色紙は掲示してよいと思います。色紙には、夢、目標、名前だけでもいいところですよ。

単純なことですが、教育長の返答を伺いたい。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 池島議員の中学校卒業時に未来を見据えた色紙を書いてもらうのご質問にお答えします。

この質問については、令和4年3月開催の本議会定例会の一般質問でも池島議員から同様の質問をいただいております。宮下町長と当時の袋井教育長が答弁しております。

ご承知のとおり、中学校卒業を迎える生徒は、3年間、多感な時期を過ごし、次の段階へ進む大事な時期であります。学業はもちろんのこと、部活動など様々な活動や場面を通して仲間と切磋琢磨し、互いに励まし合い、高め合ってきた3年間であったかと思えます。また、保護者にとっても我が子の成長を見守りつつ卒業を迎えるときには感慨深い3年間であったかと振り返るものとも思えます。

こうしたことを踏まえ、学校現場では学年担任が趣向や工夫を凝らし、卒業生、在校生ともに心に残る送り出し方を考えております。年によっては卒業生が将来の夢などを述べる場を設ける場合もありますが、文集といった形で残すこともあります。今年は卒業文集という形で残すことになっております。

議員からご提案にある色紙というスタイルは採用しておりませんが、卒業生の思いが伝わるよう学校現場では工夫して実施しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 池島議員

○4番（池島和喜夫議員） おおむね予想されたご返答であったというふうに思っております。今のところ、これ以上のことを言ったところでどうにもならないというふうに思います。

今の質問をまとめまして、「中学大人の旅の一里塚」という川柳を述べさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（笹川広美議員） 続いて、1番 三浦克欣議員

〔1番（三浦克欣議員）登壇〕

○1番（三浦克欣議員） それでは質問させていただきますが、その前に30秒だけお時間をいただきたいと思います。

現在、イスラエル軍がイスラム組織ハマスの武力衝突でガザ地区を攻撃している様子が連日報道されています。目に飛び込んでくるのは全く信じ難い映像です。映像というのは本当に怖くて、今のリアルな映像なのに、ずっと昔のものではないかとか、フィクションではないかと錯覚するほどの信じ難い光景です。

一番の犠牲者は誰なのか。一目瞭然です。この衝突で、何の罪もない、推計ガザ地区だけでも1万8,000人も尊い命が犠牲になっていると報じられています。しかも人の手による虐殺です。この2か月で中能登町の町民の皆さんが全員亡くなっていると同じなのです。

人間は、学習というものをしないのでしょうか。人を意図的に殺す行為に全くの正義も正当性も存在しません。子供でも分かる理屈です。人間は生物界で一番進化していると言われますが、一方で、一番究極的に愚かで未進化の生物だと私は思います。

三浦はいつも平和ぼけしているとよく言われますが、いっそのこと世界中の人々が平和ぼけすればいいというふうに考えながら、私にできるのは、この場で遠ぼえすることしかできません。即時停戦を願って、怒りと無力化に震えながら、気持ちを切り替えて、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、公共工事の入札についてであります。

お隣の町の元町長が逮捕されてから、入札は町民の皆様にとって最も大きな関心事で、うちの町は大丈夫かとか、そんなもん……に決まるとるがという会話が至るところで飛び

交っております。それを反映して、他の議員の皆さんも入札に関する質問をされており、午前中も澤議員、坂井議員も質問されているので、私は中能登町の入札制度の変遷についての質問に限定させていただきます。

中能登町における入札制度は、いつ制定され、どのように変更されながら現在に至り、今回のことを受けて新しい変動型にどのように至ったのか、説明を求めます。

中能登町は大丈夫でしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 中能登町の公共工事における入札制度は公正に行われているかのご質問にお答えします。

入札制度については、地方自治法をはじめとした各種法令により手続が定められております。全国の自治体では、これらに従い適正に入札が執行されております。

特段の問題はないと考えておりましたが、他町での不正が明るみとなりました。不正の内容は既に御存じのことと思われまので、詳しい説明は割愛させていただきます。

入札制度に対する町民の信頼を得るためにも、現行の制度下では変動制を導入することが最適と判断したものであります。適正な入札執行により町民の信頼を得られるよう今後も制度や手法の調査研究を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 再質問というか、先ほど高名参事兼総務課長さんも何か発言したそうだったので、総務課長の立場で、今の質問についてお答えいただけますでしょうか。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、三浦議員の入札についてのご質問にお答えをさせていただきます。

入札制度については、御存じのとおり、当然ながら合併当初からもずっとやっておりますし、旧町時代もこういった形で入札は行っております。

ただ、入札制度の変遷といたしましては、様々な問題、様々な見直しによりまして、一般競争入札というものが取り入れられたりとか、様々な制度が少しずついろいろと変わってきております。

その中で、今回もこういった問題を受けて、県内の自治体がもう一度全てそういった見直しをかけて、基本的にはこういった最低制限価格についてはまずはランダム係数を掛けようという、そういったような動き等々が始まっております。

これからも、他の自治体がこういった形でいろいろな状況、また横の自治体などの情報を仕入れながら、しっかりと、より適正な、公正な入札の執行に向けて日々研鑽を重ねていく状況となります。

ただ、中能登町につきましては、今回はあくまでも最低制限価格についてのランダム係数を掛けるということでありまして、入札自体はこれまでも適正に執行されておりました。

落札率というお話もございましたが、当然ながら落札率というのは、あくまでもこれは業者さんが設計書に基づいてしっかりと積算をして、事業者さんが入札に決めていく話となります。予定価格というのはあくまでも、少し乱暴な言い方かもしれませんが、物で例えますと定価があり、そして最低制限価格というのは、町としてはこれ以下のものでは商品は売れませんよというものに対して、皆さん幾らで買われますかというのがそういった落札率という数字になってくるかなと思っております。

町といたしましては、こういった経緯をしっかりと確認しながら進めていくことが大事ですし、かといって一方でダンピングや値引きを強要するものではありません。やはり適正価格で仕事を受注していただいて、そして適当な工事の品質を保っていただくことが非常に大事だと思っております。

その意味で、しっかりと今後とも適正な入札制度の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 答弁いただいて、町民の皆様も安心したというふうに思います。

志賀町でも、議会は何しておったんやという声もありましたので、今後しっかり議会としてもチェックしていきたいというふうに思っています。

今朝の新聞でも、志賀町議会がダブルチェックをするという、システムを取り入れるというふうにありましたので、我々議会としても今後また対策を取っていきたいと思えます。澤議員が午前中言われていた幅ですね。そこについても注視というか見守っていききたいというふうに思ひまして、2つ目の質問に移ります。

私は9月の議会において、令和5年度補正予算に地域づくり推進費として1,400万円、業務委託費として使われることについて、私なりに問題提起をさせていただきました。ここでもう一度、地域づくり、まちづくりという観点から取り上げさせていただいて、私自身の思いを述べ、町長の考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

そもそもの話をまずしたいと思ひます。

地域づくり、まちづくりというのは、私たちのふるさとである中能登町に住んでいてよかった、中能登にうまれてよかったと思える町をどうやって築いていくのかという壮大な

テーマであります。

一方、現在、我が町では業務委託が進んでおり、今定例会でも補正予算にて中能登町道路公園包括管理等PFI事業としての債務負担行為が議案として上程されておりますし、既に共立ソリューションズに多くの業務が委託され、効率かつ有効に機能されているのではないかと思います。

私は、町の仕事が民間に委託されていくのは大賛成であり、有意義だと思っています。いわゆる労務的な仕事といいますか、平準化できるルーチン的な仕事はそれこそ委託し、また今のDXとかAI等を活用して経費及び人員の削減や職員の皆さんの働き方改革が進んでいけば、それにこしたことはないと考えます。

話を戻しますと、ただ、民間というか、コンサルタント等に業務を委託していくのはよいことなのですが、先ほども言いましたように、まちづくりという町の未来を担う最も大切な核の部分まで業務委託していくのかという私の疑問です。自分たちの町は自分たちの手でつくっていきたいというふうに思いませんか。一番おいしいところを他人に委ねてしまうところに、もったいないというか、今の現状があるというか、地域の活性化を専門とするコンサルタントもあるようで、大いに活用すればよいと思いますが、やはり主体は町民の皆さんであり、また具体的に進めていくエンジンの役割を果たすのは町の職員の方々ではないかというふうに思います。役場の職員さん、優秀な方、たくさん本当においでというふうに思います。

国民文化祭も終わりましたが、今後、どぶろく、おにぎり、共生社会をどう町の未来、活性化につなげていくのか。メディカルパークをどうしていくのか。COIU云々は別にして、ともに作り上げていく共創というテーマに、町民の皆さんとどんな町にしていきたいのか。そんな思い、活動が反映できるよ

うな仕組みをつくっていければよいのではないかというふうに思っています。一つの課の担当者、また片手間に集まったチームで取り組んでいくテーマではないように思います。

そんな思いから質問させていただきます。

令和5年度補正予算で組み込まれたまちづくり推進費として業務委託された1,400万円は有意義に使われていますでしょうか。また使われましたか。具体的にどのように使われたか、お聞きしたいです。

②として、町長のリーダーシップの下、町のスタッフ、町民の方々が一体となってまちづくりを推進していくという組織を設置できないでしょうか。まちづくり推進室みたいなものを設置し、それに特化して取り組んでいく組織です。いかがでしょうか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町民参加型のまちづくりを目指してはどうかの質問について、まず1点目の地域づくり推進費は有意義に使われているかについてお答えをします。

令和5年度一般会計補正予算における地域づくり推進費では、4つの細目にて事業を展開しております。イベント支援事業では、各種団体が主体となりにぎわいを創出するイベント等への支援に関わる経費であります。もう一つは男女共同参画推進費事業では、男女共同参画推進のための男女共同参画推進委員の会への事業助成を中心とした経費の補助であります。地域おこし協力隊事業では、移住につなげる隊員の活動に係る経費であります。地方創生推進交付金事業では、国の交付金事業を財源に移住、定住施策を中心として、能登上布振興や繊維、観光の魅力創造、発信する事業に加え、近年のデジタル化に対応するための検証事業なども展開しております。

加えて、さきの9月定例会でも承認をいただいた大学連携に係る事業も展開しております。

これらの事業につきましては、現状それぞれ進行中ではありますが、9月定例会にもご説明させていただきましたが、いずれも中能登町まち・ひと・しごと総合戦略における人口減少対策や基本目標の達成に必要な事業として位置づけして実施しておりますので、引き続き中能登町の将来世代が住みよいまちづくりを実感できるよう事業の推進をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、共創をテーマにまちづくりを特化した部署を設置し、町民が主体的に参加する組織をつくってはどうかの質問についてお答えします。

今年の広報なかのと8月号でも紹介しておりますが、多様な立場や様々な人々と対話をしながら、それぞれが持つノウハウや知見を生かし、新しい価値観を創造して共有、協働につなげていくことが共創であります。

町では、多様な人々が参画することで、誰一人取り残さないまちづくりの機運醸成を展開することで、中能登町の今後の将来世代が住みよいまちづくりにつなげることができる重要な事業と位置づけており、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を受けて、9月定例会で補正予算を計上させていただきました。

現在、課の組織を横断して結成されたつながり創出・協働・共創プロジェクトチームを中心に協議を重ねており、事業執行に当たっては企画課にて委託業務等を実施しております。

ご質問の町民が主体的に参加する組織につきましては、本事業展開の核となる共創コミッション（協議会）を設立し、町民はもとより多様な人材の参画をいただき、造詣を深めた中で、全国からも参加を募った組織や人材とつながりながら事業展開をしてまいりたいと考えております。

なお、共創をテーマに、まちづくりに特化

した部署の設置につきましては、まずは現在のプロジェクトチームにおいて事業をしっかりと進め、各課が連携を図ることが大切であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 具体的な特化した推進室というのは、急にはできないというふうに思いますので、ここもスタートにしていきたいと思います。何とかコミッションというところからスタートしていくというところで、そこをまた見守っていききたいというふうに考えます。よろしくお願いをいたします。

くしくも、お隣の七尾市議会でも一般質問で職員提案型の事業の募集をしてはどうかという質問がされました。質問の中で、今の職員は目の前の業務で手いっぱい、新たな事業を自ら提案するのは仕事が増えるだけで、思いがあってもなかなか提案できないというふうな状況があるというふうにも述べておりました。

そんな環境で町はよくなっていくでしょうか、活性化していくでしょうかという疑問が、もっともっとみんなが。プロジェクトチームもあるんですけども、自分の仕事を持った上でのみみたいなところがあって、そこに全てを注げるような、そういう環境、そういう職場をつくっていく。そこに町民の皆さんが参加して、議員、我々も当然ですが、一緒になって町をつくっていく。そういうのになっていけたらいいなというふうに考えて、また見ていきたいなというふうに思っています。

それでは3番目の質問になります。

先月、11月3日に石動山トレイル、翌4日に中能登トレジャートレイル大会が、今年も全国から608名のトレイルランナーがこの中能登に集結いたしました。今年も記念すべき10回大会でした。10回を記念し、今回50マイル、世界レベルでは100マイル、160キロなん

ですが、その半分ということで80キロのコースを設定したいという思いで、七尾城プロジェクトの皆さんの協力をいただいて多根道から七尾城までを加えた新コースをつくり、全国屈指のつわものたち100名余りが挑戦しました。新しい城山をつなぐコースは歴史的にもとても意義深いものとなりました。

私は、トレラン1回目より実行委員として大会をサポートしてきました。その当時、トレイルランニング大会は全国的に見ても数か所しかなく、私も山を走るマラソンみたいな印象でした。日本というより世界的に有名なプロのトレイルランナー鏑木毅さんに大会をプロデュースしていただいて、そのアドバイスを受けながら、それこそゼロから手づくりで取り組んできました。

トレイルランという競技は、マラソンのように単にロードを42キロ走り、そのタイムを競うだけではなく、トレイル、つまり山道、林道、その地域の自然の中を駆け巡り、自然を満喫しながら、またエイド、休憩所というか峠の茶屋というイメージなんですけれども、その地域ならではの特産物を食べてもらう。単に走るを楽しむにプラスして、その地域を丸ごと感じてもらうという特徴があります。

中能登町でいえば、石動山の歴史、紅葉、そしてその稜線のトレードを楽しみ、碁石ヶ峰からは富山湾の向こうに立山連峰を望み、そして邑知地溝帯の田園風景を楽しんでもらう。食べ物は、昨年度より中能登自慢のおにぎりを全ランナーにもてなしたり、ここ二、三年は開催しておりませんが、これもトレランには付き物である前夜祭、後夜祭を開き、中能登の美味しいもの、そして、どぶろくなんか味わいながら選手の皆さんと語り合うということも行ってきました。

数年前の後夜祭では、コアな選手十数名が天平の里に宿泊し、スロートーリズム協議会の応援を受け、カラー野菜のサラダやどぶろ

くでもてなし、トレランや中能登について一晩中語り合ったこともありました。

つまりトレイルランというのは、その地域に深く関係するイベントであることが分かると思います。私は、10回目、つまりこの10年間の積み重ねのトレイルランの価値は相当なものだというふうに考えています。しかもランナーは1人1万円以上のエントリー費を払って参加してくださるということです。

ちなみに、鏑木さんに中能登トレジャーは全国的にどのくらいにランクされるのか聞いてみました。全国で大小合わせて400の大会があるけれども、規模、コース、もてなしを総合して20番以内には入っているとの言葉をいただきました。何で10本に入らんがけと聞いたら、コース的に山が易し過ぎるということでした。

今回、10年目の節目ということで鏑木さんと話していたことに、この積み上げてきた実績、企画課的用語でいくと交流人口の増加という点では大きな成果をもたらしている。それに加えて、地域に積極的に関わっていくという次のステップである関係人口に変えていくアプローチ、最終的に移住定住につなげていく取組を始めてみるのも面白いのではないかとということでした。

鏑木さんも現在、関西大学の特任教授としてスポーツと地域活性化について研究されていて、後夜祭とかを行ってコアなメンバーを集めて、どぶろくをあおりながらトレラント地域について深く語り合うのもいいですねという話をしていました。

実際、関西方面で林業関係の仕事をしているランナーで、毎年参加して下さっている方もおいでで、とても中能登が気に入って下さっていて、本当に移住を考えているという方もおいでです。

昔から、よそ者、若者、ばか者と言うように、何かを始めるときはよそ者が必要だと思います。

以上を踏まえて、トレラン実行委員長に名前だけになった副実行委員長が以下2点について質問いたします。

トレランから関係人口、定住人口につなげていく取組を行っていきませんか。

②それを推進する地域おこし協力隊を採用してはどうかについて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 中能登トレジャートレイルランを町の活性化につなげていってはどうかのご質問にお答えします。

まず、1点目の関係人口、定住人口につなげていく取組を行ってはどうかについてお答えします。

本定例会の提案理由でも述べましたとおり、記念すべき第10回大会を迎えた今年の大会は、石動山トレイルランも含め608名の参加をいただき、盛大に開催をすることができました。

この大会は、第1回からプロデュースに携わっていただいている鏑木毅さんが観光庁スポーツ観光マイスターの立場からも交流人口の創出を念頭に大会プロデュースを実践していただいております、これまで培った実績は毎年の大会参加者に表れているものと考えております。

また、ご承知のとおり、本大会は実行委員会組織により運営し、町はその下支えとして財政支援を行っておりますが、その財源につきましては、参加費や寄附金のほか地方創生推進交付金も充当しており、議員の指摘の関係人口、定住人口の創出に寄与する大会として位置づけております。

10回目の節目を終え、今後については、培った関係人口のつながりを礎に定住につながる取組のへ発展が求められることは、議員ご指摘のとおり認識しておりますので、引き続き鏑木プロデューサーや大会実行委員会とも協議を重ねてまいりたいと考えておりますの

で、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、2点目のトレランに特化した地域おこし協力隊の採用の検討をのご質問についてお答えします。

さきの答弁でもお答えしましたが、大会は10回目を数え、大会自体は成熟段階であると認識をしております。その上で、地域おこし協力隊制度は、町の課題解決や新たな取組展開を図っていく上でのノウハウを培った人材が地域に定住して、その下支えをしていく仕組みとなっていることから、トレランに特化した地域おこし協力隊の採用は定住につながるものではないと考えております。

現在、町では、つながり宿の創出や、おにぎりの魅力発信に特化した地域おこし協力隊員2名が活動していることは御存じだと思いますが、2名の活動とも連携が図られ、定住人口につながる課題や議員ご指摘のトレランとも相乗効果の波及が期待できる内容などについて、さらに研究を重ねてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 定住につながっていくというお答えをいただけるかと思ったら、あれってなりましたけれども。まちづくりのところでも話しましたけれども、コンサルタントに委託するという手法もあるんですけども、中能登町に住んでもらって、地元の皆さんとじっくり作り上げていく。しかも定住につながっていく。

地域おこし協力隊の存在というのはとても価値があって、今おにぎりの地域おこし協力隊の志村さんとも一緒に活動しているんですが、今あるものがステップアップする上でとてもよい存在になっておりまして、先ほど言いましたように、よそ者の力というのは、移住してきてくださっている農家さんとかも町のこと、地域のことを本当に考えてくださっ

ている方もおいでで、よそから来ていただく。よそを当てにしてはいかんですけれども、我々も頑張る。その刺激として、よそから来ていただいてという、そういうシステムをもっともっと採用していったらいいなというふうに考えます。

地域おこし協力隊、ぜひまたお願いしたいと思います。

では、最後の質問に移ります。

去る10月21日、22日と、私は姉妹町である三重県紀宝町に行っていました。五、六前、教育委員時代に一度お伺いしたことがありましたが、今回、町祭であるみなとフェスティバルで中能登町のおにぎりをPRする目的で、また議員の皆様との交流も兼ねて訪問してまいりました。

フェスティバル当日の朝、オープン前、私は会場全体に流れる放送にはっとしました。正確な内容は覚えておりませんが、万が一、地震が起こった場合は速やかに〇〇に避難するようにお願いいたします云々というアナウンスでした。

私は、平生の危機意識のなさかもしれませんが、例えば中能登町で各種イベントでこのようなアナウンスは聞いたことがなかったです。そこで、紀宝町の行政、それから町民の皆様の方に対する危機意識の高さというか違いを感じました。

御存じのように、紀宝町は海は熊野灘、川は一級河川の熊野川の河口に囲まれている町です。南海トラフ巨大地震の津波の恐怖。私も日の出を見てきましたけれども、とてもきれいだっただけけれども、ここ津波来たら怖いなとか思いながら見てきました。それから、平成23年に台風の豪雨による熊野川氾濫によって大水害を経験されております。

沿岸部に立地する紀宝町役場のそばには、2013年に津波の高さ10メートルに対応した紀宝町防災拠点ビルが建設され、最上部に防災センターが設置され、災害があっても町の機

能が失われないようになっており、約600名が避難できるビルとのことでした。

一方、中能登町は、紀宝町に比べると地震の心配はありますが、津波は来んだろう。長曾川、氾濫する？ 支流の小さな川は氾濫して災害の危険性はあるが、大災害にはならないみたいな、どこか大丈夫だろうという意識が私たちの中にあるのではないかと思います。それが前回の一般質問で私が指摘しました自主防災組織がなかなか組織化されていない一因となっているようにも思います。

中能登町と紀宝町は、既に平成24年、姉妹町になったのが平成25年ですので、それより前に災害時相互応援協定が締結されております。その間、防災に関係した交流は行ってきたと思いますが、災害時応援協定というのは起きてからの応援で、少し消極的で現実性を欠いているのではないかと思います。

くしくも訪問中の夜の交流会の席で、若い職員さんと話をされていて、人事交流とかできればよいですねと話していたのを思い出し、まず、この防災関係で人事交流ができないかと考えました。

今、津波が来るかもしれない、いつ大災害が起こってもおかしくない町と、職員を一定期間派遣し合うというのはいかがでしょうか。こちらの職員が向こうに行って防災について学ぶ。向こうの職員がこちらに来ていただいて、防災に対するリアルな危機意識、具体的な防災ノウハウを学ぶというものです。

防災防災、命を守るのが一番とおっしゃっている町長、紀宝町とどのような形態を取るかも分かりませんが、手始めに防災での人事交流はいかがでしょうか。ご答弁いただきたいと思います。

併せて②として、この間、姫みかんの話があったので、ミカン栽培でもあちらは大先輩ですし、マイヤーレモンなんかも議員さんも栽培しているというふうにお聞きしましたので、その辺でも交流できればよいのではない

かと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 紀宝町との交流強化を図ってはどうかについてお答えします。

紀宝町とは、平成25年の姉妹町提携後から多くの職員、団体が交流を行ってきましたが、詳細につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、まず1点目の防災体制の強化を目的とする人事交流を行い、防災体制の強化を図ってはどうかについてであります。紀宝町とは、お話がありましたとおり平成25年12月の姉妹町提携以前から、町長や町職員、そして議会議員の皆様、商工会、消防団員の皆様方などが視察やイベントなどを通じて互いに交流を深めてまいりました。

防災関係につきましても、平成24年度と28年度に紀宝町に視察研修に伺い、議会議員の皆様方や職員、消防団員の方からも豪雨災害の貴重な体験談をお聞きし、災害に対する意見交換も行ってまいります。

また、近年は新型コロナウイルス感染症の拡大により交流が行えない状況でありましたが、今年度に入りまして、議会や消防団、保育園関係の視察の受入れをすることができ、また、4年ぶりに開催されました紀宝みなとフェスティバルにも招待されるなど、交流が再開できたことは大変喜ばしい状況になったと思っております。

こういったことも契機としながらも、防災に関して先進地である紀宝町とは、町の防災体制の強化の観点からも今後も定期的なまずは情報交換から始めながら、人事交流においても進めていくように、また今後調整を図ってまいりたいと思っております。

いずれにしろ、紀宝町についてはタイムラインという非常に先進的な取組もやっております。そういったことも本当に勉強になりますので、まずは懇談を重ねながらも、またこういったことも進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 藤岡農林課長

〔藤岡桂一農林課長登壇〕

○藤岡桂一農林課長 次に、2点目のその他果樹培等、ミカン等の技術指導等の交流も可能ではないかのご質問にお答えします。

紀宝町における主な農産物の一つとして、温州みかん、ポンカンなどがあります。中能登町において栽培を推進しておりますなかのと姫みかんと比べますと、甘さの点で格段に上回るものであり、目指し、見習うべきミカンでもあります。

今年度、能登わかば農協において、石川県の事業を利用して紀宝町のミカン栽培技術について、ミカン栽培農家、能登わかば農協、県の中能登農林総合事務所の農業振興部、町の農林課の各担当が紀宝町を訪問して意見交換、勉強会を実施し、交流を深めることとしておりましたが、県において水田園芸の推進事業が拡大されたこと等の理由により果樹関連事業は一部削減の対象となりまして、実施ができていない状況となっております。

農林課といたしましては、今後、県や能登わかば農協と連携をしながら紀宝町との交流を進め、なかのと姫みかんのさらなる品質向上実現のために支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） ぜひ人事交流、これもまた、すぐにはできないかと思えますし、ちょっと距離があり過ぎるかなというものもありますが、距離の問題であれば半日、一日あれば行けるので、そこはクリアしてい

たいなというふうに思います。

特に先ほどから再三お話ししていますように、特に若い職員さんの交流を期待します。2つの町の若者たちがお互いのふるさと、中能登町、紀宝町の未来を語り合う、そんな姿を見てみたいなというふうに思いますので、ぜひ具体的に計画を進めていただきたいというふうに思います。

とにかく内向きにならないということが大切だと思っております。内をしっかりと固めて、どんどん外に目を向けるべきではないかというふうに考えます。

我々議会議員も、もっともっと町民の皆さんとの距離を縮め、どんどん意見を聞ける環境をどうつくっていけばよいかというのをどんどん話し合っております。

宮下町長にとっても、来年は町政を運営する上でとても大切な一年になると思いますし、町民と一体となって中能登町をつくっていくという熱い気持ちで取り組んでいきましょうということで、私の一年の締めということで質問を終わらせていただきます。

○議長（笹川広美議員） ここで14時45分まで休憩をいたします。

午後2時37分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3番 角 久子議員

〔3番（角 久子議員）登壇〕

○3番（角 久子議員） それでは、通告に従い質問いたします。

1点目、まず分別が変更となった現在、燃えるごみ、リサイクルごみ排出量等の変動はあったのか。2点目、廃油及びペットボトルとキャップの回収について。3点目、不法投棄についてであります。

まず、この4月に循環型社会の形成及び地球温暖化の防止に寄与する施設として新たに

完成したななかりサイクルセンターが稼働して9か月目を迎え、硬質プラスチックも燃えるごみとして可能となったことにより、食品トレーも増えた感じがします。燃えるごみがはるかに増え、リサイクルの量が減少してきたのではないかと思うわけです。

それと同時に、マナーの悪さに驚くばかりです。なぜなら、地域のごみ収集所のごみ一つにしても、リサイクルできるものでも捨ててあったり、中には硬質プラスチックでできたごみ箱やミニたんすなのか小物入れなのか、そういったものも袋に入れずそのまま出している。燃えるごみは袋に入れて出すということは分かっているが、大きいから仕方ないと思っているのか。そうした光景も度々見かけるわけです。当然、袋に入っていないものは収集してくれません。

また、廃油やペットボトルの収集も町で行っていることを知らない方もおいでなのか、知っていても面倒だから捨てるのか、ごみの中に特に蓋をつけたままのペットボトルが捨てられているのも見かけます。

捨てられると当然、焼却処分されます。そうすると二酸化炭素の発生源となり環境に悪い。たかがキャップと思わず、されどキャップなんです。エコキャップ運動は、環境に優しいだけでなく、世界の子供たちにワクチンとして供給される些細な活動ではありますが、リサイクルできるものはリサイクルに回す。

ペットボトル協力しているよという方でも、ラベルを剥がさず、そのまま資源ごみとして出している。これでは完全とは言えないのです。ラベルを剥がして資源ごみに出す。ここまでしっかりしてくれると完璧。ごみ減量にもつながり、低炭素社会づくりに貢献できるわけです。

廃油についても同じで、燃えるごみに出さず、リサイクルに回すということが浸透していない感じがしますので、廃油についても方

策を考えていただきたい。

また先般、中能登中学校で総合的な学習時間として、ごみの減量、ポイ捨てを減らすにはという課題で、1年生全員がそれぞれテーマを決め、夏休み中の自主学習、また金沢自主プランで観光地のごみ対策の視察を経て、今回、中間報告として各ブースに分かれ、生徒1人1回全員が発表するというコミュニティスクールに参加させてもらいました。どの生徒も個々の目線でそれぞれに観察、調査し、今回の中間報告で、ごみを減らすには、ポイ捨てを減らすには、またリサイクルしてもらうにはなどなどの意見をタブレットを利用しての発表。とても頼もしく、すばらしい機会を得たと同時に、中能登町をつぶさに眺め、見て感じた生徒の思いが伝わりました。

その発表の中でも、ポイ捨てに関して一番多く関心があったようでした。それくらいにポイ捨てが目立ったということでしょうか。

以前、私も国道沿いの脇に衣装ケースを含めた大量のごみが散乱していたので、担当課に通報したこともありましたが、それを見てあきれると同時に情けなさが込み上げてきたものでした。また、あるときはコンビニ弁当の空パックや紙おむつまで川に捨ててあることも度々見かけます。

中学生が見たポイ捨てであったり、私が見た不法投棄であったり、この不法投棄については、6月議会でしたか古玉議員が質問されましたが、たしか昨年度実績でしたので、今年度11月でということ、改めて3点の現状と今後の取組についてお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 循環型社会、低炭素社会づくりの実現についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の分別が変更した現在、燃えるごみ、リサイクルごみ等の変動はあったのかについてお答えします。

令和5年4月より、プラスチックや樹脂製品などは埋立て処理から燃えるごみに変更されました。また、金物類と小型家電を分別し、小型家電専用の収集日を新たに設定しました。

施行当初は多少の混乱はあったものの、音声告知端末などにより周知を続けてきた結果、現在では問合せも徐々に減ってきたと感じております。

なお、排出量の変動及び2点目の廃油、ペットボトルのキャップ収集の現状、3点目の不法投棄の現状のご質問は、所管課長より説明をさせます。

○議長（笹川広美議員） 田中生活環境課長
〔田中 智生活環境課長登壇〕

○田中 智生活環境課長 それでは、燃えるごみ、リサイクルごみなど排出量の変動についてお答えしますが、今年度の排出量の実績は4月から10月までとなっておりますので、令和4年度の同時期の実績との比較となります。

まず、燃えるごみの排出量は、令和4年度分の1,520トンに対し令和5年度分は1,443トンとおよそ5%の減少となっております。

次に、埋立てごみでは、令和4年度分の75トンに対し令和5年度分は34トンとおよそ55%の大幅な減少となっており、これはプラスチックや樹脂製品が燃えるごみに変更となったことが大きく影響しているものと考えております。

次に金物類では、小型家電を含む金物類収集総量は、令和4年度分の46トンに対し令和5年度分は56トンとおよそ22%の増加となっております。増加の要因といたしましては、小型家電はプラスチックや樹脂を使用している製品が多いため、埋立て処分なのか資源としてリサイクルが可能なのか分別に悩むものでありましたが、専用の収集日を設けたことで分別しやすくなり、各家庭に一時的にストックされていたものが排出されたのではない

かと考えております。

次に、2点目の廃油、ペットボトルのキャップ収集の現状はについてお答えをいたします。

廃食用油については、ご承知のとおり精製しディーゼルエンジン用の燃料としてリサイクルされております。保育園、学校給食センターなど公共施設6施設、町内3事業所、一般家庭から出る廃油は、各庁舎とラピア鹿島で回収しており、過去5年間で最も多かったのは令和4年度の8,454リットルであります。

次に、ペットボトルのキャップについては、役場庁舎やラピア鹿島、保育園、小中学校、町社会福祉協議会の16施設に回収箱を設置して回収しており、集まったキャップはリサイクルされ、世界中の予防接種を受けられない子供たちにポリオワクチンとして提供されております。

町内からの総排出量は、令和3年度が32万個、令和4年度が64万個、令和5年度は11月末時点で35万個であります。

1点目の質問に関連がありますが、分別することで資源となるリサイクル可能なものについては、より一層の周知をしていくこともカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に近づいていくものと考えております。特に身近なペットボトルのリサイクルに関しては、広報やホームページなどでも既に周知しておりますが、ラベル、キャップ、ボトルの分別を徹底していただくことで資源としての価値も高められますので、皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

最後に、3点目の不法投棄の現状はについてお答えをいたします。

昨年度は10件、今年度につきましては現時点で7件の相談がありました。その内容や相談のあった品目につきましては、家電製品やタイヤが目立っており、そのほか空き缶やペットボトルなどのポイ捨てが多くあります。

このため、現在委嘱している不法投棄監視員の監視活動とは別に、10月より水道メーター検針員にも監視のご協力をいただくこととなりましたので、今後も引き続き監視の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 角議員

○3番（角 久子議員） 今ほどの課長の実績を聞いて、少し胸をなでおろしております。減少している。そしてまた不法投棄等々に関してもいろいろと協力していただいているということで、本当にこの町もきれいになるのかなど。

エコキャップ運動ですけれども、先ほど16施設ですか、ペットボトルと、そうですね、16施設ですね。以前から町でも発信されておりますエコキャップ運動は、ペットボトルのキャップを中心として、環境、資源、福祉といったテーマに子供からお年寄りの方まで誰でも簡単に参加でき、社会貢献できる取組ですが、現在、ペットボトルは年間約250億本が生産され、回収率は62%、再資源化率は37%で、完全再資源化にはほど遠い状況となっているようです。再資源化を促進するには、ペットボトルからキャップを外し、ラベルを剥がすことが重要です。日常生活の中で頻繁に利用されているペットボトルのキャップを一般のごみに混ぜてしまうと焼却処分され、二酸化炭素の発生源になり、また、埋立て処分されると土壌を汚染し、地球環境を破壊することになります。地球温暖化の進行が心配されている中で、ボトルキャップを分別、回収することにより再資源化を促進し、二酸化炭素の発生を抑制でき、そしてキャップの売却益で先ほど課長もお話しされました世界の子供たちにワクチンを届けることができるのです。ちなみに、キャップ2キロでワクチン1人分だそうです。

このように地味な活動ではありますが、こんなすばらしい活動に大いに参加、協力すべ

きだと思しますので、町としてもさらにPRしていただきたいと思います。

また、行政無線で正しいごみの出し方を放送されていますが、放送されて気づく方もおいでるかもしれませんが、果たしてどれだけの人が聞いておいでるのか。現に、ごみ置き場に取り残されているごみがあるということは、徹底されていないということではないでしょうか。

4月から変更となったごみ出しについて、特にプラスチックでできている大きなものについて、袋に入れずそのまま出している。当然、収集してくれません。とにかく出せば何とかしてくれると思っている方のためにも、分かりやすい説明が欲しいものです。

もう1点、家庭ごみ収集カレンダーですが、訂正願いたいところがあります。分別の具体例に、ラベルはできるだけ剥がして燃えるごみへと書いてあり、隣の出し方の注意では、ペットボトルのラベルは剥がしてくださいと記入されております。これを「剥がしてください」に統一してほしいことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、同じく環境問題として、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響で、猛暑やゲリラ豪雨などの大きい災害があちこちに起きております。この深刻な地球温暖化にストップをかけるために、脱炭素社会に向けたまちづくりについてお聞きします。

政府は2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、石川県でも2022年、宣言されたようです。

これまで脱炭素社会、カーボンニュートラル、ゼロカーボンシティ、そして2050年までにゼロカーボンシティという大きな目標を立てたということですが、本当にそのようなことができるのだろうか。もしそれがこの先できるとなると、将来の世代が安心して暮らせる。それこそ私たちが願っている明るい未来

に向けての大きな課題の一つでもあります。

そこで、今現在、中能登町長として脱炭素社会、カーボンニュートラル、ゼロカーボンシティについて、どのような受け止め方をし、今後どのようにしていかなければならないのか、あるいはどうしていきたいと思っているのか、思いがありましたらお聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 脱炭素のまちづくりについてのご質問にお答えします。

脱炭素社会、カーボンニュートラルについて、町長はどのように受け止め、今後どのような方向性で未来につなげていきたいと考えているのかについてお答えします。

令和2年10月に菅元首相が温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言し、国は2030年度には温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%減らすという中期目標を打ち出しております。

その後、令和4年4月に地球温暖化対策推進法の改正があり、その中での3つのポイントが示されました。

1つ目は、2050年までにカーボンニュートラルの実現を法律に明記されており、さらには条文に我が国における2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民、国、地方公共団体、事業者、民間団体等が密接な連携の下に行われなければならない。すなわち、全国民がカーボンニュートラルの関係者であると規定されました。

2つ目は、地域の脱炭素化の促進であります。地方公共団体に再生可能エネルギーの利用促進などを求める実行計画制度は定められましたが、地域における脱炭素化がなかなか進まない状況を踏まえ、実施目標値の追加を定め、再生可能エネルギー利用促進の実効性が求められました。

3つ目は、企業の脱炭素化の促進であります。企業の温室効果ガス排出量の報告は、原

則デジタル化として情報の公表時間短縮を図る旨が規定されたところでもあります。

これらを踏まえ、今後ますます国や県、町を挙げて、地球規模で分野を問わず、脱炭素への動きを加速させなければならないと受け止めております。

昨今の気象変動の影響は日に日に深刻な状態になっており、大雨による災害が発生する一方で水不足が発生していることや、これまでになかった暑さや寒さなど、異常気象は世界各地、日本でも既に起こっており、皆さんも実感されていると思います。

金沢気象台が気象変動について発表しているデータがあります。その中に、最高気温35度以上になる猛暑日の平均日数は現在の3.5日から21世紀末では約23日になると発表されております。また、平均気温も4.4度上昇すると報じています。

夏は命に関わる危険な暑さになり、屋外活動も制限され、学校の部活動ができなくなるなど子供たちの学校生活に影響が出ており、冬になれば極端に冷え込むことで水道管が凍結し断水になったりと、その影響は我々の日常生活の中でも感じられ、不安や心配なことばかりであります。

カーボンニュートラルに取り組んでいくことが、我々の生活や未来ある子供たちを守る上で最も重要な課題であると捉えております。

以上のことを踏まえ、今年度に入り、地球温暖化対策実行計画事務事業編の更新に取り組んでおり、まずは職員一人一人の意識変容が必要であることから、職員の意識を変えることも課題の一つとして、これまで3回にわたり勉強会を行ってきました。

さらに、全庁横断的な取組が必要不可欠であることから、全課長を推進委員とするカーボンニュートラル推進委員会を立ち上げ、カーボンニュートラルに関する現状や課題を整理し、実行計画の作成を進めております。

2030年の温室効果ガスの排出量は2016年に比べて55%削減する目標を定め、施設の統廃合や既存施設の省エネ化など全庁挙げて取り組んでいくこととしております。

この目標に向けては、教育施設、公共施設のLED化は温室効果ガスの排出量の削減効果が非常に高く、電気料高騰対策に大きく寄与できると考えており、できることから順次進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 角議員

○3番（角 久子議員） 今ほどの話で、改めて自然界は怖いということ。

町施設の削減計画をやっているということで、地球温暖化に歯止めをかけるため、脱炭素社会に向けた取組、これが達成できれば将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会ができるということ。そのためにも、先ほども町長もおっしゃいましたカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があるということ。

また、今朝の新聞に県有林の吸収分売買、J-クレジットの記事が掲載されておりました。社会全体で脱炭素を促すことを狙いということで、こうした狙いを含め、脱炭素社会への道のりは遠いですが、町民みんなの意識改革と日々の小さな行動の積み重ねで、明るい未来のために中能登町でできる脱炭素を目指したいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時10分 散会

令和5年12月14日（木曜日）

○出席議員（11名）

1番	三浦克欣	議員	8番	林真弥	議員
2番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
3番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
4番	池島和喜夫	議員	11番	甲部昭夫	議員
5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田島洋子
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田正	生活環境課長	田中智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之	選挙管理委員会委員長	領家優

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 貴 書 記 北 野 勝 之

議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第3号）

令和5年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（笹川広美議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間ありますので、守っていただくようお願いいたします。また、通告以外の関連質問は控えてくださるようお願いをいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めています。

それでは、発言順に質問を許します。

8番 林 真弥議員。

〔8番（林 真弥議員）登壇〕

○8番（林 真弥議員） おはようございます。それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回の一般質問ですけれども、令和3年3月21日に執行されました中能登町町長選挙並びにその開票についてお尋ねをしたいと思います。

あの選挙から早いもので2年と9か月余りが経過しましたが、あの選挙戦に入る前、皆さんの記憶にはいまだ鮮明に残っていると思われませんが、驚きと悲しみが入り混じった大きな出来事がありました。

その大きな出来事もつかの間、現在の町長である宮下為幸氏と当時中能登町議会議員であった尾田良一氏、そして同じく中能登町議会議員であった私、林 真弥の3人による選挙戦に突入し、結果、宮下為幸氏が当選人と

なり、町長を務められていることは周知のとおりであります。

この選挙と開票について、質問に入る前にまずもって申し上げておきますが、今回この質問を行う趣旨は、この選挙結果についての異議や異論ではなく、結果が発表されるまでの過程や手順、いわゆるプロセスにおいて不可解な点が複数の立会人から多数指摘をされており、その点をたずねるための質問であることを申し上げます。

では具体的な質問に入りますが、大きく分けて3点となっております。

1点目ですが、今ほども申し上げましたとおり、選挙結果の発表後、開票作業の過程や手順において通常の開票作業とは違うと思われる不可解な点が幾つかあると複数の立会人から指摘を受け、私、林 真弥は令和3年4月5日に中能登町選挙管理委員会に対し、この選挙の無効を求めた異議申出書を提出しております。

その提出から2年8か月余りが経過していますが、その異議申出が現在までどのような経緯、経過をたどったか、御存じの範囲で述べていただきたいと思えます。

2点目、開票終了後、複数の立会人から複数の点で疑問、異論が出ていることは重ねて申し上げますが、その中から以下の3点の指摘について明確にお答えをしていただきたいと思えます。

その1点目なんです、本来は全ての投票箱の中の投票用紙を一つのテーブルにおいて混同すべきと考えるが、なぜ今回は2つのテーブルを使用したのか。

2点目、この選挙以外の開票には読取分類機、自動読取機ですね。読取分類機を使用しているのに、この開票にはなぜか使用していません。その理由は何でしょうか。

3点目、ケーブルテレビで開票状況を放送する予定になっていましたが、開票直前になって機械の故障で放送を中止したという少し

信じ難い出来事が発生しておりますが、原因究明や選管としての今後の対応策などについて伺いたいと思います。

それでは大きな3点目ですが、今年の8月、この選挙並びに開票に対して金沢地方検察庁捜査を受けたと聞いておりますが、それは事実なのでしょうか。事実であるならば、その見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 領家選挙管理委員長

〔領家 優選挙管理委員会委員長登壇〕

○領家 優選挙管理委員会委員長 中能登町選挙管理委員、領家 優です。

令和3年3月21日執行の中能登町長選挙並びにその開票についての質問がありましたので、お答えします。

まず、令和3年3月21日執行の中能登町長選挙について、林 真弥氏より異議の申出が中能登町選挙管理委員会に提出され、棄却の決定後、石川県選挙管理委員会に審査申立てが提出され、県においても棄却の決定後、名古屋高等裁判所へ訴訟を提起され、棄却されました。

その後林 真弥氏から最高裁判所に上告されたのですが、令和5年6月9日付で最高裁判所より公職選挙関係の事案について上告棄却並びに上告不受理の決定がなされ、裁判が確定したとの通知が中能登町選挙管理委員会にありました。

以上のことから、今回ご質問いただいている令和3年3月21日執行の中能登町長選挙関係事案は、最高裁判所によって全ての法的手続が完結し、選挙が確定したものであり、ここで私からこれ以上、町長選挙の答弁の必要はないと承知します。

よって、質問の詳細につきましては町選挙管理委員会書記長より答弁させます。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 高名選挙管理委員

会書記長

〔高名雅弘選挙管理委員会書記長登壇〕

○8番（林 真弥議員） 議長、暫時休憩してください。

○議長（笹川広美議員） 答弁を聞いてください。

○8番（林 真弥議員） ちょっと待ってください。通告書に、私は全ての質問を選挙管理委員長にお答えしてくれというふうに通告してあります。書記長に答弁をしてくれとはなっていません。再質問を含めて、全ての質問に対して選挙管理委員長に答弁を求めますというふうに通告しております。

○議長（笹川広美議員） 答弁者は、こちら側で判断をして答弁する形にできることになっておりますので、その点ご了承願います。

答弁してください。

○高名雅弘選挙管理委員会書記長 それでは、令和3年4月5日に、林 真弥氏からの令和3年3月21日執行の中能登町長選挙の異議申出をしてから現在までの経緯、経過について時系列で説明をさせていただきます。

令和3年4月からおよそ3年間にわたる長い期間となっておりますので、説明の時間が長くなりますので、ご了承願います。

まず令和3年3月21日に中能登町長選挙を執行いたしました。その後、令和3年4月5日に林 真弥氏から異議の申出が中能登町選挙管理委員会に提出をされました。また、令和3年4月16日には、口頭意見陳述の申出があり、令和3年4月20日に中能登町選挙管理委員会委員において、林 真弥氏出頭の下、口頭意見陳述を受けました。

その後、林 真弥氏による口頭意見陳述の内容について確認するため、当時、開票の立会人をされた方に関係人の出頭と証言を求めるとし、令和3年5月18日に関係人の証人尋問を中能登町選挙管理委員の皆様方とともに行いました。

中能登町選挙管理委員会では、林 真弥氏

の口頭意見陳述と関係人による証人尋問の内容を精査した上で、令和3年6月1日に異議申出を棄却する旨の告示と、合わせて決定書を送付いたしました。

以上で中能登町選挙管理委員会での手続は終了したのですが、林 真弥氏からは、その後、中能登町選挙管理委員会の決定に不服があるとして、石川県選挙管理委員会に対して令和3年6月18日に審査の申立てが行われました。

これを受けて、石川県選挙管理委員会から中能登町選挙管理委員会に対して、審査申立てに係る弁明書及び物件の提出が求められ、令和3年7月14日に中能登町選挙管理委員会から石川県選挙管理委員会に対して弁明書などの一件書類を提出いたしました。

また、林 真弥氏から石川県選挙管理委員会に口頭意見陳述の申立てがあったため、令和3年8月4日に石川県選挙管理委員会からの求めに応じまして関係人として出頭し、関係事項について回答いたしました。

その後、令和3年9月3日付で、石川県選挙管理委員会において本件審査の申立てを棄却するとの採決がなされました。

参考に、お手元に石川県広報をお配りしましたが、裁決書が記載されております。

最初に、裁決書として主文があり、「本件審査の申立てを棄却する」となっています。

また、林 真弥氏の審査申立ての趣旨として、要約しますと、新聞社が行った出口調査の状況と開票結果に違いがあること。開票立会人が開票時に適時サインを送り、LINEを使い独自集計を行ったが、その独自集計と開票結果が違うなどの内容でした。

石川県選挙管理委員会の棄却の裁決を受けて、林 真弥氏は名古屋高等裁判所に令和3年9月30日に訴訟を提起したと名古屋高等裁判所から中能登町選挙管理委員会へ令和3年10月7日に訴状の写しの送付がありました。

そして、令和4年12月26日付で、石川県選

挙管理委員会から中能登町選挙管理委員会に名古屋高等裁判所の判決書が令和4年12月28日に送付されました。

判決書の概要ですが、大規模な票のすり替えが行われたと主張するが、事実を認めるに足りる証拠はなく、少なくとも両者の得票差の2分の1に当たる1,252票がすり替えられたはずであるが、開票所内に開票立会人や参観人の視線を逃れてそのような大量の票のすり替えを実行することが可能な場所は見当たらず、ほかにもこの認定を左右するに足りる証拠はない。原告は、票のすり替えをうかがわせる事実があるとして主張するが、原告のその余の主張を検討しても票のすり替えがあったと認めることはできず、本件選挙が無効であると言うことはできない。

以上により、本件選挙を無効とするべき事由があるとは言えず、棄却するとの判決がなされました。

そして、令和5年6月9日に最高裁判所から中能登町選挙管理委員会に対して、令和3年3月21日執行の中能登町長選挙における公職選挙関係事件について、上告棄却と上告不受理の決定がなされ、裁判が確定したとの通知がありました。

以上が現在までの経過であります。

次に、3点の指摘事項について明確に答弁してほしいとのことですので、まず1点目の投票箱を2つのテーブルにおいて混同した件についてですが、開票の事務の効率化を狙ったものであります。

この件につきましては、さきにも述べました一連の訴訟を起こされ、争われた中でも、林 真弥氏から疑義として挙げられ、既に回答しているところであり、裁判については確定しております。

次に、町長選挙において読取分類機を使用しなかったのは、立候補者数を勘案して議会議員補欠選挙に使用したほうが効果的と判断したものです。

この件につきましても、さきに述べました一連の争訟を起こされ、争われた中でも、林真弥氏から疑義として挙げられ、既に回答しているところであり、裁判については確定しております。

次に、開票直前に機器の故障でケーブルテレビの放送を中止したという信じ難い出来事が発生したが、その後の原因究明を伺うについてですが、中能登町ケーブルテレビでは当初から開票中継を放映する予定はなく、中能登町選挙管理委員会が発表する開票結果について、文字放送により開票速報をテロップで放映する予定でしたが、速報時、文字放送の機材の障害によりまして文字化けが起き、文字放送ができなくなったものです。

そして最後に金沢地方検察庁の件ですが、昭和5年7月4日付で、金沢地方検察庁より令和3年3月21日執行の中能登町長選挙においての告発に伴う調査ということで関係資料を求める照会がありました。これを受けまして、令和5年7月24日及び8月4日に来庁され、求められた資料の提供と聞き取り調査が実施されました。その結果、起訴される事実はなかったとの判断がされました。

なお、本件については、刑事訴訟法第197条第2項による照会のため、同条第5項により、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう金沢地方検察庁に求められておりますので、具体的な内容についての回答は差し控えていただきます。

なお、繰り返しになりますが、本件については、金沢地方検察庁において起訴される事実はなかったとの判断がされております。

最後に、来年度の令和6年度当初予算では、中能登町長選挙の予算計上を行います。引き続き、正確で迅速な選挙の執行をしてまいります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林真弥議員） 今ほど高名参事、

選挙管理委員会という事務局長になるんですかね、のほうから結構長い時間で説明をしていただきました。

繰り返しになりますけれども、私は、この選挙に関しての、選挙結果に対して異議や異論を申し上げるつもりはありません。通常の開票、町長選挙以外の町議会議員選挙であるとか国政選挙であるとか県議選であるとかの開票と違うところが多々あるので、それはなぜかということ今回ただしたいのであります。

今ほど私の最初の質問に、高名事務局長は答弁していただきましたが、では再質問させていただきます。

再質問、8点ありますので、しっかりメモしていただきたいと思います。誰が答弁されますか。通告では委員長に答弁してくれというふうになっておりますけれども、やっぱり委員長は答えられないのでしょうか。どうなんですか。最初にしっかりしておかないと、委員長に対する質問が、私、この8点の中で何点かありますので。

議長、どうですか。

○議長（笹川広美議員） 私は存じませんが。質問されれば、それに対応する形になる。

○8番（林真弥議員） いいですか。じゃ再質問8点します。しっかりメモしてください。

再質問、1点目です。

先ほど高名事務局長のほうからも説明がありました。町選管への異議申出書提出後ですが、4月20日に町の選管との口頭意見陳述が行われ、その後、私の異議申出は棄却。それを受けて石川県選挙管理委員会へ異議申出書を提出し、令和3年8月4日に県庁にて県選管立会いの下、町選管との再度の口頭意見陳述が行われています。令和3年8月4日あります。

その県庁での私の口頭意見陳述の場に、領

家委員長のお姿はありませんでした。それはなぜなのでしょう。

2点目。公職選挙法第66条第2項というのがあります。その内容ですけれども、開票管理人は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。これが公職選挙法第66条第2項であります。

ちょっと難しい。この文言だけ言えば分かりにくいんですが、要するに簡単に言うと、投票箱を一つのテーブルに全部、当日投票、期日前投票、全部一緒に開けてしまって、シャッフルして、混ぜて、そこから読みなさいよというふうなことであります。

この選挙に関しては2つのテーブルに分けて開票を始めたということではありますが、先ほど言いました4月20日の町選管との口頭意見陳述のときに、テーブルを2つに分けて開票を始めたということを領家委員長は御存じありませんでした。

その日の夕方になって、領家委員長から私に電話があり、事務方に確認したところ2つのテーブルを使用したと報告を受け、そのとき初めて知ったとのことでありました。

私は驚いたんですけれども、私の記録、自分が取っている記録というのがあるんですが、そのように記録されているんですけれども、領家委員長、それで間違いはありませんか。ちゃんとメモしてくださいね。

再質問3点目であります。

話は前後するんですが、私が町選管に対して最初に異議申出書を提出したのは令和3年4月5日であります。朝9時過ぎだったと思うんですが。その後1週間以上が経過しても選管から何も音沙汰がないので、私は令和3年4月15日の夜7時頃、領家委員長宅を訪ねています。

そのとき委員長はこのように述べられています。私があなたからの異議申出書の提出を

知ったのは昨日です。ということは4月14日ということになります。それも友人からの情報で知りました。こう委員長は私に述べられております。これが事実であるならば、異議申出書を提出してから10日間近く、委員長への報告がなかったことになります。それで間違いありませんか。

再質問4点目です。令和3年8月4日の委員長が欠席された県庁での口頭意見陳述の席上、町選管の事務方に対し、開票を2つのテーブルに分けて行うことをいつどのようにして決めたのかという私の質問に対し、選挙前、選挙前月の2月の委員会の席上で決めましたとの答弁でありました。

もう一回言いますね。ここが肝心なところであります。

県庁での口頭意見陳述の席上、町の選管の事務方に対し、開票を2つのテーブルに分けて行うことをいつどのようにして決めたのかという私の質問に対し、選挙前月の2月の選挙管理委員会の席上で決めましたとの答弁でありました。

それを受けて私から、では、その委員会の議事録を開示してくださいとの要請に対して、返ってきた言葉は、議事録は存在していないでありました。選挙管理委員会を開いて議事録を取っていないのかと私が返すと、今度は、選挙管理委員会は開いていません。開票を2つのテーブルに分けて行うことは事務方で決めました。こんな答弁です。これはちゃんと議事録残っています。

私から見ればもうむちゃくちゃと思える答弁でしたが、この答弁について領家委員長の見解を伺います。

再質問5点目。その後、町の選管から、2つのテーブルを使用したのは前回の町長選挙、平成29年であります。前回の町長選挙も2つのテーブルを使用しており、前例を踏襲したにすぎないとの書面が届いております。

この書面の内容自体からして、町選管が右

往左往していることは一目瞭然ですが、では、なぜ中能登町では各選挙の開票において、町長選挙以外の開票は全ての投票箱を一つのテーブルに混同して票読みを始めるのに、町長選挙の開票だけ2つのテーブルを使用しなければならない理由と、その根拠を説明していただきたいと思います。

再質問6点目です。読取分類機についてですが、読取分類機の使用についてですが、やはり県庁での口頭意見陳述の席上で、なぜ今回の町長選挙の開票には使用しなかったのか。ほかの選挙の開票には使用しているのという私の質問に対して、町選管事務方の答弁は、紙詰まりを起こすと困るからでありました。

笑ってしまうような答弁ですが、この答弁についての領家委員長の見解と、読取分類機を使用する場合、また使用しない場合の明確な根拠をお示してください。

再質問7点目。ケーブルテレビで開票状況を放送する予定になっていたと私は認識しています。先ほど事務局長のほうからは、そんな予定にはなっていないということでしたが。私はケーブルテレビで開票状況を放送する予定になっていたと認識していますが、開票直前になって機器の故障により放送できなかったという信じ難い出来事ですが、県庁での口頭意見陳述の席上でも、これに関して、故障箇所やその後の修理、いつ回復したのかなどを私は尋ねています。

これに対する町選管事務方の答弁ですが、情報推進課のことなので私たちは関知しないでありました。この情報推進課のことなので私たちは関知しないとの事務方の発言ですが、私は選管として無責任極まりない言葉だと思うんですが、中能登町選挙管理委員会委員長としての見解を伺います。

8点目。金沢地方検察庁の捜査を受けたというのは、選挙管理委員会として大きな出来事であろうと私は思います。今後、先ほど高

名局長からの報告がありました。この検察の捜査はもうないのかなと思うんですが、なぜ検察までが捜査に着手したと考えていますか。客観的な視点、第三者的な視点で言わせてもらえば、中能登町選挙管理委員会としては大きな汚点を背負ったように見えますが、領家委員長の見解を伺います。

以上8点です。

○議長（笹川広美議員） 高名選挙管理委員会書記長

○8番（林 真弥議員） ちょっと待ってください。再質問も答えるが。幾つ答えるんですか。

○高名雅弘選挙管理委員会書記長 全部答えます。

○8番（林 真弥議員） 全部答える。

ちょっとおかしくないですか。委員長に聞いているので、委員長に聞いているのを事務局局長が全部答えるんですか。変じゃないですか。議長、おかしくないですか。私、領家委員長に聞いているのに、事務局局長が答えるというのはおかしくないですか。

〔傍聴席から発言あり〕

○議長（笹川広美議員） 傍聴のほうは静粛に傍聴をお願いします。

答弁する回答は、法令上、答弁する側が決定するというでなっておりますので。

○8番（林 真弥議員） いやいや、それは分かるんですけども、領家委員長に直接聞いているのに、ちょっとおかしくないですか。高名さんが答えてもいいものもありますけれども。

例えば、再質問2とか3とかというのは、本人しか答えられませんよ。

○議長（笹川広美議員） 2、3に関しましては、ぜひ委員長のほうからの答弁をお願いいたします。

○8番（林 真弥議員） ちょっと待って。1番もそうですよ。

○議長（笹川広美議員） まず書記長が答え

るというので、2、3に関しましては委員長
のほうの答弁で。

○8番（林 真弥議員） ちょっと待って。
高名さん、まず1番、答えるの。

○高名雅弘選挙管理委員会書記長 私は全部
答えるつもりで来ております。

○8番（林 真弥議員） 全部答えるって、
おかしいでしょう。

○議長（笹川広美議員） 法令上、答弁側が
決定できるということになっていますので、
私のほうからは、今、林議員が言われた2、
3に関しては、ぜひ委員長が答えていただけ
ればと思います。

○8番（林 真弥議員） では、まず1番目
は高名さんが答えるんですね。

○議長（笹川広美議員） あくまで決定権は
答弁側にありますので、法令上ありますの
で、それは尊重していきたいと思いますが、
できれば議長としては、2、3は委員長に答
えていただければと思っております。

○8番（林 真弥議員） じゃ、まず1番や
ね。

○高名雅弘選挙管理委員会書記長 それでは、
お答えをいたします。

まず最後にお話がありました検察庁の件に
ついてですが、検察庁はあくまでも告発に基
づいて調査に来たというそういった状況であ
ります。決して恥じるものではありません。
あくまでも告発に伴いまして調査をするとい
うことですので、それに対して真摯にお応え
をさせていただきました。

ただ、刑事訴訟法によりますと、先ほども
説明をさせていただきましたが、本来、刑事
訴訟法については、みだりに本照会に関する
事項を漏らさないというのが言われておりま
す。当然ながら、告発者自身も本来は告発し
たこと自身が本来はどこにも報道されていな
いので告発自体が本来は分からない状況とな
っておりますので、恐らくこういった話がこ
ういった公の場でされること自体、本来は検

察庁にとっては非常に遺憾なことかなとい
うことが想定されます。

いずれにしろ検察庁については、先ほども
言いましたとおり調査ということで関係資料
を求められましたので、こちらとしても関係
資料を提出し、起訴される事実はなかったと
いうことをしっかりと確認をしていただい
ております。

よろしく願いいたします。

○8番（林 真弥議員） それは8番目の答
えやね。

○高名雅弘選挙管理委員会書記長 あと残り
につきましてのことですが、まず、この事件
については、町長選挙については全て、最高
裁判所におきまして公職選挙関係の事件が確
定しております。林議員が様々なことをお
っしゃられたんですが、それは一連の訴訟を
起こされ、争われた中で全て話が出てきてお
りますので、これ以上こちらのほうでこの件
に関しては議論する必要は全くないというふ
うに考えておりますので、よろしく願いを
いたします。

なお、領家委員長のほうに個別に面談をさ
れたり、個別に自宅に行かれたという、そう
いった行為があったということをお聞きした
んですけれども、個別に委員長宅へ押しかけ
てそういった行為をされるということは本当
にいかがなものかなというふうに思います。

そういった形で、ぜひまた良識ある判断の
ほうをお願いいたします。

以上です。

○8番（林 真弥議員） 1番の答えになっ
てませんよ。

○議長（笹川広美議員） 高名選挙管理委員
会書記長

○高名雅弘選挙管理委員会書記長 全ての質
問につきましては、最高裁判所において事件
が確定しております。そして、一連の流れに
ついては全て、訴訟の中で争われて、回答を
申し上げておりますので、特にここでの回答

は申し上げるつもりもありませんし、申し上げる必要もありません。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林 真弥議員） 私、再三にわたって申し上げておりますけれども、私はこの選挙結果に対してどうのこうの言っているつもりはありません。選挙結果に対する質問ではありません。異議を申し立てる、異論を申し立てるということは最初から言っております。

その過程の中で、開票の過程の中でこんな不可解なことがあったよと。それをなぜこんなことになったんですか、こういうことがあるんですか。

だから、先ほど高名さん、裁判とか云々ということを出されていますけれども、それはそれでいいんですよ。それを私、どうのこうの言っているつもりは全くありません。裁判所が出した決定は真摯に受け止めます。

その決定をどうのこうの言っているつもりは私は全くないので。だから、その過程の中で通常の選挙と開票と違うことが幾つもあるので、これはなぜですか、なぜこういうことが起こるんですかということをお聞きしているのであって、それに対して選挙管理委員会としては真摯に答える必要があるんじゃないですか。

私の言っていることは変でしょうか。おかしいですか。

結果をどうのこうの言っているんじゃないですよ。だから、くどいように言いますがけれども、幾つものいろんな選挙がある中で、この町長選挙の開票だけが何か違う形になっているんですよ。これはやっぱり選挙というのは公正、公平というか、しっかり誰から見ても疑問を持たれないようにしなければいけないと思うんですけども、なぜこんな疑問を持たれるようなことがこの選挙開票だけあるんですかと。これを私は聞いているんです。

変ですか。

○議長（笹川広美議員） 高名選挙管理委員会書記長

○高名雅弘選挙管理委員会書記長 いずれにしろ、この手続も踏まえて、これまで訴訟の中で争われております。その中で全て、こちらのほうではお話をさせていただきました。ということで、全てこの選挙については、訴訟の中でそういった経緯も含めて争われておりますし、結論が出ておりますので、これ以上こちらのほうでお話をする意味がございません。

以上です。

〔傍聴席から発言あり〕

○議長（笹川広美議員） 傍聴者は静粛をお願いいたします。

〔傍聴席から発言あり〕

○議長（笹川広美議員） 傍聴のほうで騒がれますと退場ということになってしまいますので、静粛をお願いいたします。

○8番（林 真弥議員） 議長、もう3回言ったから、暫時休憩できませんか。

○議長（笹川広美議員） 休憩の必要はないと思います。

〔不規則発言あり〕

○議長（笹川広美議員） 答弁されますか。

領家選挙管理委員長

○領家 優選挙管理委員会委員長 いろいろ質問がありましたけれども、私と林さんでしか分からないことだけ答弁します。

○8番（林 真弥議員） それで結構です。

○領家 優選挙管理委員会委員長 まず私のほうから電話したというのは、その前に林さんから話ができないかというアポイントがあって電話したんです。

〔不規則発言あり〕

○領家 優選挙管理委員会委員長 分かりました。

かなりテーブル1個2個でこだわっていらっしゃるようですが、テーブル2個というの

は異常ではありません。2個でやることは多々あります。ただ、1個のテーブルではここだけ、2個目のテーブルではここだけという開票はやっておりません。必ず混同してやっております。

それから、林議員が私の家へ来られて会話をされたという記憶はありますが、私はボイスレコーダーなんか持っていませんので、何をしゃべったかは逐一覚えてはおりません。ボイスレコーダーがあれば、それを聞かせてもらえれば、そういうことはあったのかなどは記憶に出るかも分かりませんが、現時点では全て記憶しているわけではございません。

以上です。

○8番(林 真弥議員) もう私、質問できませんかね。もうできませんよね。

じゃ、質問じゃないけれども、最後に一つちょっと話、まだ12分ありますよね。もう質問はできないので。

○議長(笹川広美議員) 林議員

○8番(林 真弥議員) 私、くどいように言っていますけれども、令和3年3月21日執行の町長選挙でテーブルが2つに分けられて開票が始まった。今、委員長は2つに分ける場合もあるとおっしゃったんですが、そのほかの開票は2つになんか一回もしてないんですよ。国政選挙もあれば町議選挙もあれば県議選挙もあります。やってないんですよ。この選挙だけ、この開票だけが2つなんですよ。だから2つに分けると1つでやるのと、その根拠をちゃんと説明してくれと私は言っているんですよ。

読取分類機、自動読取機を使う開票と使わない開票、何を根拠に分けるのか。それを説明してくれと言っているんですよ。

先ほども言いましたけれども、県庁での口頭意見陳述のときに、じゃ、2つのテーブルで分けるということを委員会で決めた。じゃ議事録を見せてくれと言ったら、議事録な

いと言うんですよ。何で議事録ないんですか、委員会やって議事録ないのかと言ったら、委員会やってないと言うんですよ。じゃ誰が決めたんやと。事務方で決めましたと言うんですよ。これはちゃんと議事録残っていますよ。

読取分類機をなぜ使わなかったといたら紙詰まりするからと言ったんですよ。これも議事録残っていますよ。誰が考えたっておかしくないですか。

だからそれを私はただしたい。なぜそんなことになったのかということを知りたいので、今日この質問をしているわけなんです。

最初から言っていますよね。高名さんは、これは結果がもう出たから答える必要はないと。結果に対して私はどうのこうの言っているんじゃないんですよ。

再質問を8つしたんですけれども、何か中途半端に終わってしまいますよね。もう10分ない。何かちょっと、私も次に何を言っているのか分からなくなりました。

じゃ最後に少しだけ言わせていただきます。

今日、今、私が行った質問と答弁、総合的に考えると、公平、公正が求められる選挙管理委員会が決してその使命に沿った役割というのを果たしていないのではないかなと言わざるを得ません。まず行動に統一性が欠ける。発言が右往左往する。うさんくさい、あやふやなどなどの言葉が当てはまると思われる選挙管理委員会というのはどうなのでしょう。

先日、テレビのニュースを聞いていましたら、日本は二酸化炭素の排出削減に後ろ向き、消極的だということで、自然環境保護団体から皮肉を込めて化石賞というのが贈られたという報道がありましたが、私もそれに倣って、中能登町選挙管理委員会に対して、うさんくさいで賞というのを贈呈したいような

気持ちであります。

選挙とその開票作業は常にクリーンな状況で行われていると信じている町民にとって、今回の私の質問を聞いて、どのような思いを持たれるのでしょうか。この開票作業において、中能登町選挙管理委員会の機能は形骸化し、さらには事務方による私物化が鮮明で顕著となっており、限りなく黒に近いグレーと思われても仕方がない。

このように申し上げて、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（笹川広美議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、11番 甲部昭夫議員

〔11番（甲部昭夫議員）登壇〕

○11番（甲部昭夫議員） 今回、一般質問をお願いしまして、私の順番になりました。前の9月の議会には、私は私的なことですが病気をしておまして全休をしたというようなことで、やはり結果的には寂しいなと思ったこともありましたし、また、議員としては一般質問をするということが一番大事なのかなと、そういうふうに痛感をいたしました。

私の病気のほうはまだ完治はしてないようなので、声そのものがもともと汚い声ですけども、今回も汚い声で自分のあれを言いますので、どうかひとつ聞き苦しかったらこらえていただきたいと思います。

それでは今回、私は、町祭の開催についてということでお聞きをしたいと思います。

4年間、コロナ禍ということで、町祭というものが停止しておりました。中止になっておりました。

合併以降、町民融和を大きな柱に開催された町祭、織姫夏ものがたりは、曳山をはじめ

とする伝統文化の継承、タレントや有名歌手のステージによるにぎわいの創出、そして町民総踊りの子供の発表会など一体感のある創出を醸し出して、多くの効果があったものと理解をしております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延以後、数々の行動制限による影響によって当町のイベントも開催ができなくなってしまいました。以後4年間、ほぼ何もない状態ということをお先ほど申し上げましたとおりであります。

その間、執行部側から正式に4年間の間に中止をしたというような話を私はいつ聞いたのかな、全員協議会か委員会かちょっと覚えておらんのですけれども、その辺が町民にとっては不安な材料だったかもしれませんが、これはどうなっとらいねと、町民の町祭はどうなっとらいねというような話は度々聞いておりました。

しかし本年5月以降、全国各地では祇園祭や阿波おどりなど伝統的な祭りが再開され、県内でも七尾市の青柏祭や石崎奉燈祭、能登町のあばれ祭りなどに代表される伝統の祭礼が再開され、人口減少が進む中、地域の伝統文化の伝承を絶やさない取組が受け継がれております。

このような中、当町でも伝統文化を次世代へ継ぐ曳山を中心として持続的可能な町祭開催の考えについて、町長に見解を伺いたいと思います。

2番目として、町からの支援について、町長はどのようにお考えか。地域における曳山行事に対しての支援についてであります。

やはり伝統がある以上は、いつの時代も続けていかなければならんというようなことが一番元にあるわけですけども、うちの、うちらって私は町の代表でももちろんあるわけですけども、曳山に携わるのは上区という集落においてのことしか分かっておりませんので、それを主体にしてお話しします

と、やはり一番頭に立つトップの指導者は相当年もいって、もう80も回ってしまったというようなことで、いつ寄っても後継者の問題が心配されております。各地においては、節目の祝い事などを中心に曳山巡行の催事などが実施されておりますが、それが地域の文化に根つき、結果、地域のエネルギーとなってコミュニティーが形成されてきた歴史があると認めております。

当然これは各集会、集落の繁栄というものに関しては、各集落が一生懸命やるわけですから、自ずと違ってくるわけですし、集落の大きさも違うし小さい集落もあるわけですが、やはり金銭的な援助というか、そういう支援がなかったら、なかなかこれは続かないかと、そういうふうに思っております。

さきの質問でも申し述べたとおり、伝統文化の継承の取組をつないでいくためには、地域の熱意と機運醸成がその礎となり、祭りを通してそんな状態をつくることが重要であります。

それから継続していくために、曳山の管理や祭礼実施に係る町からの支援が必要不可欠であると考えますが、そこで、地域の熱意や伝統文化継承のため、主体となって実施する取組に対する財政支援の考えについて町長にお伺いします。

過去においては、やはり曳山町祭のときには能登部上区の場合、平成28年度、曳山曳き出しに150万いただいております。そしてまた、ほかの飾り山には80万というような補償が出ておることも実績としてあるわけですが、これからその部分をどのように考えておられるか。

この2つに対しての答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 町祭イベントの開催と支援

についてのご質問にお答えします。

まず、コロナ禍を経て各地で祭礼やイベントが復活開催されているが、当町においてもにぎわいを取り戻す取組や町祭復活の考えについて見解を伺うについてお答えします。

町では、合併を契機に、毎年夏に町祭、織姫夏ものがたりをコロナ禍以前の令和元年度まで開催し、町民の融和や合併による一体感を熟成するなど、所期の目的が一定の効果があつたものと理解をしております。

令和2年度には、イベント実行委員会事務局でイベント開催の意義や内容を大幅に見直し、予算も削減した中での開催を模索していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催には至っておりませんでした。

以後、コロナ禍による行動制限による町祭はもとより、各種のイベント等が制限を受けたことは議員も承知のことと存じ上げます。

本年に入り、行動制限もなくなり、特に5月以降は各地で伝統行事や祭礼が復活するなど、にぎわいが戻ってきていることを実感しており、去る10月には姉妹町である三重県紀宝町において紀宝みなとフェスティバルが4年ぶりに開催され、私も招待をいただきました。およそ1万5,000人の来場者があつたことで、コロナ禍以前にも増しての来場者数となり、大変大きなにぎわいでありました。

このような状況下において、町内でもコロナ禍前までにぎわいのあつたイベント等の復活の声が高まっていることも承知しております。

中能登町においても、今年は国民文化祭いしかわ百万石文化祭2023でテーマといたしました、どぶろく、おにぎり、障害者のルーツ展イベントを盛大に行いました。そして石動山、雨の宮古墳群、不動滝、碁石ヶ峰などの歴史イベント、若い世代を中心とした音楽イベントや親子が楽しめるイベントなども行われ、少しずつではありますが各種団体が知恵と工夫を凝らして町を盛り上げていただい

おります。

町といたしましても、中能登町の歴史や産業をテーマとして、自分たちの手づくりでいろいろな方を巻き込んだ地域を盛り上げる、そんな持続可能な取組に対し支援を行っており、今後も引き続き支援を行いながら、にぎわいの創出につなげていきたいと考えております。

来年度の令和7年3月には、中能登町町制20周年となる節目の年であります。このことから、来年度の3月には記念式典を開催したいと考えております。

また、先般、新聞報道されました全国のどぶろく生産者が一堂に集う全国どぶろく研究大会の誘致が決定しており、. 全国に中能登町を発信する絶好の機会と考えており、現在イベント成功に向けて検討しております。

町祭の復活につきましては、昨日の南議員の質問でも答弁いたしましたが、今後は中能登町の歴史、産業のストーリーに魅力を感じていただき、町外から様々な方を巻き込み、町民全員がおもてなしの心で関係を築き、交流人口から移住、定住にもつながる、そんなスタイルのイベントが大切であると考えております。

町といたしましては、能登に息づく衣食住の文化観光の価値として高い、どぶろくやおにぎり、能登上布などを取り入れながら、これまでに積み上げてきた町民融和の心を掛け合わせ、各種団体が自発的に取り込むことができるイベントとしてまいりたいと考えております。

その考えの中で、町民の皆様のご意見やご要望も実際にお聞きし、検討してまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

次に、2点目の地域が主体となって実施するイベントなどの取組に対して、町からの支援について見解を伺うの質問にお答えします。

さきの答弁とも重複いたしますが、現在、中能登町四季のイベント等支援事業において、各種団体が主体となって取り組むイベントなどについて支援を行っております。

一方、過去に開催された町祭、織姫夏ものがたりにおいては、曳山の引き出しや展示、獅子舞、獅子舞演舞などに助成を実施しておりましたが、地域で行われる神事、祭礼については、行政から支援を行うことはできないことは議員もご承知のとおりであると思えます。

しかしながら、伝統文化をつなげる、紡ぐ、受け継ぐ取組に対しての行政の関わりや支援に関しては、今後、地区や地域のご意見も聞きながら引き続き研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 甲部議員

○11番（甲部昭夫議員） 今ほど町長のほうからいろいろと言っていただきましたけれども、結論的には町民の言うことを聞いて、もう一遍あれやったら何かまた考えるわいねというような話であったかなと思うんですが、町民の人は、新聞とかそういうものを見ると、よく、どぶろく、どぶろくと町が一生懸命になっておいでるのは活気を帯びておると。来年か、またそういう研究大会とかいう名目で、この町に来るとか寄るような、そんな話も出ていました。

それはそれ、趣味のお酒といたらなんですが、新酒というかそういうのがあって寄る人はおるわけですけども、町祭ということになると、やはり町全体の老若男女を問わず、みんなが集まる、その楽しみの一つだと思えます。経費の問題でもいろいろあると思えますけれども、ぜひこれは宮下町長に頑張ってください、もう一遍いつか近いうちに復活させていただけんかなと。そういう思いで私たちは集落でそういう話もしておるわけです。

町制20周年というのも今お聞きしましたけれども、20周年は20周年、町祭は町祭、抱き合わせで何かやるというのもそれはいいでしょう。だけど、それをやるというなら、また何をするかということを決めなきゃならんし、難しい問題もあるし、金もかかるしということになると思うんですけども、何とか復活を邁進するために町祭も入れたり合併の記念行事も入れたりということで、この町をにぎやかしく持って行っていただきたい。活気のある中能登町ということで、そういうまちづくりに邁進して行っていただきたいなと。

現在もそうしていただいておりますけれども、そういう意味では、うちの町はそれなりに、おにぎり、そして今言うどぶろく、それに雨の宮、石動山といったようなところの観光関係もあります。

そういうので多彩にありますので、執行部の方もそういうことを考えていただいて、ますますこれからこの町が脚光を浴びるように、そして町民が潤いますようにやっていただきたいと思います、そう思っております。

最終的に町長には、何か援助と後継者の意味で、後継をしていくときにはお金も要るし、施設とか装備とかそういったものも要るんですが、そういうものの一時的なお金というか補助というか、そうしたものは全然、町長、考えておいでないですか。何か少しでも。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 先ほど申し上げたとおり、地区への支援というのはやっていません。ただ、いろんな獅子舞とか曳山を直すとか、そういうものに関しては、宝くじ金の助成金を利用して最高250万円まで出せるというような仕組みがありますので、それを大いに活用していただければいいんじゃないかなと。

それは修理とか修繕に使うわけなんですけど、ただ、先ほど甲部さん、曳山のことを出

されましたので、実際、旧町の鳥屋町では、ルネサンスとりやとということで、合併前ですよ、平成2年から平成10年ぐらいにやっておりました。鳥屋町が曳山が14基あるということで、当時は聞いたら10基ほど出て、にぎわいを創出したということを知っております。

各在所に曳山がありますので、どういうご支援ができるか分かりませんが、一回そういう例えば、全部曳山が集まって町祭に、ラピアに出てきてくださいというわけにも、JRのこともありますので、なかなか線路をくぐって行くということが不可能ですので、その辺多大な費用もかかるということで、その辺、曳山については、私は伝統文化を引き継いでいく大事な行事だと思っております。ただ、それが曳山の山小屋にずっと眠っていること自体も、いろんな意味で次の若い世代にそういう伝統文化、曳山の昔からの語りとか音色とか、そういうことを含めて、それは続けていかなければならないんだということを考えております。

それについては、何らかの形で一回、中能登町の言ってみれば曳山は宝かもわかりません。それをうまく活用するような方向で、何らかの形で中能登町の曳山を売りにして、これからいろんな面でPR、アナウンスなりをしていかなければならないということも感じておりますので。

実は来年、うちの在所で10月4、5、6で曳山を3日間にわたって引きます。それは宝くじの助成金250万円もらいましたので、それで山を修復してやるわけなんですけど、33年に一遍のご開帳があるものですから、それに曳くということになっております。

地域でそういうふうには、例えば徳丸が曳くんだったら上村も出てきて一緒に曳いて、下区も一緒に来ていただいて、その地域を盛り上げてまして、中能登町が盛り上がるというような曳山をしたいなということを考えております。

ただ実際、上区の皆さん、下区の皆さんには話していませんが、遠方から来るとなかなか費用的な面がかかりますので、近くの在所とも相談しながら、ご協力を得ながらしたいなということを考えております。

実際、これから若い世代がそういう曳山について、これからいろんなことを承継していくということが非常に大事だと思います。さっき甲部さんが言われた石崎の奉燈とか青柏祭とかキリコ祭りとか、そういうものは昔から継承しているので、そういう伝統文化に対するの祭りというのは引き続いてやらねばならないということを感じておりますので、いろいろこれから考えて、これからどういう祭りがいいのか考えていきたいなと思います。

実際、紀宝町で、私も行ってきましたが、今まで私も紀宝町へ10回ほど町祭に招かれて行ってまいりましたが、今回4年ぶりということで、本当に1万5,000人ぐらいのすばらしい祭りでありました。それも紀宝町の町長も喜んでおいでて、これだけの祭りが4年ぶりにできたということで喜んでおいでました。

実際、経費どれくらいかかるんやいねと聞いたら、700万ほどでやっているということをおっしゃったので、実際、中能登町は1,700万とか800万とか町祭に対して費用を使っておりましたので、それを短時間で10時から3時ぐらいまでの5時間でそれをやるということも聞きましたので、これからいろんな意味で、20周年もありますので、また少し考えてやっていきたいなということを思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 甲部議員

○11番（甲部昭夫議員） 今ほど前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

うちの町祭も、かなり金がかかってやっておったなということは痛感しているんです

が、そのお金がどこ行ってしまったものか、どこへ回ってしまったものか、今新たに50万、100万頼むといっても、なかなかそれが出んとか金がないとかということになると、うーんと思うんですけども。それはそれとして、これから今後の町の集落で、今言うイベント的に山をずっと倉庫に入れて、車庫とか蔵に入れておくよりも、何かのきっかけで集落だけを回すと。町長さんがおっしゃるように、徳丸なら徳丸を3日間かけて回す。そんなような行事もいいんじゃないかなと。そういう話も私もしておりました。

そういうときには、幾らか特別に申請して面倒を見てもらえるというような形を整えれば、区としてもやりやすいんじゃないかなと。そういうふうに思いますので、伝統文化という名前は、うちの集落にもあります。下出にもあるんですけども、ぼっこ祭りとかそうしたものもありますが、それもどういふことになっていくのか先は分かりませんが、跡継ぎの問題、伝統を続けていくと言ふときには金銭もかかるし人も要るしというようなことも絡んでいくんじゃないかなと、そう思っております。

そういう意味で、宮下町長にまたその辺を何か数字的に、うーんというような、なかなか数字は言えんと思うけれども、町長、そのニュアンスをもう一遍また相談していただければいいというような話まで一遍今日していただけんですか。よろしく願います。

町長にそれを言うてもらわな、家帰られん。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 地域に対してご支援というのは、先ほど申し上げたように、ありませんけれども、いろんな意味で少し考えてみます。それはどうなるか分かりませんが、その辺一回また検討課題にさせていただきたいと思っております。

20周年もありますので、それを含めて、来年はどぶろくの全国大会があります。20周年もその年ですので、イベントがたくさんあります。

ただ、どぶろくの全国大会ということで、全国から80銘柄、生産者が80社ぐらい来られます。大体300人ほど全国からおいでということで、ラビアを主会場にして、コンコースも使いながらしたいという計画をしております。

実際25年の1月17日にどぶろく祭り全国大会をしますので、町民の方も参加していただければ幸いです。

ただ制限がありますので、入られる方は限られておるものですから、一応、会費を出して、どぶろくを試飲するという全国大会ですので、ぜひまたそれを含めて、地域のことも含めて、これから検討課題としたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 甲部議員

○11番（甲部昭夫議員） それでは、町長にご返事がある程度いただいて、放っておくのではなしに前向きに考えていくというような話でしたので、本来は行政の返事というのはそんな程度で終わるんですけども、宮下町長に関しては何とか頼むと会うたびにわしは言っているのですが、知っている議員の皆さんも、甲部さん、また頼むんわいねと言って、町長に言わんちねと、こんな程度で言ったから、町長、またその辺ひとつ頼みます。

わしもこれで上村へ帰って、上村だけじゃないけれども、上村に話をまとめて来ておるさかいに、上村へ行って言うておいたぞというような話だけはできるようにしていただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは皆さん、声の悪いのに聞きにくかったと思いますけれども、ご清聴ありがとうございます。

ございました。今後ともよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 続いて、2番 合田 宏議員

〔2番（合田 宏議員）登壇〕

○2番（合田 宏議員） 通告に従いまして、大枠2点で一般質問を行います。

まず1点目、予防介護、認知症対策についてです。

昨年の12月の一般質問で、介護予防、健康増進について質問した中で、男性の参加率が少ないという答弁をいただきました。私はどうすればいいのか、どうしたら参加してもらえるのかと考え、他の自治体ではどんな取組をしているのかということ調べたり聞いたりしてきました。

その中で、大阪、堺市の取組では、男性に特化した講座、頭に「男・本気何々」、例えば男・本気のパン教室とか、男・本気のコーヒー教室などが行われ、75歳未満の前期高齢者の新規参加者が増えた事例や、長野県生坂村のおじさま倶楽部という平均75歳の男性たちが野菜やソバの栽培、ソバ打ちなどを行っています。打ったソバを販売したり、村営の宿泊施設に泊まるお客さんにソバ打ちの指導をしたりしています。育てた野沢菜は、おやきの具材や漬物にしたりして業者や道の駅に出荷しています。農業は大変だが、みんなが集まる楽しさがあるとのことでした。

当町でできるプログラムがどのようなものなのか考えているときに、グランツーリスモという自動車レースのゲームをしているユーチューブを見て、これは高齢者の自動車事故が減らせるのではないかなと思い、いろいろ調べてみました。その中で、eスポーツが高齢者の予防介護、認知症対策に有用だということがあり、これだと思い、今回の質問になります。

eスポーツとは何ぞや。eスポーツとは、簡単に説明すると、エレクトロニック・スポ

ーツの略称で、モバイルゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツとして競技性のニュアンスを加えたものです。知略、戦略、プレイヤースキルなど競技性を含むため、スポーツとして捉えられています。

eスポーツという言葉は、2000年頃から徐々に使われ始めます。世界各地でeスポーツの大会が開催され始めますが、日本では認知度の浸透が遅かったため、よく耳にするようになったのはここ数年であります。

2018年に一般社団法人日本eスポーツ連合が設立され、以降は日本国内の企業もeスポーツチームとスポンサー契約の締結や大会の開催など、様々な業界がeスポーツへと参入し始めました。そのかいもあり、日本でも徐々にeスポーツを耳にする機会が増え、今では大規模な会場でオンライン、オフラインでの大会が行われるほど広まっております。

介護予防にeスポーツを導入する目的は、高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上です。eスポーツは、身体能力の維持、向上、認知機能の維持、向上、社会参加の促進、ストレスの軽減など介護予防に有益な効果をもたらすことが研究で示されています。

具体的には、身体能力の維持、向上。eスポーツは手指の細かい動きや視覚、聴覚の集中力など身体機能の維持、向上に効果的です。

2、認知機能の維持、向上。eスポーツは戦略性や判断力、問題解決能力など認知機能の維持、向上に効果的です。

3、社会参加の促進。eスポーツは、オンラインやオフラインで他者と交流する機会を提供し、社会参加の促進に効果的です。

4、ストレスの軽減。eスポーツは、ゲームの達成感や仲間との協力などを通じてストレスの軽減に効果的です。

九州工業大学を中心とするグループが行った研究によると、eスポーツは1か月間取り組んだ高齢者は、そうでない高齢者に比べて

物事を実行する能力や注力、複数のことを同時に行う能力など、認知機能が改善されたことが分かったとのことです。

また、国立長寿医療研究センターの調べでは、社会的なつながりが多い高齢者は認知症のリスクが4割減るというデータも出ており、高齢者の方にとって交流がいかに大切かが立証されています。

そこで、当町も予防介護、認知症対策などに健康サロンなどでeスポーツを導入し、男性が参加しやすい環境をつくらぬかと提案しますが、執行部の意見をお伺いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 予防介護、認知症対策におけるeスポーツの導入についてお答えします。

eスポーツとは、エレクトリック・スポーツの略称で、広い意味では電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般のことを言い、コンピューターゲーム、ビデオゲームなどをスポーツの競技として捉えたものであります。リアルスポーツに比べて激しい運動を行わないため、高齢者のみならず様々な世代において取り組みやすいスポーツと言われております。

議員のご指摘のとおり、このeスポーツは脳を刺激する効果があり、人との交流を楽しみながら社会参加ができ、介護や認知症の予防につながる可能性があるとのことです。全国の自治体では、近年、民間団体と協働した実証実験などの取組が進められているところであります。

町では、中能登町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業に基づき、介護予防や認知症予防の推進の一環として、地域のつながりサロンなどレクリエーションや認知症予防の活動を支援しております。輪投げやボウリング、ペタンク、ボッチャなどのニュースポーツ、脳トレなどを取り入れ、認知機能の維

持、向上、参加者の交流や社会参加に努めているところであります。

地域における高齢者の介護予防支援として、eスポーツの取組は現時点では行っていないませんが、今後、県内での取組状況などの情報収集を行いながら、デジタルゲームの体験のない高齢者にとって取り組みやすい機器や内容を精査し、民間団体や関係機関と連携しながら、地域の通いの場などでモデル的に取組を始めることを検討しております。

また、介護保険施設におけるeスポーツの導入につきましては、町内の一部介護保険事業所において、介護予防支援プログラムに取り入れていると伺っております。

引き続き現況の把握に努め、必要に応じて情報提供を行っていきたいと思います。

今後、eスポーツを介護予防に加えることによって、地域の通いの場のマンネリ化の解消や参加者の増加を期待するとともに、男性の参加を促すツールとなり得るかなどの効果を検証し、引き続き住民が主体的に介護予防に取り組めるよう支援を行ってまいります。

○議長（笹川広美議員） 合田議員

○2番（合田 宏議員） 大変前向きな答弁をいただきまして、うれしく思っております。eスポーツが介護施設で試されているということがありましたけれども、それはちょっと私も知らなかったもので、また、どこでやっているのかなというのが分かれば教えていただきたいなと思います。

今の答弁を踏まえて、再質問いたします。

公民館などで行政主導のeスポーツを開催して、高齢者向けのeスポーツプログラムを提供し、eスポーツの楽しみ方や効果を学んでもらうことはできないか。

2点目、介護サービスにおけるeスポーツの活用では、eスポーツを介した運動や認知トレーニングを行うことで、高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることができるので、予防介護、認知症対策のためのeス

ポーツのイベントや大会を計画しないかお伺いします。

○議長（笹川広美議員） 横井長寿福祉課長〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長 答えをいたします。

今の1点目、2点目を合わせまして、先ほど町長も申しましたけれども、来年度に向けてモデル的に実施を予定しております。

その中で、まずはその効果を検証しまして、引き続き展開をしていくことができるかどうかと、併せて、プログラム化といいますか定型化できるかどうかを考えたいと思っています。

また、イベントなどについても、もしそれが盛り上がるといいますか、どんどん広がるようであれば、イベントをして順次拡大していけたらと思っています。

また、健康寿命の延伸を図ることができるということですが、これも効果があるかなと考えておりますので、サロンにも導入できないか、あるいは別のことで活用できないかということで、それも併せて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 合田議員

○2番（合田 宏議員） いろいろと期待できるというか、希望を持った答弁をいただきました。

私の考えの中で、いろいろな世代との交流ができるということもあるので、こども食堂などで開催し、こども食堂の中でeスポーツを取り入れて、お年寄りと子供たちの触れ合い、交流というのもできるんじゃないかなと思います。

先ほど言われました中能登町高齢者福祉計画の来期、第9期介護保険事業の作成段階にあると思いますが、昨年提案した健康ポイントの導入や今回のeスポーツも計画に含まれることや、医療費の削減にもつながると期待

し、次の質問に移ります。

○議長（笹川広美議員） 合田議員、ここで質問の途中ではありますが、昼食のため1時半まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（笹川広美議員） 午後からの会議を再開します。

2番 合田議員の質問の続きから始めます。残り時間は47分となっております。

○2番（合田 宏議員） 午前中に引き続き、午後からの質問になります。

大枠の2点目になります。

2点目は、子供たちに他町の子供たちとの地域交流についてです。

昨日の一般質問で三浦議員も話していましたが、紀宝町のみならずフェスティバルに参加し、紀宝町の議員の方、町職員の方々との交流で、とても温かいもてなしを受けました。また、物販において町民の皆さんとも触れ合う機会があり、そこでも温かいお声がけや応援をいただき、とても感動いたしました。

三浦議員は職員交流でしたが、私は、これから10年先、20年先の中能登町を担う子供たち、おおむね小学校の高学年を中心に、紀宝町の子供たちとの地域交流を提案するものです。

当町は冬場に雪が降りますが、紀宝町ではほとんど雪が降らないそうなので、雪の降らない地区と雪の降る地域との子供たちがお互い交流を深めることで、地域のよさを知り、共感し合うことができるようになると思います。

具体的な交流の形としては、いきなり紀宝町へ行ったり、また中能登町に来てもらったりするのは大変だと思いますので、まずはオンラインによる交流から始め、1年後、2年後になるかも分かりませんが、夏休みなどで紀宝町に行き、ミカン狩りやウミガメとの触

れ合い、冬休みなどに中能登町で冬の遊びやレクリエーションなどを通じた交流、学校や行政が支える交流イベントを開催することができたらいいなと思っています。

こうした地域交流によって豊かな経験を積んで、未来を担う人材として成長していくことを期待します。

また、子供たちが交流することにより、親世代の人たちとも交流の場が広がるのではないのでしょうか。大人たちの交流する機会を創出することで、お互いの地域の理解を深め、新たなビジネスチャンスが生まれるのではないのでしょうか。両町が連携、協働し、地域資源や地域特性を生かした魅力ある商品子供たちで考え、大人たちが支援する。例えば、マイヤーレモンの果汁をどぶろくや甘酒に入れたりすることや、ミカンを使ったソフトクリームなど嗜好品づくりなどです。

少し話がずれたので戻しますが、子供たちの地域交流の実現に向けた考えはないか、お伺いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 子供たちに他町の子供たちとの交流についてのご質問にお答えします。

交流人口、関係人口を増やすために、当町の子供たちと紀宝町の子供たちとの地域交流をしないかを伺うについてですが、合田議員も承知かと思いますが、これまで実績としてはジュニアスポーツクラブ同士の交流があります。

小学生を対象とした学校間交流につきましては、教育長より答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

次に、学校や行政が主催する交流イベントの開催や参加については、イベントを開催する関係団体とどのように交流ができるか協議が必要であると考えております。紀宝町とも連絡を取り合いながら、どのような方法が適切か内部で検討を進めていきたいと考えております。

それを踏まえ、各年代の各種団体への交流が拡大するなど大きな波及効果が期待できると考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 小学校間での交流についてお答えします。

小学校間の交流については、合田議員からご提案のあったオンラインによる交流から始まると考えております。まずは互いを知り、理解が深まってきましたら、長期休暇を利用した往来を伴う相互交流ができるかと思っております。

小学校間での交流が増えることで、家族単位での往来が増えることも期待でき、徐々に交流人口の増加につながっていくものとも考えております。

例えば、オンラインでの学校間交流では、今月1日に鹿島小学校の4年生が栃木県真岡市、長田小学校4年生と特産物ということで交流を実施しております。こうした実績もありますので、紀宝町との交流も実現可能であると考えております。学校現場と相談していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 合田議員

○2番（合田 宏議員） 既にオンラインによる学校間の交流があるとお伺いし、とてもいいことだと思いました。

また、特産品を基にした考えを議論するというのもいいことだと思いますし、これからはぜひこういう交流は続けてもらいたいと思います。

また、先ほどオンラインでという話がありましたが、実を言うと、eスポーツも含めてやったら面白いなど。真面目な話じゃなくて、お互いに対戦するというのも一つの方法だと思っておりますので、そちらのほうも含めて、また考えていただければうれしいな

と思います。

本当に交流人口や関係人口を増やすために前向きな検討をいただきまして、私の期待している答弁がいただけましたので、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 続いて、6番 古玉いづみ議員。

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） では、通告に従い一般質問を始めたいと思うんですけども、その前に、私、2023年最後の一般質問者として、町長に今年1年を振り返ってどんな1年だったのか、ぜひお聞きしたいと思うんですけども、議長、よろしいでしょうか。

町長、よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 私は町長になってからこれで2年、来年の3月で3年になりますが、日常的にやっていることは毎日30分歩くということをやっております。2キロ余りの距離ですが、たまに三浦議員と出会いますので、健康には留意しているということで、それだけは、体調管理には気をつけてやっております。

いろんな中で、健康にしていなくて、自分で散歩することによって頭の活性化ができますので、いろんなことを、町のことを考えながらやっています。

いろんな質問されるPFI事業の公園とか、そういうところも見に行ったりそういうことをして、常に散歩するときにはできるだけ町の風景を見ながら、今日は鹿島のほうへ行ったり、今日は鳥屋のほうへ行ったりということで、少しずつ日を替えているなところを、朝しか見られないところもありますので、それだけはこれからも続けていきたいなということを思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） どうもありがとうございました。急にお願いしたので大丈夫かなと思ったんですけども、本当に健康に留意して頑張っていていただきたいなと思います。

それでは始めます。

まず、道路公園包括管理等PFI事業について。

町長もおっしゃいましたように、先月の両常任委員会で説明を受けました。そして今定例会議でも15年間、62億724万円の債務負担行為が議案に提出されているこの中能登町道路公園包括管理を含めたPFI事業なんです。金額が大きい上に、通常5年契約で行っている包括管理委託がこの事業では15年という長期にわたった契約となるため、この場で町民の皆様、この事業がどういったもので、町や町民にとってのメリットが何であるのかをしっかりと示した上で先に進めていくべきであると考えまして、今回質問させていただきます。

当町で今現在、町営住宅の建て替えてPFI事業を行っております。この民間の資金、そしてノウハウを活用するPFI事業では、公園等の整備をすることにより、今までの公共事業とどういった点で異なるのか。既存の業務委託ではなく、包括管理、そしてPark-PFI事業を行うことによるメリットは何なのか、伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 道路公園包括管理PFI事業についてのご質問にお答えします。

今、中能登町で計画されている道路公園包括管理等PFI事業は、15年の管理、整備委託で総額62億円を超えるものとなっております。既存の業務委託ではなく、包括管理、そしてPark-PFI事業を行うことによってメリットは何かを伺うてありますが、現在、町管理の道路につきましては、週1回程度、担当職員が道路パトロールを行い、道路

の不具合箇所が発見されれば修繕作業を着手しております。また、区長や町民の方から道路の不具合箇所の連絡があった際には、職員が現地確認を行い、工事設計書の作成、工事業者との協議、調整が必要になることから、修繕完了までに多くの時間を費やしているのが現状であります。

公園及び公共施設の植栽管理や遊具点検につきましては、複数の所管課の管理施設を一括して発注しており、一定の事務手続の簡素化にもつながっていると感じておりますが、遊具につきましては点検までとなり、修繕が必要な遊具につきましては修繕費用の予算確保捻出が難しいなど、利用される町民の皆様が満足する状況に至ってはいないと感じております。

これらの課題を解消するために、この道路公園包括管理等PFI事業を行うことで、民間事業者からの提案により、道路や公園の利用者の利便性の向上やスピード感のある修繕作業が実施され、町民など利用者の満足度が向上し、また民間事業者の提案により様々なイベントが企画され、交流人口の拡大と魅力発信が期待をされます。

まず、道路及び公園の維持管理については、複数の包括管理を行うことにより、効率的及び効果的なインフラ施設の修繕計画が立案、実施が見込まれ、早い段階で修繕を行うことにより施設の予防保全にもつながることから、インフラ施設の長寿命化が図られると思います。

また、Park-PFI的な整備を古墳公園とりや、レクトピアパーク、中能登町運動公園、アッピー広場の4公園について行うことで、特色のある公園が配置され、利用者のニーズに沿った公園として生まれ変わります。

また最近、町内において企画、実施されておりますミニイベントと連携することにより、定期的、定量的なイベントが開催され、

魅力ある公園が期待できます。

カルチャーセンター飛翔につきましては、町公共施設総合管理計画に沿って、ホール事業の集約化及び町立総合図書館の整備を生涯学習施設ラピアで行ったことにより、近年では利用者数が低くなっておりませんが、本事業で老朽化している施設の大規模改修を実施し、屋内遊具施設の整備をするとともに、小さなお子様から高齢者の方々まで利用できる総合的な施設の整備を民間事業者に求めていくことにより、これまでと違った新しい形態の施設が生まれ、交流人口の拡大が図られるものと期待しております。

以上により、道路公園の包括管理においては、きめ細かなサービスにより住民満足度が向上され、また、Park-PFI的整備により、子供たちが1日遊べる公園と高齢者スポーツを行う公園がすみ分けされることにより、利用者満足度が向上されます。

また、屋内遊具施設を含めたカルチャーセンター飛翔の大規模改修を行うことにより、季節や天候に左右されない施設が整備され、近年の猛暑でも心配なく遊べる、また活動できる施設が生まれます。

また、62億円余りという大きな事業であります。この複数ある事業を15年間まとめて発注することにより、事業費が3%程度、金額で2億円程度の削減効果が見込まれます。

今後は、事業者の選定や事業契約などを行い、令和7年4月から事業がスタートできるように進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） さきの町長の挨拶でもお話しされましたけれども、いろんな公園を見て回って、町民にとって何が一番幸せにつながるのかということを常日頃、町長は考えておられる中で、こういった決断といえますか、先に進んでいくというような計画

が出てきたと思うんですけども、本当にいろんなメリットが挙げられました。包括委託をすることによる金銭的な、今回初めて2億円という数字を聞いたんですけども、3%程度の削減の見込みだという話もありました。

こういったメリットはもちろんいいんですけども、物事にはメリットとデメリットの面もあると思うんですね。並べてみたときに、もちろんメリットが上回っているからこそ、この事業を進めていきたいというふうに実行していかなければ意味がないんですが、今、公共事業のあり方について、お隣の入札に関してもそうですけれども、いろいろ大きく問われているこのときに、しっかりと検証し、そしてデメリットをいかに最小なものにしてメリットを増幅させていくのか、そういったことを明確にしていかなければならないのではないかなと考えます。

愛知県の政策顧問をされている東京農工大学理事の上村氏という方が言うておられるんですが、今後、加速化する少子・高齢化やコロナで打撃を受けた経済対策の規模を考えると、社会インフラの整備や改修には官民連携のPPP事業は今後不可欠であるというふうに言うておられます。

そして、しかし官民連携の中のPFI事業においては、様々な問題も解決していかなければならないとも言っています。民間のアイデアや資金などを使って、通常非効率になりがちな公共施設の管理、改修を行うことは、理想的に考えればコストダウンが可能であるとともに事業収入が見込め、全体のコスト抑制、そしてサービス向上と、事業者、行政、そして町民とがウィン・ウィン・ウィンの関係になることができます。

しかし一方で、こういった現実も考えられます。収益優先の民間事業者の参入により、公共性が低下し、町民負担が増加するであったり、このような大規模な事業者は大体が大

企業だと思いうんですけれども、大企業が特定目的会社SPCを設立するため、今まで業務委託を受けていた、公共事業を行っていた地元の中小企業の業者がはじかれ、地元の経済振興に結びつかないようなケースであったりですとか、そして運営管理状況において住民の声をしっかりと反映させるということが本当に積極的に行えるのかどうか。こういった懸念の声も町民の方からお聞きします。

また、地方自治法の規定が民間の創意工夫を制限するというような面も考えられます。施設の利用時間や料金等は、公共物であるため自由度が低いということもあるのではないのでしょうか。

以前、町立図書館の閉館日を月曜祝日となった場合ずらせないかという協議がありましたが、ラピア鹿島の休館日が月曜日と決まっています、ずらせないの一点張りで、町民目線でのサービスのために足かせとなっている規定があるのではないかと懸念されます。

そこで、再質問させていただきますが、今現在このような公園PFIを含めた包括管理、長期の15年というような包括管理は、全国的にも成功事例があるのかどうなのか。そして、今言ったようなデメリット、公共性の低下による町民の負担増加や地元への経済振興への配慮、また町民の意見を反映させること。そして、事業者の創意工夫や自由度の確保など。このような今後懸念されるデメリットに対して、どう対応していくのかお聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長
〔笹谷 学土木建設課長登壇〕

○笹谷 学土木建設課長 それでは、再質問にお答えいたします。

まず、今回の道路公園包括管理等PFI事業、このような事例が全国でもあるのかどうかにつきましては、先般、国土交通省の方ともお話をしていますが、今回、全国でも初めてになるだろうというようなことは伺ってお

ります。

続きまして、今回この事業をやることによるデメリットになります。

まず、町民、住民へのデメリットというものは、ないものと考えております。

一方、行政側、私たちのデメリットといたしましては、PFI事業では、民間事業者幅広い業務を任せることになりますので、行政、町がこれまで以上に民間の業務状況を把握して管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があります。また、業務を任せる民間事業者を選ぶ際には、価格だけではなく、民間事業者の持つノウハウや事業計画の内容についても評価をしなければならないため、従来、今まで発注している発注方式、いわゆる仕様発注と比べまして事前の手續に要する業務が増え、時間も必要となります。今回のこの事業につきましても、令和3年度ぐらいから本格的に検討を始めてきている事業であります。物すごく今まで時間がかかっている事業であります。こういったものが私たち行政側のデメリットになると考えられます。

あと、地元業者につきましても、基本、例えば大きな災害、例えば大雨とか、または大雪とか降ったときには必ず地元業者の協力がなくては成り立っていきません。そのような中、この事業を求める際に要求水準書というものを書きますが、そういった中に地元業者の参画というものをどこまで詳しくうたえるか、ちょっと分かりませんが、そういったことも少し考えていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 今ほどの全国初の試みでないかというお話でした。こんな石川県の小さな町で全国初のチャレンジができるというのは、本当に夢のある事業だなと思う反面、何事も初めてで分からない部分があ

りまして、私たち議員側もどこまでどうなのかというのが本当に難しいんですよね、判断が。今ある限りの資料なりを拝見して、ホームページにも要求水準書等がアップされているのを私も確認させていただきました。本当に一つ一つ細かく記載されて、課長が言っておられたように、行政側の仕事が本当に大変だったんだろうなというのは思いますし、今後さらに事業者選定の段階で細かい要求、加えていかれるというお話でしたし、地元業者の協力をせたくですので、しっかりと入れていってもらえるような要求をしてもらいたいと思います。

一つ、これから募集していく段階の水準書を見て気になったのがコールセンターの設置なんですけれども、デジタル化の世の中で、コールセンターもいいんですけれども、できればデジタルを使ってすぐに町民の声を反映させていく、要望を聞いていくような例えばQRコードを活用していくですとか、そういったような取組もぜひ期待したいですし、あと町民の方が一番不安になっているのは、15年という長期間にわたる契約なんです。通常5年であるのに15年行うことのメリット、スケールメリットというのはもちろんあるんですけれども、そこは取りあえず5年やってみてから延ばしていくというのではなく、15年やる。やっぱりそこをしっかりと私たちの中で理解した上で進んでいっていただきたいなと思いますので、なぜ5年では駄目なのかという点。それとまた、QRをコードぜひ活用して行っていただきたいという点に関して、再々質問いたします。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長
○笹谷 学土木建設課長 再々質問にお答えします。

まずQRコードにつきましては、現在石川県のほうでも、例えば県民の方が道路に穴が開いていた場合には写真を撮ってQRコードで連絡するというような仕組みも導入してい

るというようなことも聞いております。ですので、そういったことも今後事業者がいろいろな提案をしていただけたらと思いますので、あくまでも町がお支払いする事業費というのはこれだけなんですけれども、この中でいろいろな提案をしていただけたらことを期待しております。

もう一つ、なぜ5年じゃなくて15年ということですよね。これにつきましては、通常、地方自治法では、通常指定管理というのは3年から5年というようなことになっております。しかしながら、なぜ15年という長きにわたってするかといいましたら、当然、長くすれば事業費も多くなります。当然スケールメリットもあるということで、先ほど町長が答弁したように3%の削減をすることができるというようなことがまず一つあります。

あとは、請け負われた事業者も15年という長きというような契約になれば、ある程度長期にわたる事業計画というものを立てることができます。そのような中で新たな人材、社員を雇用するというようなことも考えられますし、この事業により新たな例えば機械、いろいろな例えば施設を管理する機械、そういったものを投資することもできます。

というようなことで、様々なことを考えまして、今回は15年という長きのこのような事業にしました。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 15年、委員会でも話が出ましたけれども、すごく長いことによって、15年後にこれを実際スタートしたときの人間がどれぐらい見守っていけるのかというような部分もありまして、不安になる部分はもちろんあるんですけれども、それを上回るメリットがあるというような、人材的なものであったり、物質的な投資面に関してもですけども、そういった面でしっかりと結果を出せるように、行政の側も目を光らせて

チェックしていただきたいなと思います。

本当によい面ばかりではないかもしれないんですが、我々議会も、ともに厳しい目を持ちながらも、未来の明るい中能登町を見据えた事業展開に期待したいと思います。

それでは続きまして、町の入札制度について。私で4人目ぐらいでしょうか。

お隣、志賀町で現職の町長が逮捕される、三度も逮捕されるというような事態となっております。もうこれは、これを聞かないで何を聞くんだというようなトピックとなっております。県内大波乱の12月定例会なのではないかなと思うんですけれども、本日の朝刊にも、中能登町議会では入札ばかりが議題に上がると記事がありましたが、今日も少しお聞きしたいことがあります。

まず私の元に大きな反響があったのは11月1日の新聞記事でした。今回不正のあった志賀町と同様に、町長のみが最低制限価格を知り得る自治体が当町のみであったということです。新聞には赤丸で印がされ、志賀町うちだけ赤丸、どうなるとるんやと本当に多くの心配や不信の声が届きました。もちろん町長の元にもそういった声は届いているとは思いますが、こういった声を受けてだと思んですが、町では新たな入札方式が導入されるというニュースが流れ、そしてホームページでも12月1日より導入されるという話を昨日も説明していただきました。

私は昨日も町長、頻繁に信頼というワードを使っておられたように、信頼される入札制度の構築というのが急務になっているのではないかなと思います。本来は、ランダム係数に関しての仕組みを町民に分かりやすい説明としてお聞きしたいというような一般質問を私、出していたんですけれども、その辺に関しては昨日、ほかの議員の方に説明がされておりますので、私のほうからは一応再質問としまして、赤丸ですよ、町長しか知り得な

かったというような入札状況だったということに関しては、それ以前まで町長は何も問題ないというふうに捉えていたのかどうなのか、その辺をお聞きします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町の入札制度についてのご質問にお答えします。

入札制度については、地方自治法を初めとした各種法令により手続きが定められております。これらを適正に運用することで公正な入札の執行につながっており、当町や志賀町が特別な制度によって運用されているわけではございません。

また、最低制限価格の決裁者が首長である市町は、県内には当町や志賀町以外にもあり、そのことは現に決裁区分の見直しを検討している自治体があるとの報道からも読み取れます。

決裁区分の見直しについては、組織全体に関わることでありますので、他の自治体の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

ランダム係数に関しては、皆さんにさきに澤議員をはじめほかの議員の皆さんに申し上げましたので、割愛させていただきます。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 新聞に大きく赤丸がついたので、町民をすごい不安にさせるような部分はあったのかなと思うんですけれども、普通に考えたら町の財政のトップとして一番決定権を持っておられる町長が知っていて当たり前なことだとは思いますが、ただ、あのような書かれ方といいますか、誤解を生むような形になってしまったがために、急遽形を変えてランダム係数を導入しなければいけなくなった。そういった中において、やっぱりちょっと説明不足だったのではないかなと思うんですね。

我々このように12月の一般質問の場に立つまで、すぐお隣であれだけの大騒動があつて、慌てて変えました。でも何の説明もなく

聞かれたから答えますというようなのではなく、我々、全員協議会であったりとか、そういった場でも町長が説明できる場はあったんじゃないかなと思うんですけども、こうやって聞かれるまで説明がないというのは、昨日、町長が言われていた信頼という部分においては、やはりもう少し誠意を見せていただきたかったかなというふうに私は感じました。

我々というのは、個人個人で行って話を聞くことはもちろん可能ですけれども、それを町民の皆さんに聞かれたらお伝えするのが我々の仕事です。ですが、こういった議会というような正式な場において我々に説明責任を果たしていくというのは、何もやましいところがなければ当然この大きな入札という問題ですので、今後はぜひそういったふうに我々に対して誠意を見せていただきたいというふうに感じますけれども、そのことについて、町長、意見をお聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 11月1日に志賀町の町長のあれが出ました。あれを見まして、すぐあるとき、トレイルランとかいろんなイベントがありましたので、その翌週にすぐの月曜日の三役会議に、これは駄目だと。今までの形式でやっているのが私が最低制限価格でやっているのは、俺がもし漏らしたらということ駄目だからということで、みんな三役で一応話をしまして、それではどうすればいいかということで、入札の担当の子と話しして、ランダム係数にすればいいんじゃないですかというので、その係数は0.何ぼから1までなんですけれども、その係数でやろうということにすれば、完全に分からないということになるということで、急遽やったわけです。

その間に委員会も全協もありましたけれども、本当は皆さんにその場で一回お話しすればよかったんですけども、できなかつたということで申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 町民への信頼を構築していくためには、我々議会もしっかりと執行状況を把握して、ともに一丸となって町民への丁寧な説明を行っていくことが求められていると思います。公平、公正で信頼されるまちづくりを共に行っていきたいと思います。

では、次に行きます。

町有施設の統合について。

先月の教育民生常任委員会の席で、今現在議案にある条例改正の案件で、町内に3つある温浴施設について協議されました。その際に町長は、こうおっしゃられました。行政改革をやっていかな駄目だということを思っているわけですが、そういう中で一番のことに関しては、3つの施設を一つにする。私、憎まれるかも分かりませんが近いうちにやりたいなということを考えております。

この温浴施設統合に関しては、度々質問でも取り上げられていますが、ここまで突っ込んで明言されたのは初めてではないかなと思います。

この温浴施設統合に関して、今後の計画や方向性はどのようになっているのか、まず1つ目に伺います。

そして少し話は変わりますが、同じ水を扱う町の施設について、小学校のプールに関してです。

ここ数年は夏の猛暑により小学校のプールが利用できない状態が続いています。今年は特に暑く、全国各地で真夏日の最多日数を更新しています。昨日の一般質問でも町長自ら、地球温暖化が進み、今世紀末までに4.4度の平均気温上昇の予測がなされているという話をされていました。

そうした中、町内では、聞くところによると今年のプール開放がたったの1日だった学校もあったそうです。学校では、室温とプー

ル、両方の温度を合わせて65度に到達するとプールに入れないということになっているようです。それで今後、急にプールが使えるくらいの穏やかな気温の夏がやってくるとは考え難く、ほぼほぼ使用できない学校のプールに定期的にポンプやろ過装置などの修繕等、維持費ばかりがかさむことは容易に推測できます。

そこで提案ですが、今お話しした温浴施設を統合されるというのであれば、併せて室内プールを整備し、町民が一年中利用しやすい複合施設を目指してはどうかと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町内の3か所にある温浴施設は、統合に関して進めたいとの町長の発言があった。今後の計画、方向性はどのようになっているのか。町民が一年中利用しやすい複合施設を目指してはどうかの質問にお答えします。

なお、小学校におけるプールの利用状況については、後ほど担当課長から答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

町内の温浴施設は、3町合併前に旧鹿西町で健康ハウス憩、旧鳥屋町で老人福祉センターゆうゆう、社会福祉協議会の施設であります。旧鹿島町で老人福祉センター天平の里がそれぞれ運営されていまして。

合併後の平成17年4月1日現在の中能登町の人口は2万150人でした。令和5年4月1日現在の人口は1万6,981人であり、この18年間で3,169人の人口減少をしております。1年に換算しますと176人の人口減少となっております。

平成17年と令和4年との年度別施設別の利用者数は、健康ハウスは、5万6,410人から3万2,109人と2万4,301人の減少であります。老人福祉センターゆうゆうは、2万1,947人から6,331人と1万5,616人の減少であります。老人福祉センター天平の里は、2

万9,393人から1万8,684人と1万709人の利用者数が減少しているのが現状であります。

今後の人口の減少や行政区域が比較的狭い中能登町におきまして、3つの温浴施設があることを踏まえ、令和6年度は今後の運営の在り方などについて委員会を設けて方向性を決めていきたいと思っております。

○議長（笹川広美議員） 梅澤学校教育課長
〔梅澤 博学校教育課長登壇〕

○梅澤 博学校教育課長 それでは、古玉議員の小学校でのプールの利用状況についてお答えいたします。

近年の猛暑により、小学校でのプールの授業や夏休みのプール開放に多大な影響が出ております。このうち今年度のプール開放に限ってですが、3つの小学校で先ほど古玉議員がおっしゃられましたように1日や4日間とって割合にしておよそ12%、予定日数の平均14日に対しての12%でありました。

プール開放ができなかった日といえますのは、天候はよかったけれども、先ほど言われました気温と水温が高く、また熱中症警戒アラートが発令され、外出をできるだけ控え、原則運動しないといった予防行動が取られ、やむを得ずプール開放を中止したものであります。

また、3つの小学校のプールについては、屋外プールであるため天候や気温に左右される上、今年の夏は連日猛暑日であったため、例年と比べ、特に影響が大きくなった年でありました。

このため、学校行事との兼ね合いはありますが、今後、学校現場と協議をし、プール利用の期間とか時間帯を工夫するなどの配慮が必要であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 温浴施設に関しましては、令和6年に方向性を、計画を立て

ていくというようなお話でしたので、町民の方からの反響はかなり大きいと思いますけれども、全部の意見を聞くのは難しいかもしれないですけれども、どこかで誰かが決断して前に進めていかなければいけない問題だと思えますので、ぜひ町長のリーダーシップと皆さんへの発信力に期待したいなと思えます。

プールに関してですけれども、本当は私の中では一緒につくってくれればいいなという思いはあるんですけれども、子供たちがとにかく今使えない状態であるということが問題だと思えますし、その状態を改善とにかくしていく方向性を、ここ何年か見ていて、このままでいいのかなと皆さん思っていると思うんですけれども、何かしら実行に移っている形が見えなかったの、またそれをしっかりと協議した上で形にしていただきたいなというふうに思えます。

昨日から津幡町ばかりが話題になっていますが、私、先日、津幡町で今年の春にオープンしました温水プール、アザレアに行ってきました。町では、町民の誰もが生涯スポーツと健康づくりに活用できる快適で身近な温水プールの整備を目標として、生涯にわたって活用できるよう、民間会社のノウハウを有効に活用して運営しております。先ほどもPFIで出てきたように、私は民間の力を活用するというのは大賛成ですし、このように民間が計画段階で入って、そのノウハウをうまく活用している事例だなというふうには私は実際行って感じてきました。ジムでは高齢者が生き生きとバランスボールなどを使って体操しており、中能登にもこんな施設があったらいいのになというふうには感じました。

確かに運営は、今後の少子・高齢化を考えると、この中能登町では厳しいかもしれません。しかし教育と連携し、また福祉の面において健康増進にも大きく寄与する、そういったような施設であれば、検討の余地があるのではないかなというふうに考えるのですが、

町長の中ではこういった複合施設、可能性としてどうお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 プールと温浴施設も兼ねてということで、本当は私はできれば一番にうれしいです。ただ、財源的なものも、もちろん民間PFIとかを使ってもできるかも分かりませんが、私、津幡の町長にも一回、すごいね二十何億もかけてやられましたねと言ったら、いや、今大変ねんちゃ。何でねと言ったら、津幡町が線状降水帯で災害を受けたでしょう。それで十何億ぐらい基金を取り崩して基金がなくなった。それでプールのほうへもう少し回す——回すんですが、結局国からのものも含めたら足りなくなったということで、本当に基金というものは大事やと。失敗したとは言いませんけれども、そういう気持ち、まさかそういう災害が起こるというのを想定してなかったもので、本当に大変な思いをしているよということは言っておいでました。

確かにプールとか温浴施設をすれば、健康的で本当はいいんですが、私もアスロンへずっと15年ぐらい、町長になってからはやめましたけれども、ずっと行っておりました。プールもあって、フィットネスもあって、筋トレもできてということで、中能登町から実際150人ぐらい会員さんがおいでます。

あれとまた一緒のようなものを中能登町につくるということは、なかなか、私はわけにいかないと思っています。七尾市が指定管理でほかのところへ回しておりますけれども、その指定管理も今年はミズノか、羽咋市のどこかが入ったんでしょう。羽咋市のどこかそういう指定管理者が入ってなっていますけれども、実際、指定管理の問題で継続審議。この間、新聞に出ておったように一部継続審議ということでなっておりますので、その辺なかなか難しいということで、一緒に近くにあ

るものをつくるということは非常に難しいということを思いますので、できるだけ夏はスポーツセンターのプールへ行って泳いでもらって、あとは、いろんな意味でフィットネスでもできるようなスポーツセンターがありますので、カルチャーも含めて、あの辺に複合的な施設をできればいいなということを思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 本当にタイミングというものがあるかなとは思いますが、いい面だけではなく、そういった災害時に、ああやってしまったなというようなことだったのかなというお話ですけれども、それでも町民にとっては心のよりどころであったりですか、明るい話題も、落ち込んでばかりいても仕方がないので、そういったような話題を提供できる場ではないかなと。私は見えて、本当に生き生きした皆さんの顔を見て思いました。

また私が言っているのは、教育とも絡めたものなので、子供たちがしっかり活用できるような形を取っていけば、マイナス面はカバーできるんじゃないかなというふうにも考えていますので、その辺、試算等いろいろありますが、ぜひ前向きにこういった可能性もあるというようなものも含めて、今後、温浴施設統合に向けて、また計画を立てていただきたいと思いますというふうに期待いたします。

それでは最後、町祭についてです。

本当にトピックかぶりばかりで申し訳ないんですけれども、3月の定例会議に引き続きまして質問させていただきます。町祭に関してです。

前回質問しましたところ、最後に行われた令和元年の町祭の経費が1,700万円で、財政的にも厳しいんだと。そして今町民の方々、各種団体が行われているお祭りを支援してい

きたいというお話でした。

先ほども甲部議員とのやり取りの中でも、町長はぜひ来年、合併20周年を、ちょうど20周年を3月1日に迎えますけれども、それに向けての式典も考えているというようなお話でした。

また先般、姉妹町の三重県紀宝町のみなとフェスティバルに参加されたお話も何度もされていたんですけども、私も議会のメンバーとして今回初めて参加して、物すごい、あんな小さな町にこんなにたくさん人がいるのかというぐらい活気あふれたお祭りでした。あのときにその活気を肌で感じて気分が盛り上がったのかどうか分からないんですけども、町長は中能登町でもこういった祭りをやりたいということを私は聞きました。おっしゃっていましたね。それを踏まえてですけども、やっぱり何らかの形でお祭りをしたいというふうに感じておられるんだなという本音の部分を見たような気がしました。

それで、今日の発言の中では、そこまで突っ込んだ発言は甲部さんとのやり取りではなかったんですけども、ぜひ20周年式典とは言わずに、町民のみんなが参加できる。式典だけだとお祭りではないんですけども、お祝いという形になってしまうんですけども、商工会祭りなどいろいろありますが、みんなが参加できて、今年の思い出は何と子供たちに聞いたら、町祭楽しかった、僕こんなことしたよ、あんなことしたよというような、そういったようなお祭りをぜひしていただきたいと思いますというふうに思うんですね。

みなとフェスティバルも何も特別なことはしていませんでした。本当にお店があってステージがあって、物すごく有名な方を呼んでステージするのかといたらそうじゃなくて、自分たちでダンスパフォーマンスをして、自分たちでつくり上げている、本当に楽しいお祭りだったんですね。

その活気が町の活性化、地方創生につながっていくと思うんですけども、何も昔からあるそういった曳山とか伝統文化だけではなくて、新しい形の、みんながやってみたい、参加して楽しかったと思えるような町祭をぜひこの20周年を機にやっていただきたいなと思っているんですけども、その辺の町長の考えをお聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町祭についてのご質問にお答えします。

先ほどの甲部議員の質問でも答弁をいたしました。今年10月に姉妹町である三重県紀宝町の紀宝みなとフェスティバルが4年ぶりに開催され、私も参加をさせていただきました。会場を埋め尽くす観客で、大変大きなにぎわいであったと体感してまいりました。

当町の町祭、織姫夏ものがたりの一番多い観客がいたときを思い出します。そんな活気あるイベントでありました。

今後の町祭につきましては、昨日の南議員、そして先ほどの甲部議員の質問にも答弁したとおり、中能登の歴史、産業のストーリーに魅力を感じていただき、町外から様々な方を巻き込み、町民全員がおもてなしの心で関係を築き、交流人口から移住、定住にもつながる、そんなスタイルのイベントが大切であると思っています。

町といたしましても、能登に息づく衣食住の文化観光の価値として高い、どぶろくやおにぎり、能登上布などを取り入れながら、これまで積み上げてきた町民融和の心を掛け合わせ、各種団体が自発的に取り組むことができるイベントに支援してまいりたいと考えております。

中能登町の一番大きいイベントはトレイルランということで、トレイルラン、今年も六百何人の方がおいでました。ボランティアも含めて750人か800人近い方がボランティアに来られました。

ただ、私は町長になりまして、トレイルランも走りましたけれども、何かしら若い人が来て、一緒に見て応援するというのが欠けて、町民の皆さんが用意ドンとスタートしたとき、朝、時間は早いですが、そういう中で、何かみんなが出てきて、用意ドンとスタートした後に、レクトピアパークの広場にも当日、イベントステージもあるものですから、そのステージも利用して、先ほど言われた町の皆さんがいろいろパフォーマンスできる人もおいでますし、紀宝町でも漫才の人が2組ほどして、結構有名な人でしたね。名前は忘れちゃったけれども。

その人が来ていって、中能登町にもいろいろなそういうパフォーマンスする人がおいでますし、そういうのをあの機会にも一つでも設けて、ひとつ、20周年の前の来年でもできれば、プレイイベントとして、何か来年、再来年また、どぶろくの全国大会がありますので、来年ぜひトレイルランのときにしていきたいなということで、三役会議も含めて話をしているわけです。

それはどういう形になるか分かりませんが、あこを活用して、皆さん出ていった後はがらんとしているものですから、何か、今年はキッチンカー6台か7台ぐらい来ていたけれども、飲食店組合とか商工会の人も来ていただいて、本当は商工会のフェスをあそこでばんとやってもらえば、おにぎりフェスをやっていただければ、その時間帯に。多分、紀宝町でも10時から3時までで5時間のイベントでしたので、あの時間、例えばスタートして9時頃から3時頃までで6時間ほど、あそこの会場でみんな来ていただいてイベントをするということも考えられますので、その辺またじっくり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 祭り、何かしら

子供たちの心に残るようなものをしていきたいなと思っているんですけども、今言われたようなどぶろくとかトレイルランニングというのは、小さい子供たちは参加できないんですよね。

そういう意味でも、年代を問わずにみんなが一つになれるようなものを、ぜひ我々も知恵を絞っていかなければいけないですし、執行のほうからもそういったアイデアを、何かしらお互いに切磋琢磨していいものをつくっていければなというふうに思います。

日本国内には大小30万件の祭りが毎年あるそうです。その経済効果は年間5,300億円にも上るとの試算が出ています。大きいものになりますと、青森のねぶた祭りなどは県のGDP 1%の経済効果だそうです。

私たちの心に残るだけではなくて、町の活性化につながる、そして町の未来につながっていく。子供たちがこういった町に住んでみたい、住み続けたい、戻ってきたいと思えるようなまちづくりになっていく大きなきっかけとなるんじゃないかなと思いますので、ぜひ前向きに、次年度予算に期待したいと思います。

以上です。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時35分 散会

令和5年12月18日（月曜日）

○出席議員（10名）

1番	三浦克欣	議員	6番	古玉いづみ	議員
2番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
3番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
4番	池島和喜夫	議員	11番	甲部昭夫	議員
5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員

○欠席議員（1名）

8番 林真弥 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田島洋子
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田正	生活環境課長	田中智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 貴 書記 北野 勝之
議会事務局長補佐 神保 悦子

○議事日程（第4号）

令和5年12月18日 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第27号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第31号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第37号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第38号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第39号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第40号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第41号 令和5年度中能登町水道事業会計補正予算

（委員長報告・質疑・討論・採決）

(追加日程第1)

議案第42号 令和5年度中能登町一般会計補正予算

(質疑・討論・採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） ご苦労さまです。
8番 林 真弥議員から体調不良のため欠席届が提出されていますので、報告します。
ただいまの出席議員数は10名です。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（笹川広美議員） 日程第1
これより、本定例会議から付託をしておりました議案第27号から議案第41号を一括して議題とします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 甲部昭夫委員長

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案6件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案6件についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案6件については、全会一致で可決をいたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 次に、教育民生常任委員会 古玉いづみ委員長
〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案3件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程について申し上げます。

議案第31号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、委員から、料金改定前に購入した入浴施設回数券について、料金改定後もそのまま追加料金なしで使えるのかとの質疑があり、執行部からは、料金改定後は改定前に購入した回数券に50円を負担して利用していただくことになるとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案3件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員） 次に、予算決算常任委員会 南 昭榮副委員長
〔予算決算常任委員会副委員長（南 昭榮議員）登壇〕

○予算決算常任委員会副委員長（南 昭榮議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告をいたします。

まず、今定例会議で付託されました案件は、議案6件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算について、歳出、第3款民生費、障害者等自立支援給付事業6,431万円について説明を求めたところ、障害者で常に介護を必要とする人や、少人数で共同生活をする人、働く場を提供し就労の知識や能力向上のために必要な訓練を行う人など、当初の見込みより人数が増えたことによるものと説明を受けました。

次に、同じく第9款消防費、消防施設費の工事請負費2,161万円について説明を求めたところ、中能登消防署の改修工事において、新型コロナウイルスの感染対策を強化するため当直室を1階と2階に分けて設置することや、女性消防隊員の受入れを可能とするための整備、照明器具をLEDに変更する工事を実施するものと説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託を受けました議案6件は、全会一致で可決いたしました。

最後に、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（笹川広美議員） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（笹川広美議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） これより、議案第27号から議案第41号について一括して討論を

行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 澤 良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） 私は、議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

具体的には、この中の中能登町道路公園包括管理等PFI事業があまりに長期間で、かつ多岐にわたる事業であるため、そこから生じる不確定要素が計り知れず、事業のメリットよりも将来的なリスクが大きいと判断し、反対をいたします。

この事業は、令和7年度から令和21年度までの長期15年間の債務負担行為限度額が62億円と高額であり、将来の財政に影響を与える可能性があります。

本件審議については、一般質問でも申し上げましたが、秘密会となり、実質的な審議は40分ぐらいで、その一度だけの会議をもって本日の採決を迎えております。会議の内容は、民間企業への過剰とも言える期待一辺倒で、希望的観測色が強い、そういう執行の説明でございました。

一方、通常は3年から5年の期間で実施されるものが、本件のように15年という極めて異例の長期にわたり、取組に対するリスク管理の説明が不十分でした。資料も情報漏えい防止の観点から回収され、手元にはありません。

このような状況で、どこかの町のように行政は性善説で行い、不祥事は想定外という立場でない限り、将来にわたり大きなリスクを抱えた62億円の15年間のローンは組めません。議員として、中能登町議会基本条例第24条、議会及び議員の責務にのっとり、断固反対をいたします。

良識ある議員各位のご賛同をお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成

者の発言を許します。

1 番 三浦克欣議員

〔1 番（三浦克欣議員）登壇〕

○1 番（三浦克欣議員） 私は、議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算に対して、賛成の立場で討論を述べたいと思います。

補正予算の中でも、特にやはり債務負担行為補正に関して、さらに一般質問でも取り上げられた中能登町道路公園包括管理等PFI事業の15年間、62億円の契約を進めることについて賛成の意を示す。その責任として、今後の事業についての進捗状況を議会に定期的に積極的な報告を要望いたします。

町内の道路管理の包括的な事業の委託に加えて、主要な公園の運営管理も含まれており、どのような公園に生まれ変わっていくのか、町民の皆さんにとっては大きな関心事ではないかと思えます。その意味でも、事業の経過を町民の皆さんにも公開していく責務があると思われまます。

また、62億という金額もそうですが、15年という期間も、今後、責任の所在が曖昧になりかねない事案であることを認識し、私たち議員もさることながら、次の世代を担う職員の方々にもしっかり受け継いでいただきたいという願いを込めて、賛成といたします。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

6 番 古玉いづみ議員

〔6 番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6 番（古玉いづみ議員） 私は、議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算に賛成の立場から討論させていただきます。

この議案第36号には、今ほどお2人もお話しされました中能登町道路公園包括管理等PFI事業、こちらの債務負担行為62億円が含

まれております。

私の一般質問でも細かくただささせていただきましたが、執行部側からは、この町の町民にとってデメリットは何一つない、そういったふうに考えているというような言葉をはっきり聞きました。

それをそのままのみにするほど私は楽観的ではないですが、今後、少子・高齢化が進むこの町にとって、公共事業の新しい在り方、それは町が単独でやっていくことは無理だろうというふうに考えております。民間の力を借りながら、新しい自由な発想で、この町の公園、そして道路を管理していく。そのこれからの期待をしまして、私は賛成させていただきます。

また、この予算には消防署の改修、本当に今必要とされているものであったりですか、子供たちの医療費、こちらも含まれております。インフルエンザやその他の感染症が広がっている中、早急にこの予算を成立させなければいけないというふうに考え、私は、この議案に賛成させていただきます。

議員の皆様方の良識ある判断、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第27号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第28号
中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第29号
中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第30号
中能登町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第31号
中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第32号
中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第33号
中能登町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第34号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第35号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決

されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第36号 令和5年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立多数であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、

議案第37号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第38号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第39号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第40号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第41号 令和5年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案5件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第37号から議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（笹川広美議員） お諮りします。

ただいま宮下町長より、議案第42号 令和5年度中能登町一般会計補正予算の議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時27分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員） 追加日程第1

議案第42号 令和5年度中能登町一般会計補正予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第42号 令和5年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億3,077万5,000円とするものであります。

補正予算の歳入で主なものは、第18款繰入金の財政調整基金繰入金として7,907万8,000円を増額するものであります。

歳出の主なものでは、第3款民生費の老人福祉施設費に係る経費として592万8,000円、

第7款商工費の緊急経済対策費に係る経費として6,693万2,000円を増額するものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第42号 令和5年度中能登町一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第42号については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） これより、議案第42号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第42号 令和5年度中能登町一般会計
補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員でありま
す。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決
されました。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で、本定例会
議に付議をされました議案の審議は全て終了
いたしました。

これをもって、令和5年度中能登町議会12
月定例会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 笹 川 広 美

署名議員 坂 井 幸 雄

署名議員 三 浦 克 欣